



苧 田 町
都 市 計 画
マ ス タ ー プ ラ ン
2020

令和2年3月

苧 田 町

目 次

第1章 苅田町都市計画マスタープランの概要

1. 苅田町都市計画マスタープランの概要	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の対象範囲	
(4) 計画の構成	
(5) 目標年次	
2. 苅田町都市計画マスタープランの意義と役割	3
(1) 計画の意義	
(2) 計画の役割	

第2章 改定の背景と町の状況・課題

1. 改定の背景	5
2. 自然的状況	6
(1) 位 置	
(2) 地 形	
(3) 自 然	
3. 社会的状況	7
(1) 人口の状況	
(2) 産業の状況	
4. 都市の状況	12
(1) 法適用状況	
(2) 土地利用の状況	
(3) 都市施設の状況	
(4) 市街地整備の状況	
(5) 自然・歴史資源の状況	
(6) 都市防災の状況	
5. まちづくりにおける町民意識	21
(1) 町民意向調査（アンケート）	
(2) 町民ワークショップ	
(3) 大学生グループインタビュー	
6. まちづくりの取組みと達成状況	25
(1) 苅田町都市計画マスタープラン（H18.3月策定）の概要	
(2) まちづくりの取組みと達成状況	
7. まちづくりの課題と方向性	29
(1) これからのまちづくりに求められる視点	
(2) まちづくりの課題	

第3章 まちづくりの基本方針

1. まちづくりの基本理念と基本目標	37
2. 基本フレーム	39
(1) 関連計画に示される将来人口	
(2) 将来目標人口の設定	
3. 将来の都市構造	40
(1) 交通軸の形成	
(2) 拠点の形成	
(3) ゾーンの形成	

第4章 全体構想（部門別方針）

1. 土地利用に関する方針	43
(1) 土地利用に関する基本目標	
(2) 基本的な考え方	
(3) 土地利用に関する方針	
2. 都市施設整備に関する方針	49
(1) 都市施設整備に関する基本目標	
(2) 基本的な考え方	
(3) 都市施設整備に関する方針	
3. 市街地整備に関する方針	55
(1) 市街地整備に関する基本目標	
(2) 基本的な考え方	
(3) 市街地整備に関する方針	
4. 自然・歴史資源の活用に関する方針	57
(1) 自然・歴史資源の活用に関する基本目標	
(2) 基本的な考え方	
(3) 自然・歴史資源の活用に関する方針	
5. 都市防災に関する方針	60
(1) 都市防災に関する基本目標	
(2) 基本的な考え方	
(3) 都市防災に関する方針	

第5章 地域別構想

1. 地域区分の設定	63
2. 荻田・馬場・南原地域	64
(1) 地域の概況	
(2) 目指すべき地域の姿	
(3) 地域のまちづくり方針	

3. 与原・尾倉地域	67
(1) 地域の概況	
(2) 目指すべき地域の姿	
(3) 地域のまちづくり方針	
4. 本港・南港・松山地域	70
(1) 地域の概況	
(2) 目指すべき地域の姿	
(3) 地域のまちづくり方針	
5. 片島・二崎・高城山地域	73
(1) 地域の概況	
(2) 目指すべき地域の姿	
(3) 地域のまちづくり方針	
6. 白川・山口地域	76
(1) 地域の概況	
(2) 目指すべき地域の姿	
(3) 地域のまちづくり方針	

第6章 実現に向けた取組みと推進体制

1. 実現化方策	79
(1) 多様な主体の協働によるまちづくり	
(2) 行政の推進体制	
2. 計画の進行管理と見直し	83
(1) 計画の進行管理	
(2) 計画の見直し方針	

資 料

資料1 苺田町都市計画マスタープラン策定体制	87
資料2 苺田町都市計画マスタープラン改定の検討経緯	87
資料3 苺田町都市計画マスタープラン研究会設置条例	88
資料4 苺田町都市計画マスタープラン研究会委員名簿	89
資料5 苺田町のまちづくりのあゆみ	90
資料6 用語解説	91

第1章 苅田町都市計画 マスタープランの概要



1. 苅田町都市計画マスタープランの概要

(1) 計画の目的

苅田町都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映し、都市計画の視点から将来のまちづくりや都市計画の基本的な方針を明確にし、総合的に展開していくための計画です。

(2) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

本マスタープランは、都市計画法*第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。

② 上位・関連計画との位置づけ

本マスタープランは、福岡県の都市計画区域マスタープラン*や、苅田町総合計画などの上位計画に基づくとともに、都市計画以外の分野における関連計画との連携を図った、まちづくり・都市計画分野の基本方針を定めた計画です。今後行われる、個別の都市計画の実施計画は、本マスタープランに基づき実施されます。

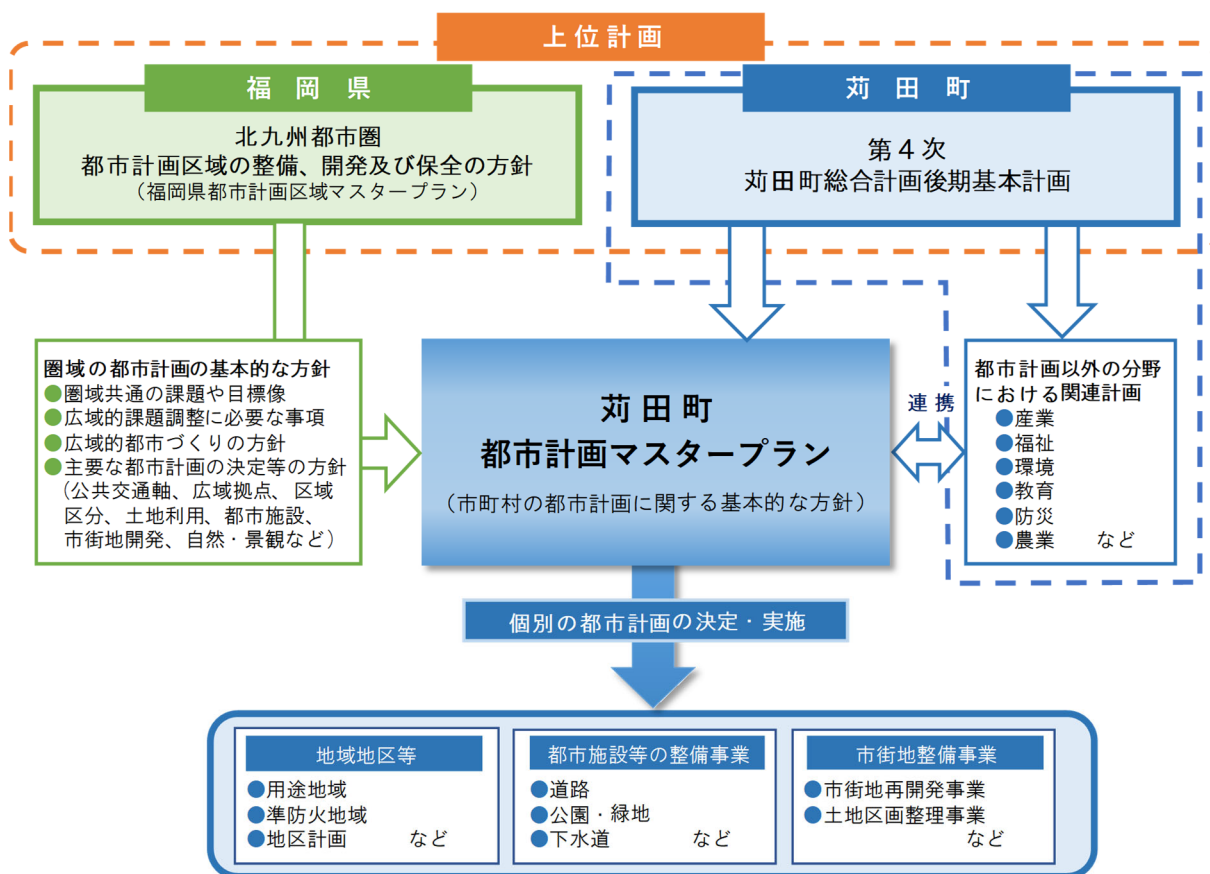


図 1-1 上位・関連計画との位置づけ

(3) 計画の対象範囲

本マスタープランの対象範囲は、幅広いまちづくりの視点から、都市計画区域*以外も含めた町全域とします。

(4) 計画の構成

本マスタープランの構成は、以下の6章構成となっています。

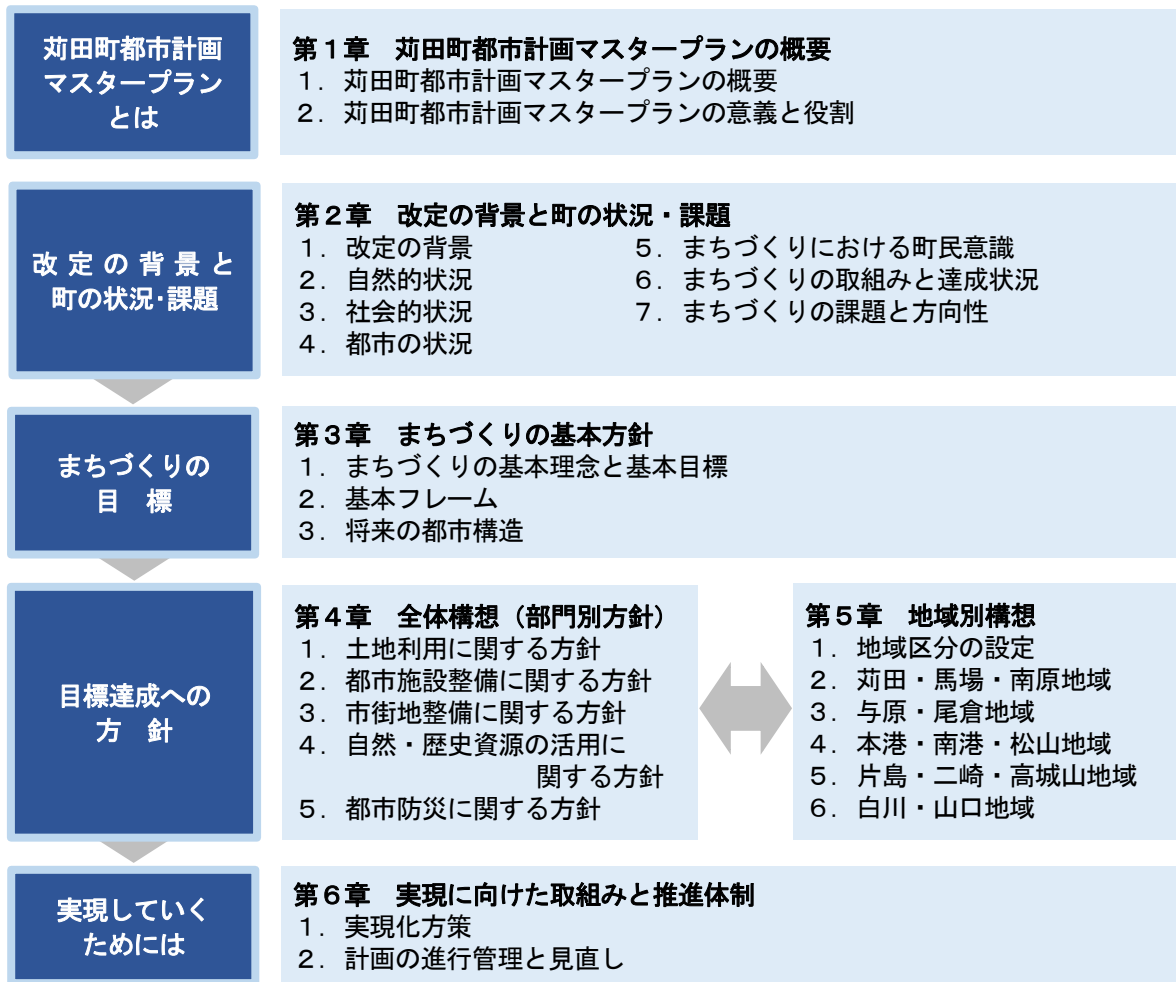


図1-2 苅田町都市計画マスタープランの構成

(5) 目標年次

目標年次は、2020年を基準に概ね20年後の2040年とし、中間見直し時期を2030年とします。ただし、町の総合計画や福岡県の都市計画区域マスタープランなどの上位計画の見直しや、関連する法令・制度の改正などが行われた場合は、必要に応じて見直しを行います。

2. 苅田町都市計画マスタープランの意義と役割

(1) 計画の意義

平成18年3月に苅田町都市計画マスタープランを策定し、「きらりと輝く美しい風土〜かんだ〜」を基本理念に、JR 苅田駅周辺の交通結節機能の強化、与^よ原土地^と区画^{くわ}整理事業の推進、臨海・臨空部への企業誘致、自然・歴史資源の保全などに取組んできました。

これからのまちづくりは、人口減少や高齢化、大規模災害への対応や、民間と行政との協働、環境負荷低減等の取組みなど、新たな課題やニーズに的確に対応していくことが求められます。

本マスタープランでは、以上の社会状況の変化をふまえ、この先 20 年後の将来に目指していくべきまちづくりの方向性を示します。

(2) 計画の役割

本マスタープランには、次のような役割があります。

○ 実現すべき都市の将来像を示します

実現すべき都市の将来像を示し、行政、町民、事業者などが共有するまちづくりの方針を示します。

○ 個別の都市計画に関し住民の理解を得ます

町民や事業者などに対し、都市計画の位置づけや必要性をわかりやすく示します。

○ 都市整備に関わる施策の体系的な指針となります

土地利用や市街地整備、都市施設整備などに係る個別の都市計画事業の指針となり、事業間での整合を図ります。

○ 個別の都市計画の決定・変更の指針となります

土地利用や市街地整備、都市施設整備などについて、個別の都市計画決定や変更を行う際の指針となります。

○ 将来像実現に向けた取組みを戦略的に示します

都市の将来像実現に向けた、町民、事業者などに期待される役割や、行政の推進体制などの実現化方策を示します。



第2章 改定の背景と 町の状況・課題

1. 改定の背景

平成18年3月の苅田町都市計画マスタープラン策定から14年以上が経過し、計画の目標年次である令和2年(平成32年)に至ることから、新たなまちづくりの目標と方針設定のための計画改定を行います。

改定にあたり、第2章では、町の状況変化や全国的な社会状況の変化の整理、アンケートやワークショップなどによる町民意識の把握、平成18年3月策定時からの取組みの達成状況のふりかえりなどを行い、これからのまちづくりの課題と方向性をまとめています。

苅田町都市計画マスタープラン改定の背景

自然的状況
2章-2

- 位置
- 地形
- 自然

社会的状況
2章-3

- 人口の状況
- 産業の状況

都市の状況
2章-4

- 法適用状況
- 都市施設*の状況
- 自然・歴史資源の状況
- 土地利用の状況
- 市街地整備の状況
- 都市防災の状況

まちづくりにおける
町民意識
2章-5

- 町民意向調査(アンケート)
- 町民ワークショップ
- 大学生グループインタビュー

まちづくりの取組みと
達成状況
2章-6

- 苅田町都市計画マスタープラン(H18.3月策定)の概要
- まちづくりの取組みと達成状況

まちづくりの課題と方向性
2章-7

- これからのまちづくりに求められる視点
- まちづくりの課題

法令・関連計画の改定

- 町の最上位計画である第4次苅田町総合計画後期基本計画の策定
- 北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(福岡県都市計画区域マスタープラン)の改定
- まちづくりに関わる都市計画法、都市緑地法、景観法などの改正

2. 自然的状況

(1) 位置

- ・ 本町の総面積は 47.0km²で、福岡県の北東部に位置し、北九州市と行橋市に接しています。

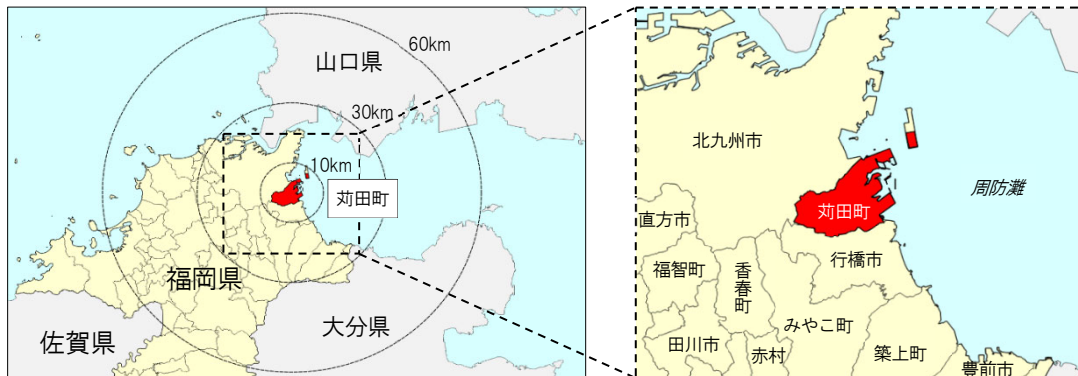


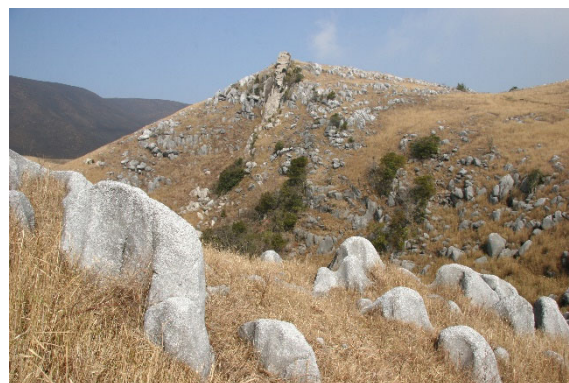
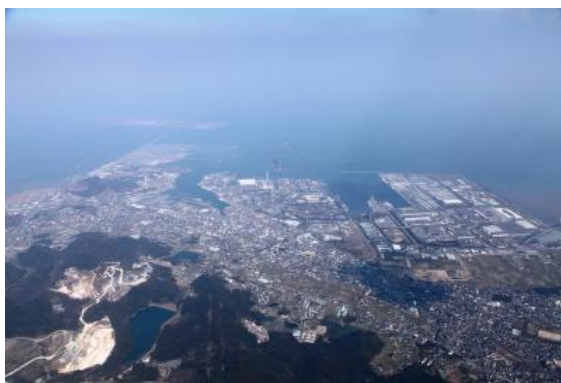
図 2-1 位置図

(2) 地形

- ・ 本町中央部の高城山^{たかじょうさん}を中心とした山林と海に挟まれた平坦地に、南北に走る国道 10 号や JR 日豊本線などの交通軸に沿って、比較的集約された市街地が形成されています。
- ・ 周防灘^{すおうなだ}に面する本町の海岸部は遠浅で、かつては製塩業地としても名高いところでした。埋立が進んだ現在では、国際貿易港^{すおうなだ} 苅田港を擁する広大な臨海工業地帯として発展し、自然海岸は白石海岸にその一部を残すのみとなっています。
- ・ 東九州自動車道の苅田北九州空港 IC をはじめ、JR 日豊本線の苅田駅^{おぼせ}や小波瀬西工大前駅、苅田港、北九州空港などが相互に連携した交通ネットワーク*により、『陸・海・空』の交通結節拠点となっています。

(3) 自然

- ・ 本町の西側は、カルスト台地*で有名な平尾台に連なる山塊に囲まれ、国の天然記念物^{せいりゅうくつ}・青龍窟や、貴重な草花が咲く広谷湿原、等覚寺の棚田など豊かな自然が残っており、麓にはのどかな田園地帯が広がっています。



3. 社会的状況

(1) 人口の状況

- ・ 人口・世帯数は、平成 22 年まで増加傾向でしたが、平成 27 年に減少しました。(国勢調査*ベース)
- ・ 世帯人員は減少が続いており、核家族化が進行しています。
- ・ 地区別の人口増減率をみると、JR 日豊本線西側で増加地区が多く、特に、JR 荻田駅西側やその北側で民間の宅地開発が進み、40%以上増加しています。JR 日豊本線東側の既存市街地や市街化調整区域*、都市計画区域外は減少地区が多くなっています。

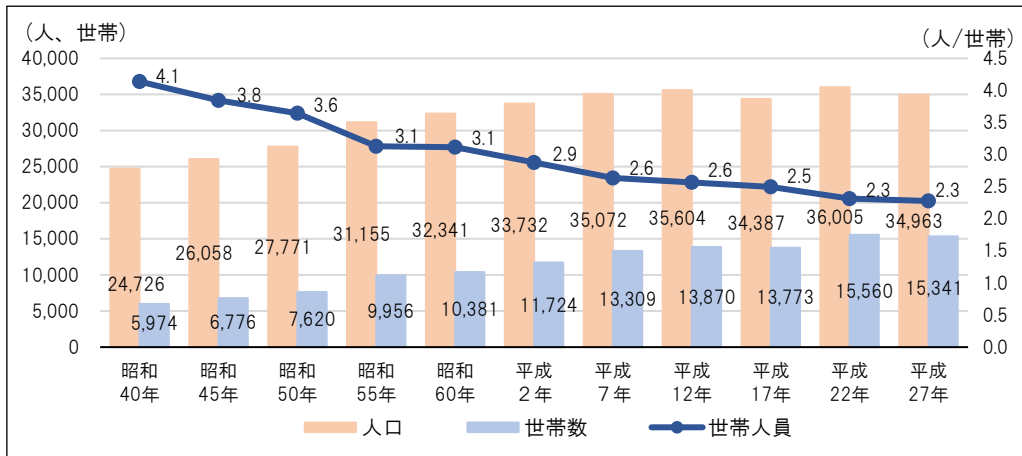


図 2-2 人口・世帯数の推移

資料 国勢調査

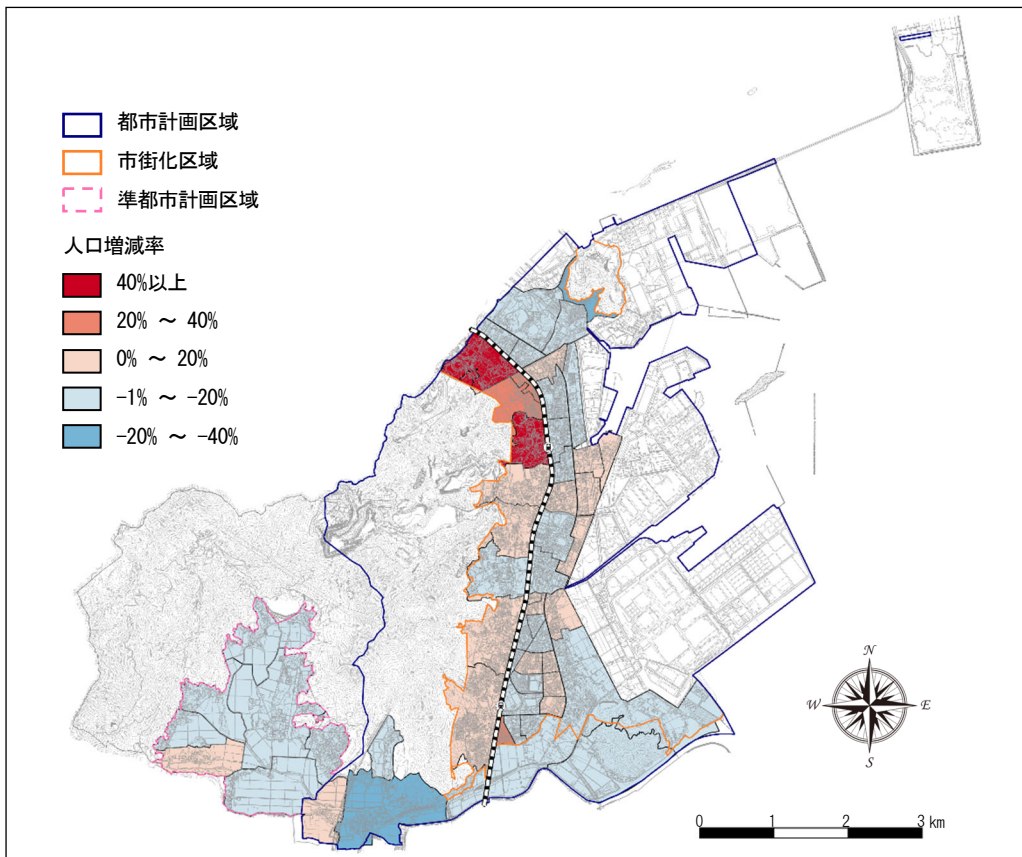


図 2-3 地区別人口の推移

資料 国勢調査(平成 22 年、27 年)

- ・ 年少人口(0～14 歳)割合と、生産年齢人口(15～64 歳)割合が減少し、老年人口(65 歳以上)割合が増加しています。
- ・ 昼間人口は夜間人口の約 1.2 倍となっているとともに、概ね増加傾向です。
- ・ 平成 28 年以降、外国人居住者が増加しています。増加の主な要因として、自動車関連企業などへの技能実習生の増加が挙げられます。

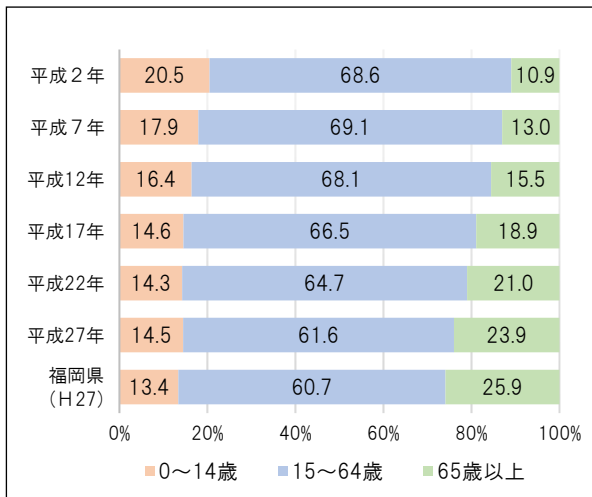


図 2-4 年齢別人口割合の推移

資料 国勢調査

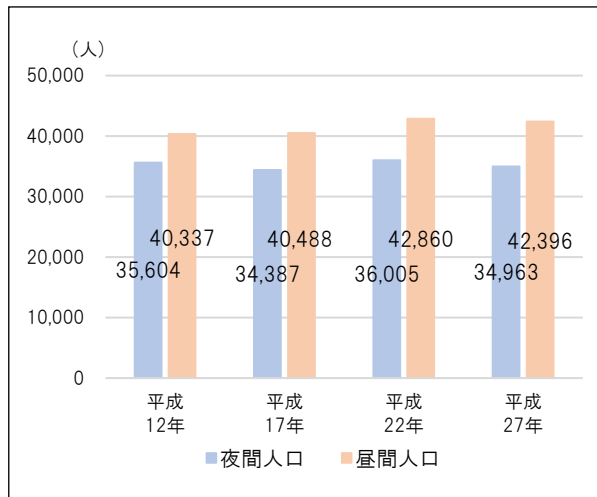


図 2-5 昼間人口の推移

資料 国勢調査

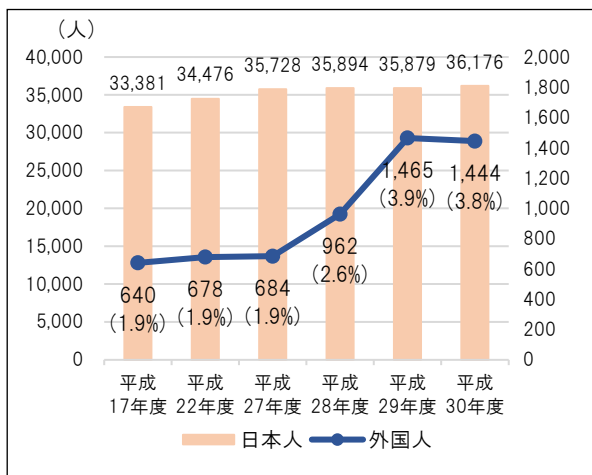


図 2-6 外国人居住者の推移

資料 住民基本台帳(3月末時点)

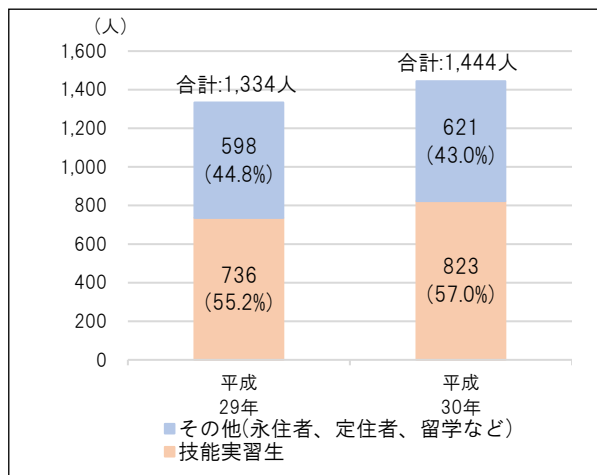


図 2-7 在留資格別(技能実習生)の状況

資料 在留資格別人数調査(12月末時点)

(2) 産業の状況

① 産業別従業者数

- ・ 本町の総従業者数の4割半ばを製造業が占め、次いで卸売業・小売業、運輸・郵便業、医療・福祉などが1割前後です。
- ・ 平成21年より増加した総従業者の約9割が製造業です。

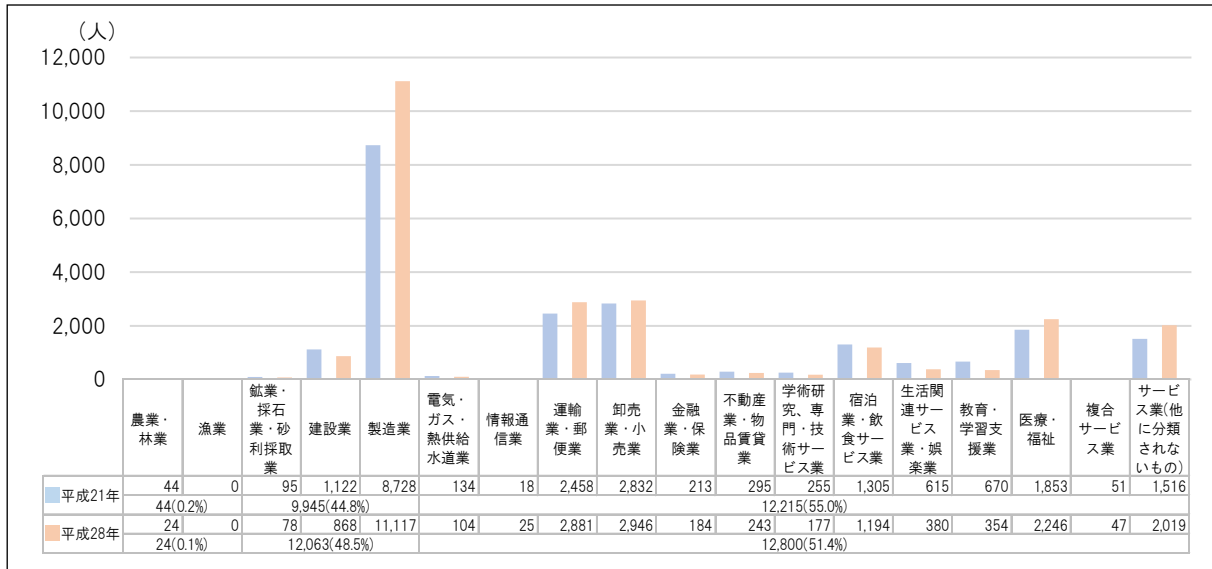


図 2-8 産業別従業者数の状況

資料 経済センサス

② 農業・漁業

- ・ 本町の農業は、稲作を中心に一部で野菜などが栽培されています。30年間で、農家数は約4割、経営耕地面積*は4割半ばに減少しています。
- ・ 本町の漁業は、定置網漁が大きく減少し、平成2年以降、かき養殖が行われています。30年間で、経営体は半数に減少しています。

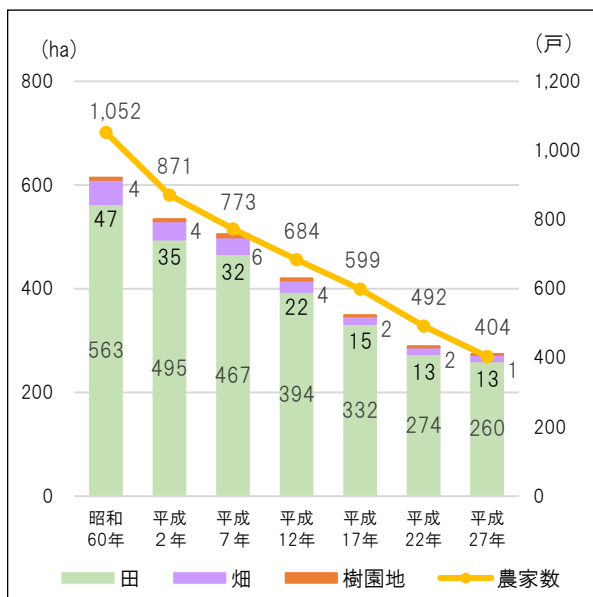


図 2-9 農業の推移

資料 福岡県統計年鑑、平成27年は農業センサス

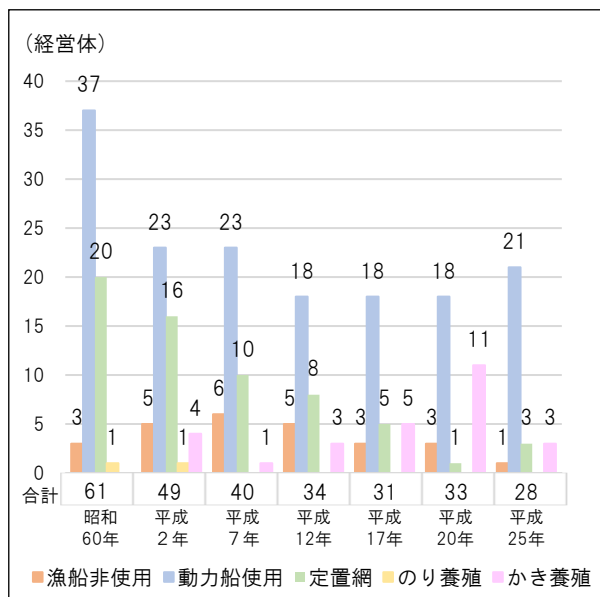
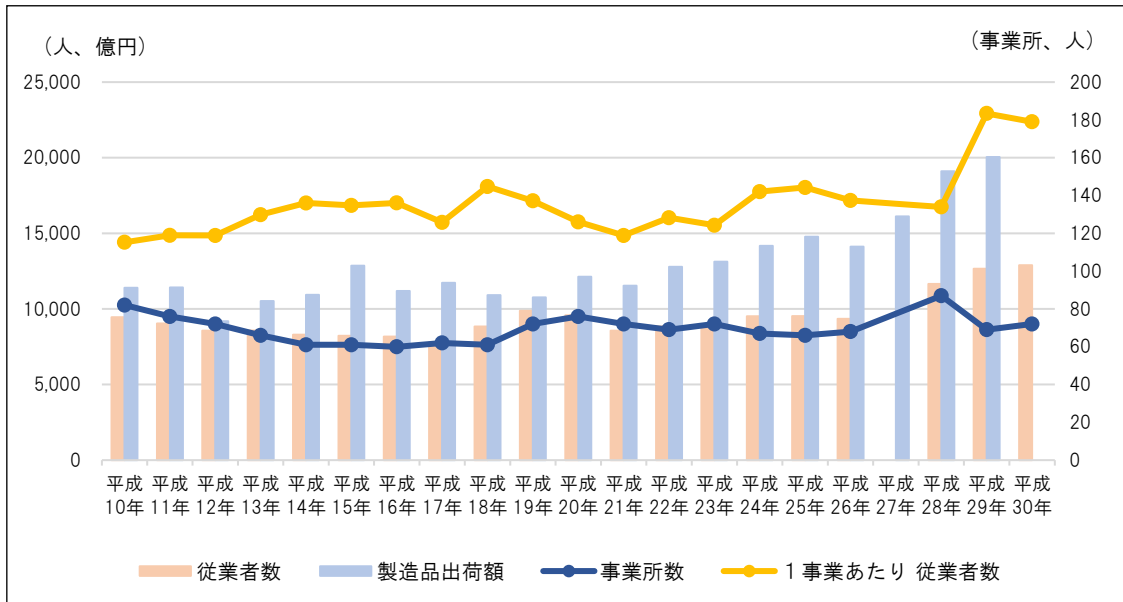


図 2-10 漁業の推移

資料 福岡県統計年鑑

③ 工業

- ・ 本町の製造業の事業所数は60から90事業所で推移し、従業者数は平成17年以降増加傾向です。製造品出荷額は年々増加し、平成29年には2兆円を超えています。
- ・ 苅田港の貿易額は、平成27年以降自動車の輸出額が大幅に増加し、平成29年には1兆1千億円を超えました。平成30年は1兆円を下回りましたが、港別輸出額は、博多港、門司港に次いで九州で3番目です。



注) 平成27年は調査が行われていない。
 注) 平成28年以降、事業所数および従業者数については当年6月1日現在の実績、製造品出荷額については前年の実績を調査。
 注) 平成30年の製造品出荷額は、令和2年3月現在未公表。

図 2-11 製造業の推移

資料 工業統計他

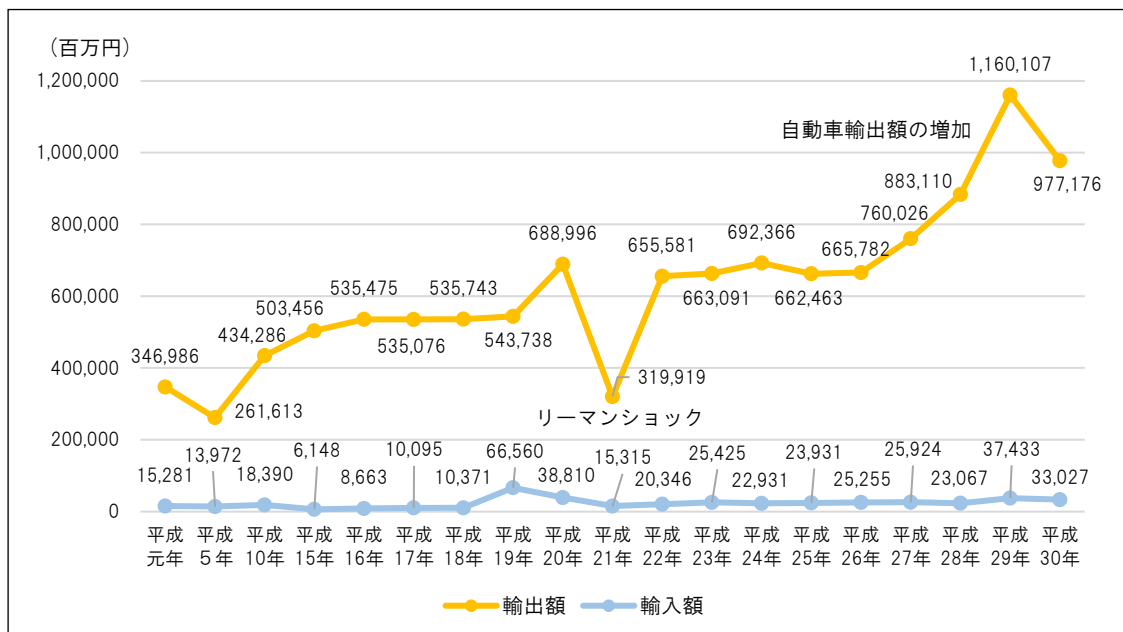


図 2-12 苅田港の貿易額の推移

資料 門司税関貿易統計

④ 商業

- ・ 本町の小売業は事業所数及び従業者数は減少していますが、年間販売額及び売場面積は増加しています。また、人口1人あたりの年間販売額及び売場面積ともに増加しています。
- ・ 平成30年の町調査では、苺田駅南側の商店街周辺で81の店舗が営業しており、32の空き店舗が確認されています。全店舗に占める空店舗率は3割弱です。

表 2-1 小売業の状況

項目	苺田町			人 口		人口1人あたり	
	平成 19年	平成 28年	増減数	平成 19年	平成 28年	平成 19年	平成 28年
事業所数 (所)	330	221	▲ 109	34,925	36,412	-	-
従業者数 (人)	1,971	1,698	▲ 273	/	/	-	-
年間販売額 (百万円)	37,664	46,126	8,462			1.08	1.27
売場面積 (㎡)	39,306	41,571	2,265			1.13	1.14

資料 経済センサス、住民基本台帳

4. 都市の状況

(1) 法適用状況

- ・ 本町の東側に都市計画区域が指定され、市街地や臨海部の埋立地を市街化区域*に、市街化区域周辺の山林や農地を市街化調整区域に区分しています。
- ・ 市街化区域の6割弱を工業系用途地域*が占め、住居系用途地域は4割弱、商業系用途地域は1割未満です。
- ・ 苅田港後背地の工業系用途地域を中心に、臨港地区*が指定されています。
- ・ 本町西側の都市計画区域外の農地や集落に、準都市計画区域*が指定されています。
- ・ 準都市計画区域の西側の山林に、北九州国定公園や筑豊県立自然公園が指定されています。
- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外の山林には地域森林計画対象民有林が、農地には農業振興地域や農用地区が指定されています。

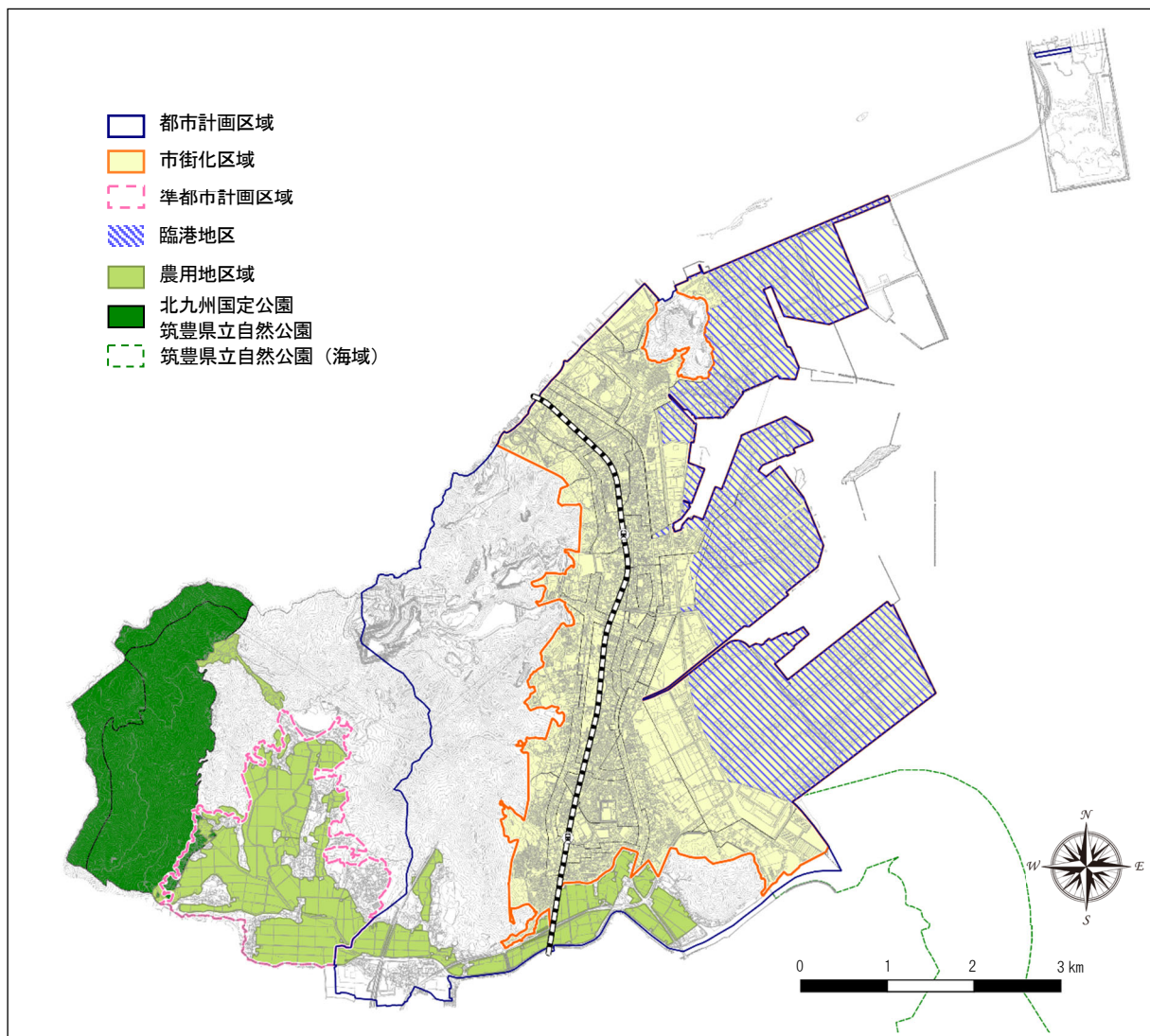


図 2-13 法適用状況

資料 平成 29 年度都市計画基礎調査を基に農政課提供データを基に作成

表 2-2 法適用状況及び都市計画区域等の割合

地域・地区	名称	指定年月日		面積 (ha)	根拠法
		当初	最終		
区域指定	都市計画区域	S19.5.21	H29.1.24	3,348.0	都市計画法
区域指定	準都市計画区域	H20.3.31		417.0	都市計画法
区域区分	市街化区域	S45.12.28	H29.10.27	2,088.0	都市計画法
区域区分	市街化調整区域	S45.12.28	H29.10.27	1,260.0	都市計画法
地域地区	用途地域	S47.3.10	H29.10.27	2,088.0	都市計画法
地域地区	臨港地区	S40.5.1	H29.12.1	886.5	港湾法及び都市計画法
農業地域	農業振興地域	S45年度	H5.3	831.0	農業振興地域の整備に係わる法律
農業地域	農用地区域	S50.2.20		592.0	農業振興地域の整備に係わる法律
自然公園地域	北九州国定公園	S47.10.16		114.0	自然公園法
自然公園地域	筑豊県立自然公園	S25.5.13		323.0	自然公園法

注) 北九州国定公園及び筑豊県立自然公園の面積は図上計測による

資料 苅田町資料、都市計画課データ

表 2-3 市街化区域(用途地域)内訳

用途地域	面積(ha)	比率(%)
第二種低層住居専用地域	154	7.4
第一種中高層住居専用地域	264	12.6
第一種住居地域	328	15.7
準住居地域	34	1.6
住居系小計	780	37.3
近隣商業地域	45	2.2
商業地域	63	3.0
商業系小計	108	5.2
準工業地域	144	6.9
工業地域	118	5.7
工業専用地域	938	44.9
工業系小計	1,200	57.5
合計	2,088	100.0

資料 苅田町資料、都市計画課データ

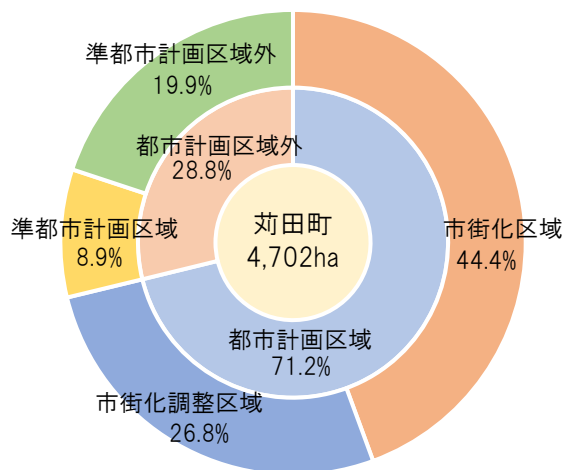


図 2-14 都市計画区域等の割合

(2) 土地利用の状況

- ・ 国道10号とJR日豊本線を軸に宅地化が進行し、南北方向に市街地が形成されています。また、海岸部では、昭和34年頃から工業用地としての埋立て造成工事が開始され、50年以降、埋立て造成工事がさらに拡大し、広大な臨海工業地帯が形成されています。
- ・ 市街化区域は、宅地や道路などの都市的土地利用*が約8割を占め、中でも工業用地がもっとも多くなっています。市街化調整区域は、山林や農地などの自然的土地利用*が8割以上を占めています。
- ・ 平成28年度に町が行った空き家実態調査*では219棟の住宅空き家(専用住宅及び店舗併用住宅)が確認されており、その多くは大規模な修繕の必要がなく、活用可能な状態です。

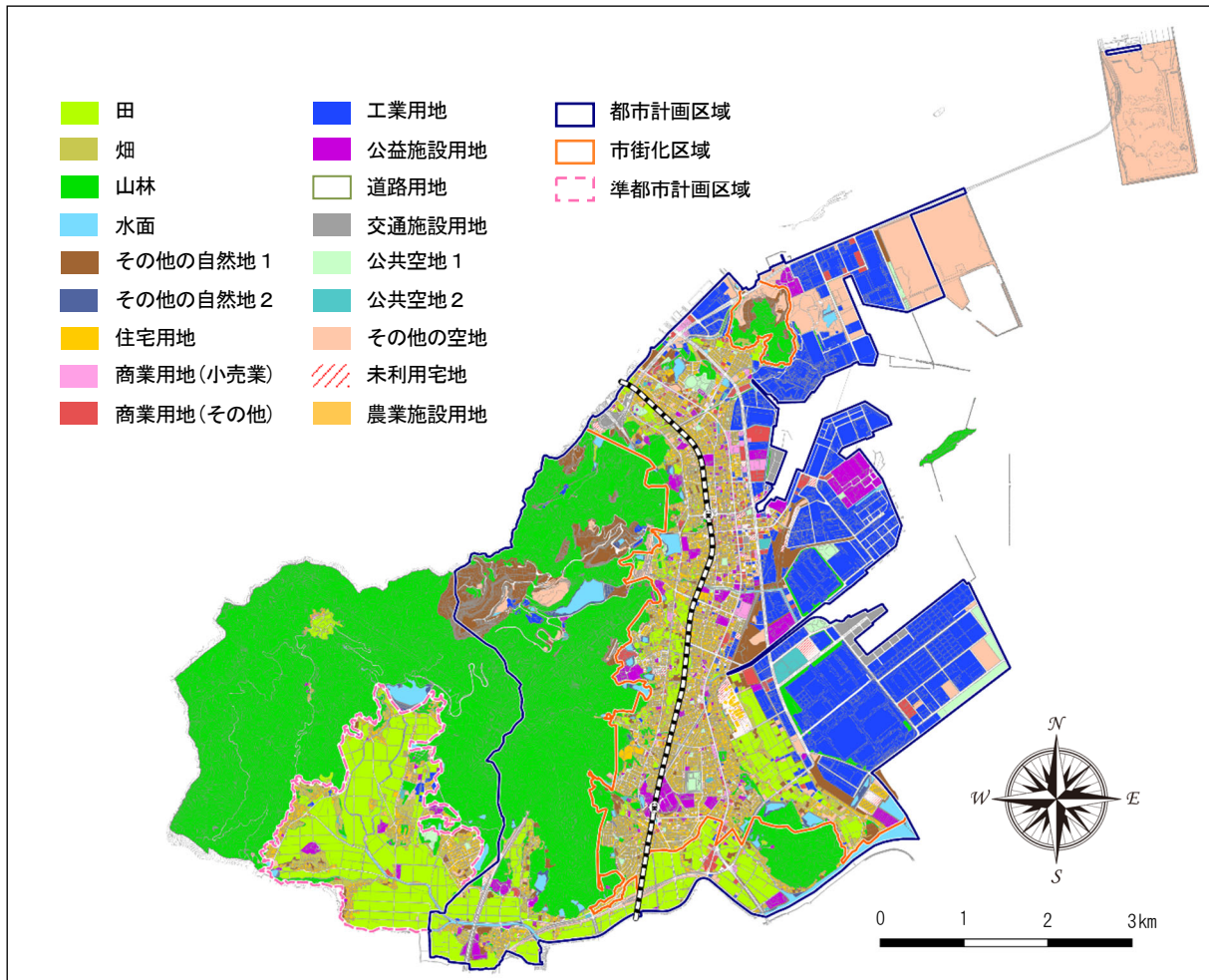
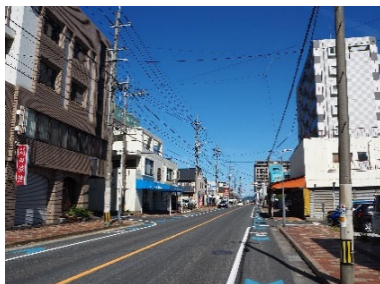
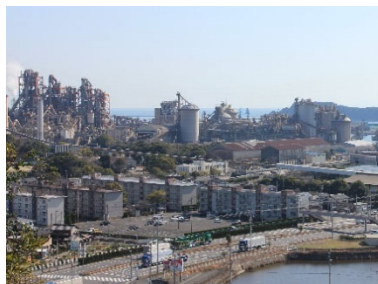


図 2-15 土地利用の状況

資料 平成29年度都市計画基礎調査を基に作成



中心市街地



臨海工業地帯



優良農地と集落地

(3) 都市施設の状況

① 道路・交通施設

■ 幹線・生活道路

- ・ 東九州自動車道をはじめ、国道2路線、主要地方道3路線、一般県道5路線が通っています。
- ・ 広域交通である東九州自動車道や国道10号、国道201号バイパスを軸として県道や町道などによる道路網が形成されています。
- ・ 都市計画道路は26路線が都市計画決定され、整備率は53.1%で、整備済み路線は11路線です。一部未整備路線11路線と未整備路線4路線がありますが、南北方向の都市計画道路は概ね整備されており、円滑な道路交通網を形成しています。
- ・ JR日豊本線の東側市街地は、土地区画整理事業*により生活幹線道路の整備が行われています。一方、鉄道西側市街地は、比較的田や畑が多く、既存の住宅団地を除き生活幹線道路の整備が進んでいません。



東九州自動車道



国道10号



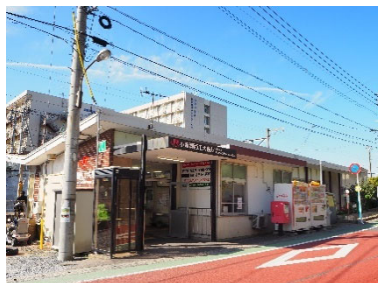
都市計画道路苅田臨海工業線

■ 公共交通

- ・ 公共交通は、JR日豊本線と路線バス、コミュニティバス*が運行しています。
- ・ 鉄道駅は、JR苅田駅とJR小波瀬西工大前駅の2つの駅があります。1日あたりの乗降人員は、JR苅田駅が約4.8千人、JR小波瀬西工大前駅が約3.8千人です。
- ・ 路線バス及びコミュニティバスは、JR苅田駅の東口及び西口まで乗り入れ運行するなど、交通利便性が向上しています。



JR 苅田駅



JR 小波瀬西工大前駅



コミュニティバス

② 公園・緑地

- 都市計画公園は、総合公園*1箇所、近隣公園*6箇所、街区公園*12箇所、計19箇所が都市計画決定されています。そのうち、総合公園1箇所、近隣公園3箇所、街区公園2箇所、計6箇所が未整備です。現在、施行中の^{よほる}与原土地区画整理事業の進捗に合わせて、近隣公園である与原公園の整備を行っています。
- 都市計画緑地は、臨海部の工業地帯と住宅系市街地との間の緩衝緑地として、4箇所が都市計画決定されています。そのうち、殿川緑地(3号緑地)の一部として殿川緑地公園が整備され、残りの緑地は未整備です。



大熊公園



向山公園



殿川緑地公園

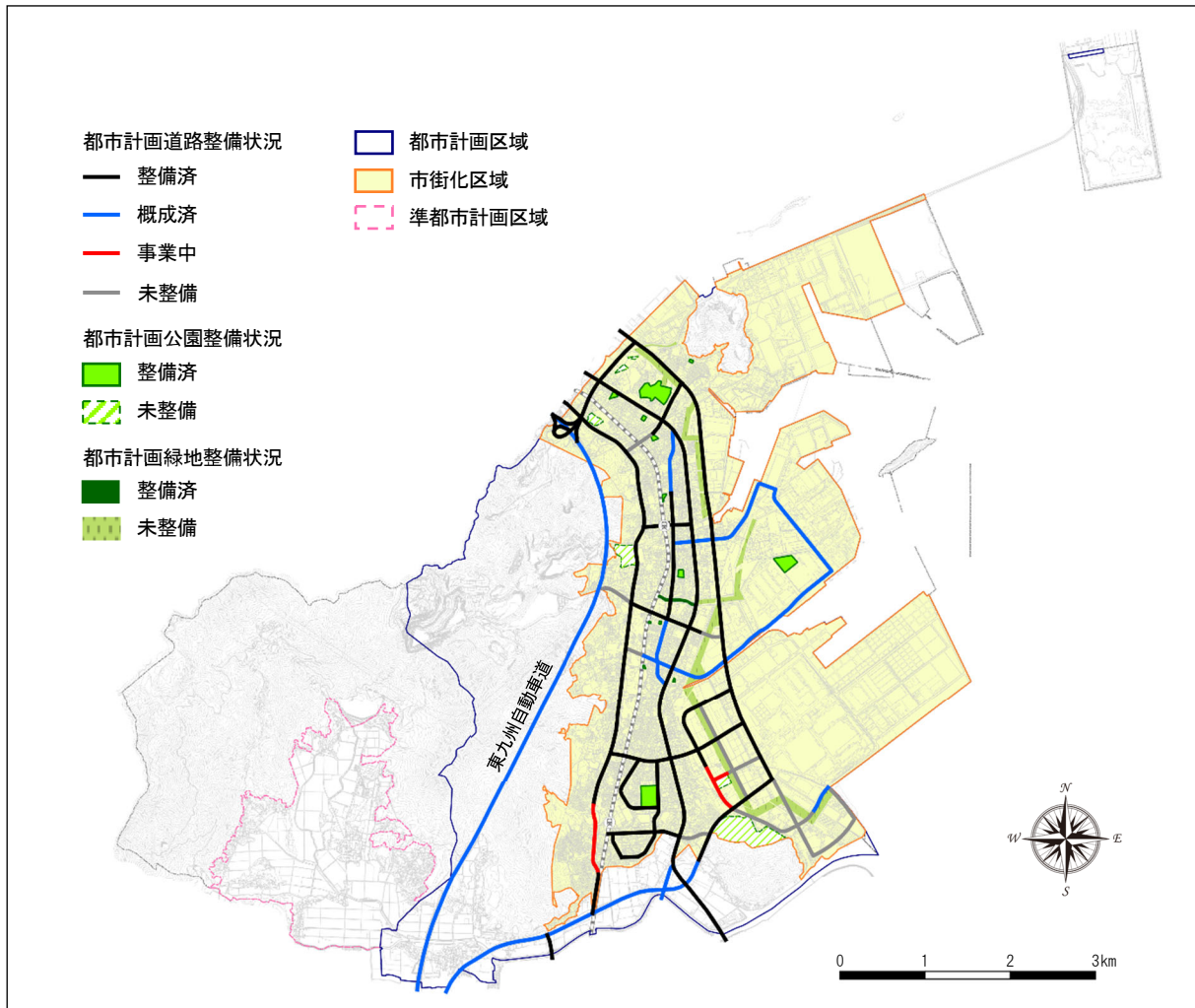


図 2-16 都市計画道路及び公園・緑地の整備状況

資料 平成 29 年度都市計画基礎調査及び施設建設課提供資料を基に作成

③ その他の都市施設

■ 水道施設

- ・ 給水人口比率は9割後半を推移し、ほぼ町内全域に供給しています。
- ・ 1日平均給水量及び1人あたりの給水量は、節水機器の普及と、利用者の節水意識の高まりなどにより、ともに減少傾向です。

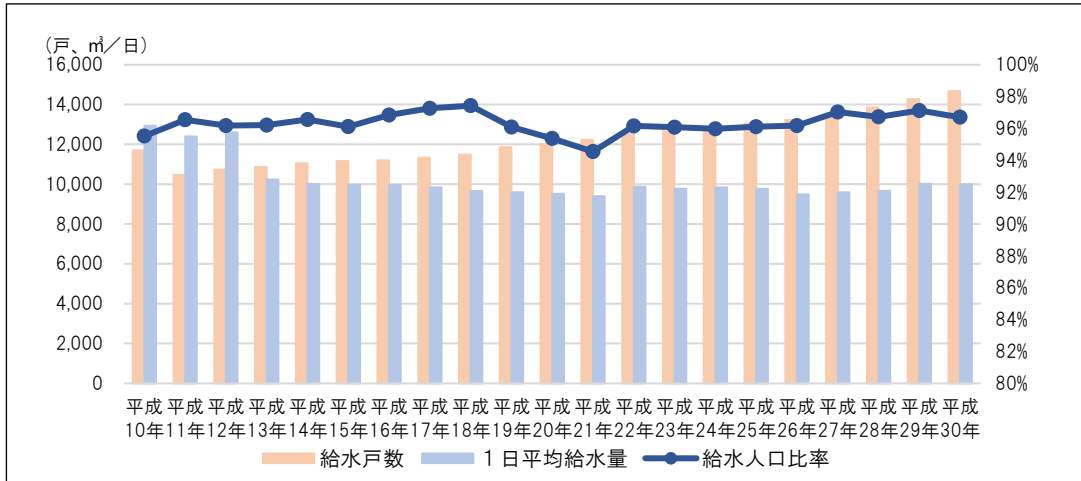


図 2-17 上水道の状況

資料 苅田町資料、上下水道課提供データより作成

■ 排水処理施設

- ・ 公共下水道*の計画区域の整備率は3割半ばです。
- ・ 農業集落排水*は、白川地区や片島地区の一部で供用開始しています。
- ・ 汚水処理の人口普及率は、公共下水道が5割弱、農業集落排水が1割未満、合併浄化槽*が4割、汲取りが1割です。

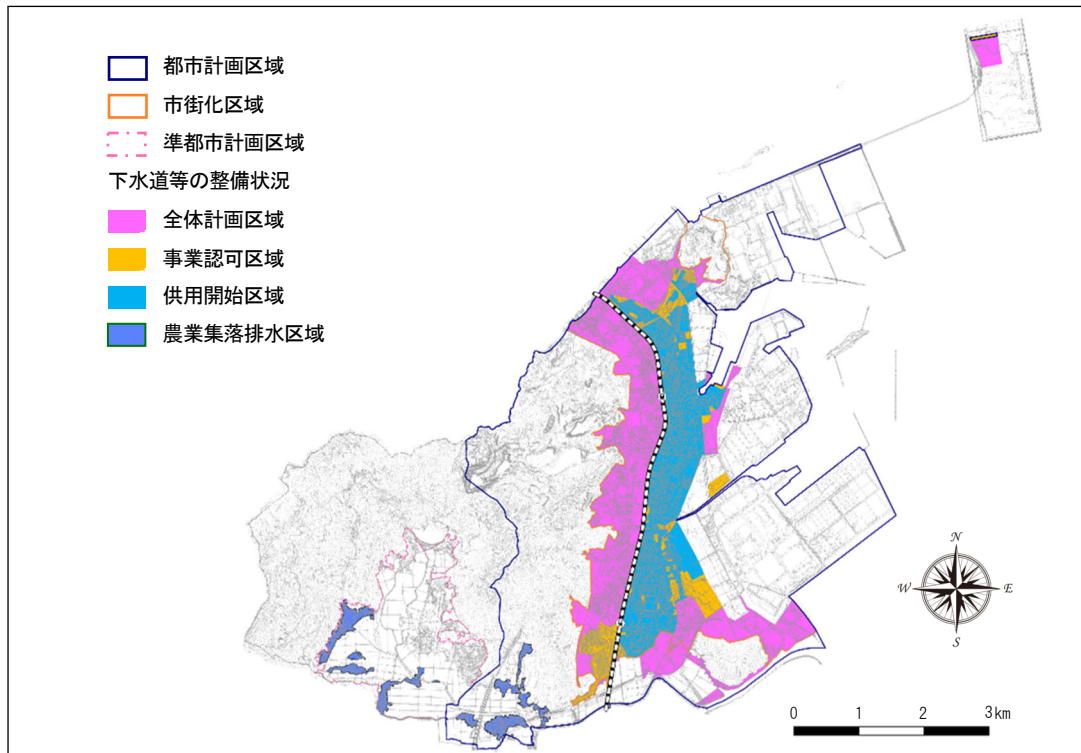


図 2-18 下水道等の整備状況

資料 平成 29 年度都市計画基礎調査を基に上下水道課提供データより作成

■ 河川

- ・ 主要な河川である二級河川小波瀬川は、白川や長峡川と合流し、周防灘に注いでいます。
- ・ 町が管理する河川は11本あり、自然災害に備えた護岸整備や浚渫*工事を行っています。

■ 廃棄物処理施設

- ・ 廃棄物処理施設は、ごみ処理施設、し尿処理施設があります。
- ・ ごみ処理施設の荇田エコプラントは、平成10年度に建設された固形燃料化(RDF)施設で、資源の再利用やダイオキシンの抑制など地球環境に配慮した施設です。
- ・ し尿処理施設は、昭和54年度に建設され、老朽化などへの対応が課題となっています。

■ 火葬場

- ・ 火葬場は、昭和57年度に建設され、老朽化などへの対応が課題となっています。

(4) 市街地整備の状況

① 土地区画整理事業

- ・ JR日豊本線東側の市街地は、荇田土地区画整理事業及び小波瀬土地区画整理事業により、住宅や商業・サービス施設、公共施設などが立地する良好な市街地が形成されています。
- ・ 職住近接型の新規住宅地の形成を図るため、現在、与原土地区画整理事業計画区域内の北側で事業に着手しています。



荇田土地区画整理事業地



小波瀬土地区画整理事業地



与原土地区画整理事業地

② 地区計画

- ・ 荇田臨空産業団地、新松山臨海工業団地、空港南町地区、磯浜町1丁目地区、南原・みなみほろ殿川町地区の5箇所で地区計画を定めており、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを進めています。

(5) 自然・歴史資源の状況

- ・ 町全域にわたり貴重な自然資源や歴史資源が分布し、観光やレクリエーションの対象となっています。
- ・ 自然資源は、自然公園に指定されている山林や自然海岸、棚田などがあります。本町唯一の自然海岸である白石海岸は、福岡県の自然公園に指定され、保安林の保全が行われています。苅田港の沖合に浮かぶ神ノ島は、古代神々が立ち寄る島として名付けられたとされています。
- ・ 歴史資源は、古墳や城跡などの史跡があり、特に、古墳は町内の平地部を中心に国・県・町指定史跡などが約 420 基分布するなど、九州でも非常に多い地域となっています。



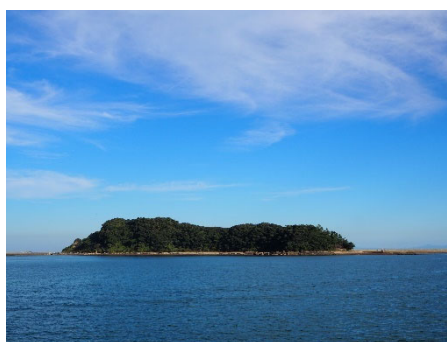
筑豊県立自然公園の山林



等覚寺地区の棚田



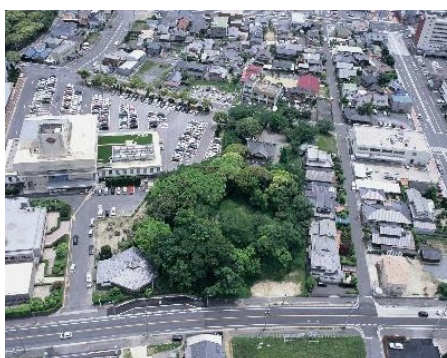
白石海岸



神ノ島



御所山古墳



石塚山古墳

資料 苅田町歴史資料館・文化財ガイドブック

(6) 都市防災の状況

- ・ 東九州自動車道、国道10号、主要地方道門司行橋線、県道須磨園南原曾根線、県道新北九州空港線などの主要道路10路線が、災害発生時の緊急輸送道路*に指定されています。
- ・ 平成26年に東九州自動車道及び国道201号バイパスが開通し、路線同士がネットワーク化され、緊急輸送道路としての有効性が高まっています。



図2-19 福岡県緊急輸送道路ネットワーク

資料 福岡県地域防災計画資料編

5. まちづくりにおける町民意識

(1) 町民意向調査（アンケート）

荻田町の現状や今後のまちづくりなどについて、町民の皆さんの意向を把握することを目的として、アンケート調査を行いました。

① 調査概要

- 調査対象者 18歳以上の町民
- 対象者の抽出 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送での配布・回収による無記名アンケート形式
- 実施時期 平成30年9月27日から10月22日まで
- 配布者数 2,461名(あて先不明による返送分を除く)
- 回答者数 700名
- 回答率 28.4%

② アンケートの主な意見

■ 求められているまちづくり

- ・ 防災・防犯に優れ、医療・福祉施設が充実した、安全・安心して暮らせるまちづくり
- ・ 商業の活性化によるにぎわいのあるまちづくり
- ・ すべての人が暮らしやすく、良好な居住環境が整った住みやすいまちづくり
- ・ 子育てしやすいまちづくり

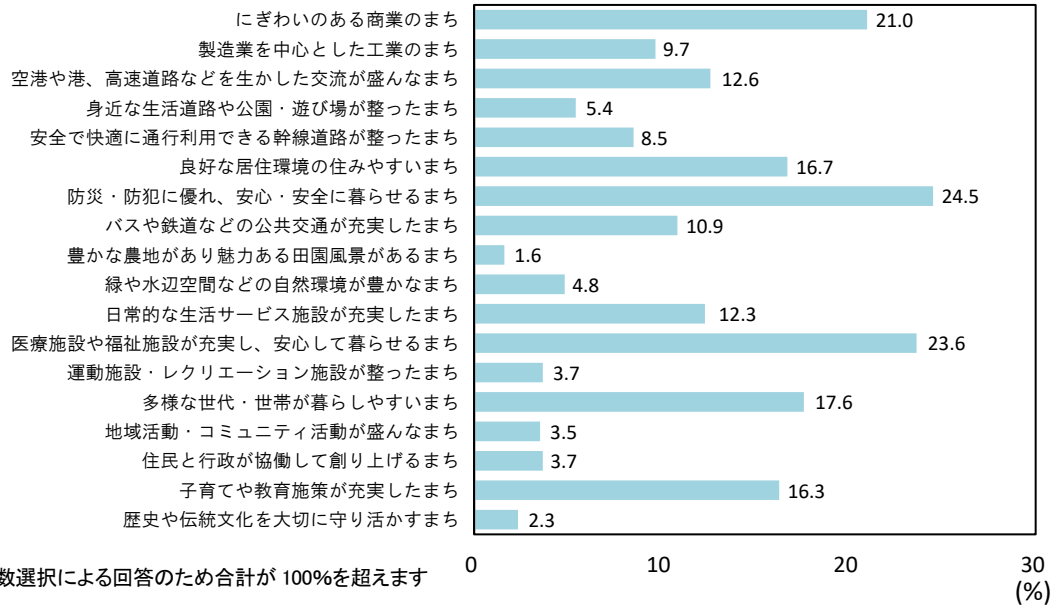


図2-20 求められているまちづくり

■ 求められている土地利用の方向性

- ・ 住宅地の空き家や空き地の利活用の促進
- ・ 中心市街地の活性化だけでなく、新たな商業拠点の形成や身近な商業施設の拡充
- ・ 既存の工業団地の空き地への企業誘致や、緑化などの環境整備
- ・ 郊外の農地や山林などの積極的な保全・維持

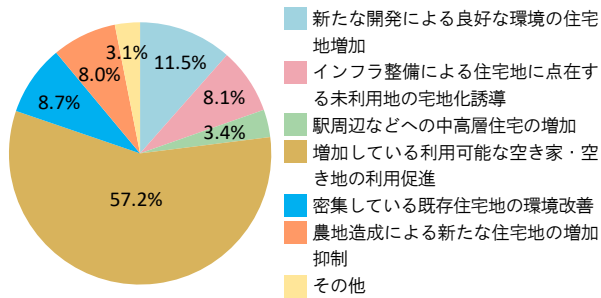


図 2-21 住宅地の方向性

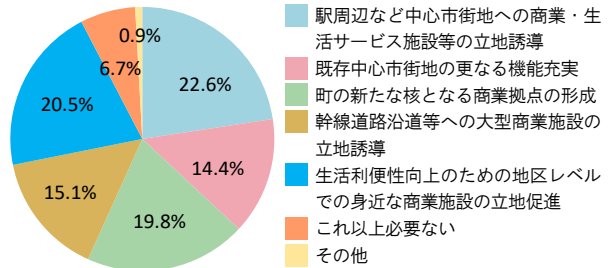


図 2-22 商業地・商業施設の方向性

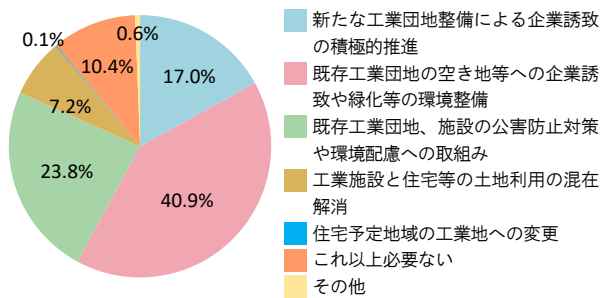


図 2-23 工業地・工業施設の方向性

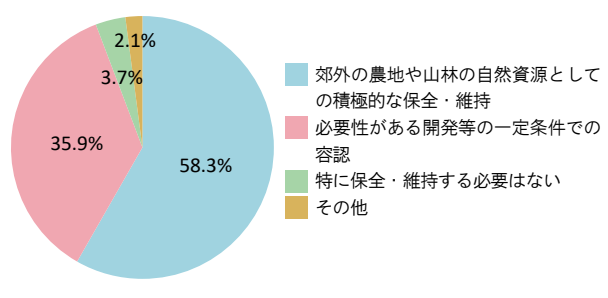


図 2-24 郊外の農地や山林の方向性

■ 求められている都市施設（道路・公園）の取組み

- ・ 新たな幹線道路整備より、既存の幹線道路の幅広や、歩道の確保、街路灯の設置
- ・ 小さな子どもや子育て世代が身近に利用できる公園の整備

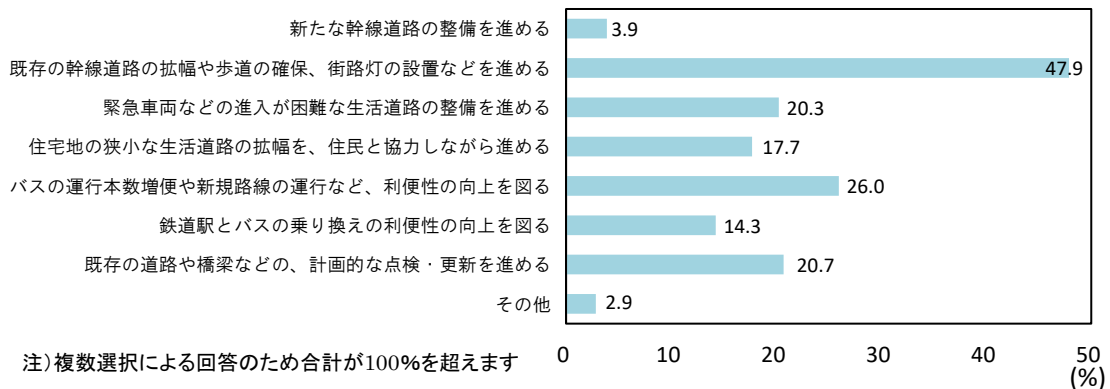


図 2-25 道路・交通の取組み

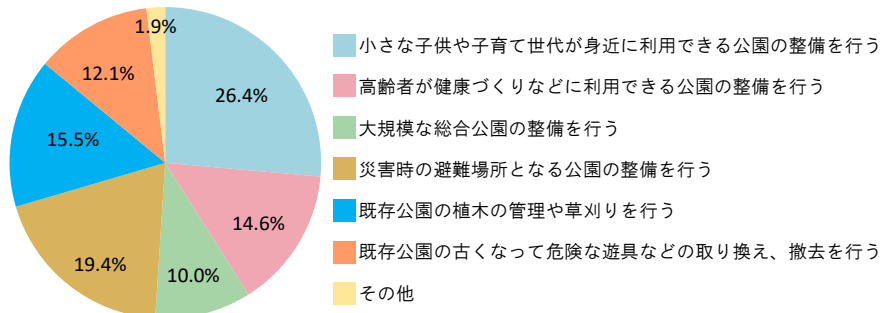


図 2-26 公園・緑地の取組み

(2) 町民ワークショップ

町民の皆さんが思い描くこれからのまちづくりについて、具体的な意見をいただくことを目的として、町民ワークショップを行いました。

① 調査概要

- 開催日 第1回 平成30年10月10日
第2回 平成30年11月29日
第3回 平成31年1月9日
第4回 平成31年4月23日
- 開催場所 三原文化会館
- 対象者 荇田町の居住者(20名)

② 町民ワークショップの主な意見

■ 求められているまちづくり

- ・ 交流し、活気のあるまちづくり
- ・ 子育てしやすいまちづくり
- ・ 高齢者に配慮したまちづくり
- ・ 安心・安全なまちづくり
- ・ 住環境に配慮したまちづくり
- ・ 重要港湾を生かしたまちづくり

■ 求められている土地利用・市街地整備への取組み

- ・ 住宅地の未利用地や空き家の活用
- ・ 住宅地内の農地の保全
- ・ 中心商業地の活性化
- ・ 磯浜緑地への物産交流施設整備
- ・ 港湾施設の整備

■ 求められている自然や都市の環境整備への取組み

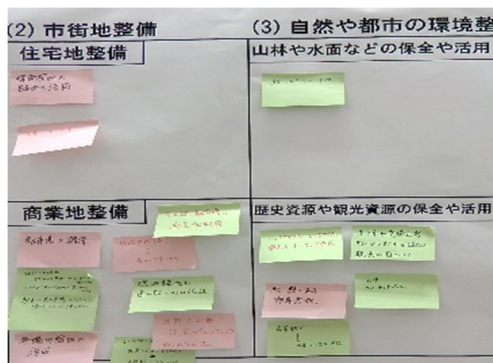
- ・ 自然環境保全への取組み
- ・ 白石海岸の環境整備
- ・ 歴史資源の保存と観光施設整備



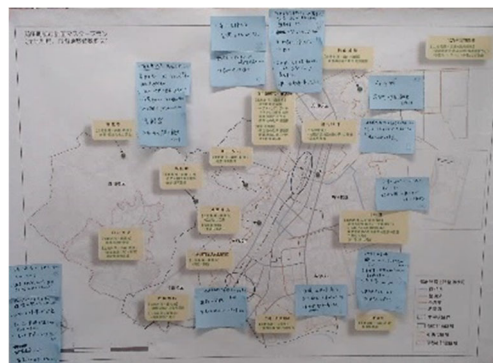
意見交換風景



意見発表



意見記入用紙



意見添付図面

(3) 大学生グループインタビュー

この先のまちの中心となっていく若い世代の意見を取り入れるため、西日本工業大学の学生を対象にグループインタビューを行いました。

① 調査概要

- 開催日 平成30年12月20日
- 開催場所 西日本工業大学 おぼせキャンパス
- 対象者 工学部、デザイン学部の学生(11名)



西日本工業大学おぼせキャンパス

② グループインタビューの主な意見

■ 苅田町の印象やイメージ

- ・ 工業高校や西工大、自動車産業が盛んななど、工業中心のまち
- ・ 大きな地震、台風など自然災害が少ないまち
- ・ 地域行事やボランティアなど、様々な世代で盛り上がっているまち

■ 町の魅力をより向上させるためのまちづくりへの取組み

- ・ 祭りやイベントの開催による町のアピール
- ・ 自動車に関連したイベント開催
- ・ 苅田駅周辺商店街の活性化
- ・ 若者向けの商業施設や大型商業施設の誘致
- ・ 子どもが遊べる施設の誘致

■ 苅田駅周辺のまちづくりへの要望

- ・ ペDESTリアンデッキ*や駅前広場を活用した駅のアピール
- ・ 高齢者も立ち寄れる憩いの施設などの整備
- ・ 夜間まで買い物ができるスーパーの誘致

■ 小波瀬西工大前駅周辺のまちづくりへの要望

- ・ 駅前道路の拡幅や駅前広場、駐車場などの整備
- ・ 高齢者など病院利用のための小波瀬病院側への出入り口整備
- ・ 改札の増設や待合室の設置、上りホームへのアクセス改善など駅施設の再整備
- ・ ファミレス、銀行など生活利便施設の誘致



グループインタビュー風景

6. まちづくりの取組みと達成状況

(1) 苅田町都市計画マスタープラン（H18.3月策定）の概要

平成 18 年3月に策定された苅田町都市計画マスタープランでは「きらり☆と輝く美しい風土～かんだ～」を基本理念とし、4つの基本目標と将来目標人口を定めました。

都市づくりの基本理念 **きらり☆と輝く美しい風土 ～かんだ～**

基本目標1	☆住みやすさを自らの手で創る住宅都市
基本目標2	☆豊かな地域個性を軸に様々な連携が可能な交流拠点都市
基本目標3	☆新たな創造力で未来へ向かう産業都市
基本目標4	☆海と山、そして歴史・文化にふれあう共生都市

目標年次 令和2年(平成32年)の将来人口 45,000人

(2) まちづくりの取組みと達成状況

平成 18 年の策定当時に進行中だったプロジェクトに加え、全体構想の4つの部門別方針に基づく具体的施策について達成状況の整理を行いました。

① 進行中のプロジェクトの達成状況

◆北九州空港

- ・空港島内の2.0haの区域で分譲が開始され、空港関連産業が立地
- ・羽田空港、那覇空港、静岡空港への国内線定期便に加え、東アジアの4都市への国際線定期便が就航。
- ・貨物専用機の定期便が就航し、成田国際空港～北九州空港～那覇空港～アジア4都市を結んでいる

◆北九州空港連絡道路

- ・苅田北九州空港 IC から県道 25 号線までをつなぐ(都)若久苅田線及び新北九州空港連絡橋の整備
- ・県道 25 号線の交差点部で立体化工事(福岡県事業)が着手

※(都)は都市計画道路の略

◆東九州自動車道・苅田北九州空港 IC

- ・東九州自動車道の苅田北九州空港 IC 以南の宮崎市までが暫定2車線で開通

◆苅田駅西口・東口整備

- ・苅田駅周辺地区における交通結節機能の強化
- ・駅東口の駅前公園やベデストリアンデッキの整備
- ・駅西側の西停車場線、井場川・長畑線の整備
- ・駅周辺の歩道のカラー舗装、街路灯、駐車場の整備

◆重要港湾苅田港の港湾整備

- ・新松山臨海工業団地1工区に分譲が開始され、概ね完売
- ・井場川河口地区の埋立て完了と緑地公園の整備
- ・南港地区に耐震強化岸壁が完成
- ・松山地区の岸壁が完成

② 部門別方針の達成状況と残された施策

全体構想の4つの部門別方針に基づく具体的施策のうち、達成した主な施策は次のとおりです。

表 2-4 達成した主な施策

部門別方針	具体的施策	達成状況
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 日豊本線西側地域の住宅地形成による定住化促進 ・ 苅田臨空産業団地及び南原地区の(都)苅田臨海工業線沿道の沿道型工業系複合交流ゾーンの形成と景観形成 ・ 新松山地区の埋立造成及び臨空型の産業集積 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苅田駅東西道路、(都)曾根行橋線、苅田駅周辺の線路沿い道路(井場川・長畑線)の整備により一部の地域で宅地化が進行 ・ 地区計画及び京築広域景観計画による良好な景観保全 ・ 苅田臨空産業団地及び新松山臨海工業団地1工区が概ね完売
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東九州自動車道の早期供用の促進及び(都)国道 201 号バイパス線の整備促進 ・ 東九州自動車道へのアクセス道路の整備推進 ・ コミュニティバスの導入と利便性の高いバスネットワークの形成 ・ 農業集落排水事業及び小型合併処理浄化槽の効果的な導入による生活排水の適切な処理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東九州自動車道が宮崎市まで暫定2車線で開通 ・ (都)国道 201 号バイパス線が暫定2車線で開通 ・ (都)長畑松山線の一部整備 ・ コミュニティバスを導入し、町内のほぼ全域をカバー ・ 苅田駅及び周辺整備による交通結節拠点機能の強化と利便性の向上 ・ 農業集落排水事業の白川南部地区の供用開始。合併処理浄化槽設置の補助金の交付事業を実施
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的で効率的な新市街地の形成や市街地の更新 ・ 苅田駅前広場の整備と駅の橋上化 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与原土地区画整理事業の都市計画決定区域 95.4ha のうち 40.4ha が施工中 ・ 都市計画道路の約 53%、下水道事業全体計画区域の約 34%が整備済み ・ 苅田駅及び東西の駅前広場と苅田駅東西線の整備
自然的環境・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良農用地や棚田等の自然環境としての保全及び活用 ・ 古墳などの歴史的資源及び社寺林や古墳周辺の緑の積極的な保全 ・ 苅田町地域防災計画を基本とした安全で安心して暮らせる都市づくりの推進 ・ 町民の自主防災組織の育成・整備と機能性の高い防災システムの構築 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域農用地としての確保・保全 ・ 等覚寺の棚田の管理保全、活性化イベントの開催 ・ 埋蔵文化財包蔵地として 94 の古墳を登録・保全 ・ 国指定史跡の石塚山古墳保存管理計画、御所山古墳保存管理計画の策定 ・ 地域防災計画の全面改訂による安全で安心して暮らせる都市づくりの推進 ・ 町内 48 区のうち 34 区で自主防災組織設立 ・ 防災無線、海拔表示板を設置

※ (都)は都市計画道路の略

残された施策については、実施できなかった理由の整理を行うとともに、今後も引き続き取り組んでいくべきかの判断として、施策の評価を行いました。

表 2-5 残された施策

部門別方針	残された施策	評価	未実施の主な理由
土地利用	・南原・集 ^{あつむ} 地区を中心とした開発を誘発する道路などのインフラ整備	C	・事業の優先度
	・民間活力を利用した宅地化誘導策などの施策	C	・インフラ整備以外の宅地化誘導策検討の未成熟
	・中心市街地の高度利用や既存商店街の近代化などの施策	B	・社会状況の変化 (近郊の大型店舗の立地など) ・町民ニーズの変化 (購買形態の変化など)
	・南原地区の(都)苜田臨海工業線沿道のゾーン未形成(H30年度開発工事着手)	C	・実施主体が町以外であるなど、町の関与する余地が少ない
	・エコプラント周辺のリサイクル産業の育成と計画的な土地利用計画	D	・周辺に活用できる未利用地がない
	・市街地内の住工混在化の解消	C	・移転が必要なほど深刻な住工混在は見られない ・市街地内の既存工場等の移転の強制が難しい
	・田園環境と調和した土地利用の規制誘導策の検討	B	・関係者の合意形成不足
都市施設	・主要地方道苜田採銅所線山口地区の事業区間残り約910mの整備	C	・実施主体が町以外であるなど、町の関与する余地が少ない
	・主要幹線道路の景観整備 (主要地方道門司行橋線で一部実施)	C	・事業の優先度 ・実施主体が町以外であるなど、町の関与する余地が少ない
	・(都)長畑松山線西側の(都)曾根行橋線を結ぶ道路整備	C	・事業の優先度
	・長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた事業優先度検討	B	・事業の優先度
	・緑のネットワークの形成	C	・事業の優先度
	・未整備都市公園6箇所の整備 (与原公園は、与原土地区画整理事業の進捗にあわせて整備中)	C	・事業の優先度
	・高齢者や障がい者が安全で利用しやすい都市計画公園の施設整備 (大熊公園、向山公園で一部実施)	B	・事業の優先度 ・社会状況の変化 (子育て世代への対応ニーズの高まり)
	・都市計画緑地の一部見直しを含めた整備検討	B	・事業の優先度
	・公共下水道事業認可区域 494haのうち未整備地区約124haの整備	B	・予算状況を勘案した事業実施
	・処理水・汚泥等の資源活用や処理施設の上部空間利用、処理水の利活用の検討	D	・事業の優先度(公共下水道の整備を優先して実施している)
	・農業集落排水事業未整備地区の生活排水の適切な処理	C	・社会状況の変化 (整備地区の接続率の低さなど)
	・河川緑道など親水空間形成の整備計画	D	・社会状況の変化(安全対策のための河川護岸整備を優先して実施している)
	・自動車文化にふれることができる交流の場の創設の検討	D	・関係者の合意形成不足

※(都)は都市計画道路の略

部門別方針	残された施策	評価	未実施の主な理由
市街地整備	・ 苅田駅東側及び西側の面的整備手法等の導入検討	C	・ 事業の優先度 ・ 社会状況の変化 (民間開発の一部進展)
	・ 井場川河口部における港湾情報交流拠点の形成	A	・ 社会状況の変化(経済状況等)
	・ 市街化調整区域内の連担集落における生活環境の保全や整備に向けた検討	B	・ 関係者の合意形成不足
自然的環境・防災	・ 自然に囲まれた歴史文化レクリエーション拠点の形成	C	・ 事業の優先度
	・ 白川小学校山口分校跡及び周辺における生涯学習活動の場としての核形成	C	・ 事業の優先度
	・ 県営山口ダム周辺の多自然型親水空間等の整備と自然系レクリエーション拠点の形成	D	・ 関係者の合意形成不足 (農業用水や水道用水として利用され、親水空間としての利用は難しい)
	・ 歴史・自然資源のネットワーク化による観光資源や学習の場としての活用	B	・ 事業の優先度
	・ 二先山の整備及び自然系レクリエーション拠点の形成	C	・ 事業の優先度
	・ 土砂災害等の発生の恐れのある区域における付近住民の安全の確保 (ハード面での整備)	C	・ 実施主体が町以外であるなど、町の関与する余地が少ない
	・ 町民の自主防災組織の育成・整備と機能性の高い防災システムの構築 (町内 48 区のうち、14 区で自主防災組織が未設立)	A	・ 社会状況の変化 (地域の高齢化、核家族化等に伴う組織力不足)

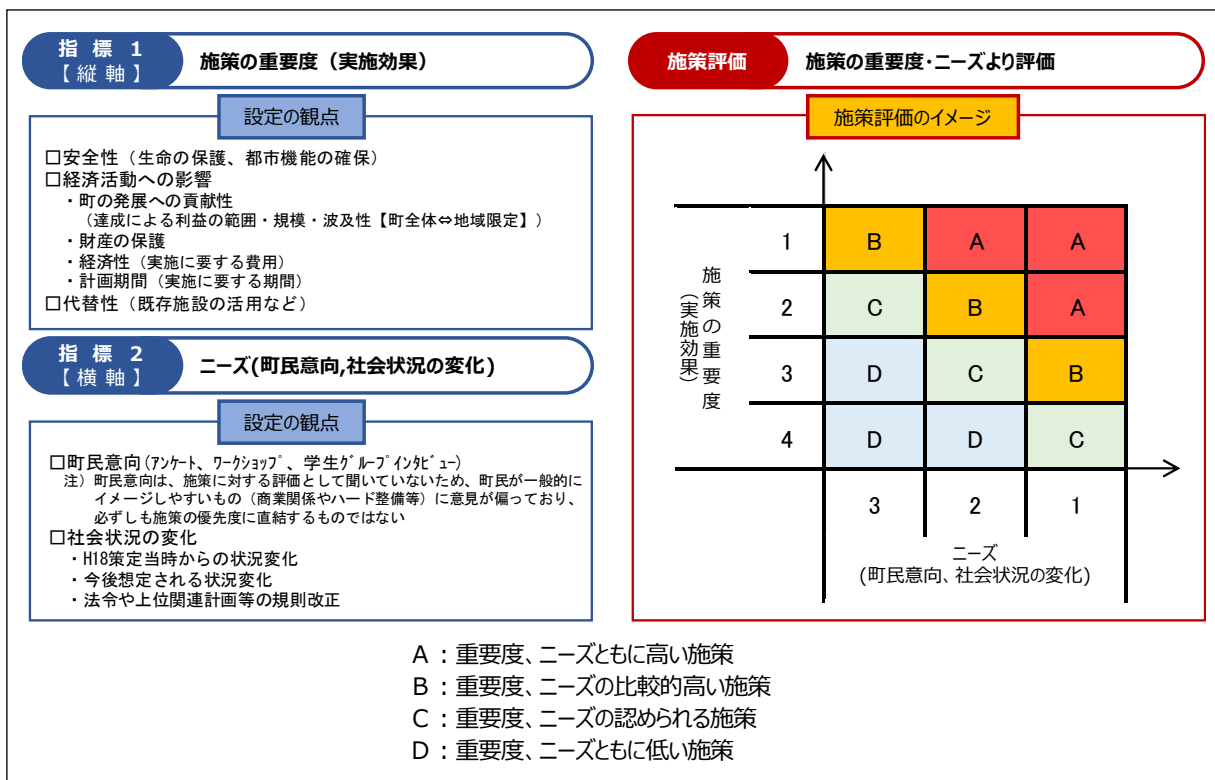


図 2-27 施策評価の考え方

③ グローバリゼーションの進展

- ・ 国家・都市間の競争が激化しています。日本の企業がグローバル化していくなかで、東アジア諸国の賃金上昇などを背景に、製造業の国内回帰を含む生産拠点構造の変化が予測されます。また、進展するグローバリゼーション*のもと、日本を訪れる外国人が増加し、まちづくりの国際化と、交流人口の増加による地域経済の活性化が求められます。

④ 大規模災害の頻発

- ・ 南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が80%と予測されています。また、気候変動による風水害や土砂災害などが頻発するとともに、大規模化しています。ソフト施策、ハード施策の両面から防災対策や減災対策に取組み、災害に強いまちづくりが求められています。

⑤ インフラの老朽化

- ・ 高度経済成長期以降に集中して整備された道路、上下水道などのインフラの老朽化が深刻化しています。適切なインフラの整備と、長期間活用するための取組みが求められています。また、民間活力を生かしたインフラ整備・運営への取組みが求められています。

⑥ ICTの進歩、技術革新

- ・ ICT*を活用することで、時間、距離、言語の制約を克服することができます。誰もがどこでもストレスを感じないICT環境の整備が求められています。
- ・ コンピュータとその処理能力の増大、ビッグデータ*やオープンデータ*の活用などにより、幅広い分野で技術革新が進展すると考えられます。社会ニーズ及び技術ノウハウを見据え、新たな技術開発を含めた技術施策の推進が求められています。

⑦ 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題

- ・ 国内人口とは反対に、世界人口は大きく増加が見込まれており、各国の経済的な成熟も伴って、将来的な食料・水・エネルギーの確保が課題となることが予測されます。
- ・ 太陽光、風力、水力、バイオマス*など再生可能エネルギーの活用や、エネルギーの地産地消などの取組みが求められています。
- ・ 地球温暖化が進行しており、環境負荷の少ない循環型社会*や低炭素社会*の実現に向けて、適切な自然環境の保全などが求められています。
- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などは、生活環境はもとより、地球環境にも悪影響を及ぼすことから、より一層の公害防止対策が求められています。

⑧ 地域の魅力づくり

- ・ 歴史や文化、自然環境や景観、地域コミュニティ*など地域固有の資源を有効に活用し、地域の個性や魅力を高めていくことが求められています。
- ・ 一定の地域に行政や医療、福祉、商業などの施設をコンパクトに集約させ、各地域を交通や情報などでネットワーク化し連携することで、地域の活力を高めることが求められています。

⑨ 協働のまちづくり

- ・ 行政、町民、企業など様々な主体が、特性に応じて役割を分担し、行政主導のまちづくりから、町民との協働、民間活力を生かしたまちづくりへと転換していくことが求められています。
- ・ 町民の価値観の変化により、ライフスタイルが多様化しています。まちづくりに対するニーズも多様化しており、協働してまちづくりへ取組むことが求められます。

※ 国土グランドデザイン 2050などを参照

(2) まちづくりの課題

本町の現状やこれからのまちづくりに求められる視点などを踏まえた主な課題は、次のようなものがあります。

① 土地利用

■ 住宅地

企業立地に対応する職住近接型の良好な住宅地確保が求められている一方、既存市街地での空き家・空き地の増加や、市街地に分布する農地などへの対応が求められています。

転勤者や外国人など新たな居住者の増加や、居住者の高齢化などに伴う地域コミュニティの希薄化なども課題となっています。

【主な取組み課題】

- 与原土地区画整理事業の推進
- JR 日豊本線西側での住宅市街地の形成
- 市街地に分布する農地の宅地化と、宅地以外の土地利用検討
- 空き家や空き地の利活用と老朽危険空き家の除去
- 外国人も安心して暮らせるまちづくり
- 地域コミュニティの形成

■ 商業地

駅周辺のにぎわいづくりや、町を縦断する幹線道路軸を生かした商業地利用が十分に進んでおらず、商業に対する町民満足度の低さが課題となっています。

【主な取組み課題】

- JR 荇田駅周辺の既存商店街の活性化への取組み
- にぎわいや魅力ある中心市街地形成への取組み
- JR 小波瀬西工大前駅の生活利便性の向上
- 幹線道路沿道での新たな商業・生活サービス施設の誘導
- 商業施設に関する町民ニーズの充足
- 空き店舗や空き地の有効活用

■ 工業地・港湾用地

企業の立地ニーズの受け皿となる新たな工業用地の確保と、立地に伴う周辺環境への配慮や、公害防止への対応が求められています。

【主な取組み課題】

- 臨海部を中心とした工業用地の確保と企業誘致
- 工業系用途地域における土地利用促進及び緑化などの環境整備
- 港湾機能の向上
- 住宅と工業施設の調和と共存

■ 農地及び周辺農業集落

人口減少、高齢化の進展などによる農家数、経営耕地面積の減少と、農業集落の活力低下が課題となっています。

【主な取組み課題】

- 市街化調整区域内集落における活力の維持・向上
- 農業の振興と田園地域の保全

■ 山林自然

山林自然の保全・維持についての町民意向が高くなっている一方で、後継者不足などによる管理されていない森林の増加が課題となっています。

【主な取組み課題】

- 山間部の森林の保全
- 市街地後背地の緑の保全・活用
- 町民の身近な緑としての利用の促進

本町の特性・強み

- JR 日豊本線や国道などの主要な交通軸に沿って、比較的集約された市街地
- 苅田、小波瀬土地区画整理事業により形成された基盤施設が整った市街地
- 職住近接型の新規住宅地形成に向け施行中の与原土地区画整理事業
- JR 苅田駅周辺の駅関連施設整備により強化された交通結節点機能
- コミュニティバスの運行により形成された公共交通ネットワーク
- 埋立て造成工事により形成された広大な臨海工業地帯
- 町内全域にわたり分布する貴重な自然・歴史資源
- 区域区分による無秩序な開発の抑制と良好な市街地
- 区域区分や農業振興地域制度により保全されている農地

② 都市施設整備

■ 道路・交通施設整備

《 幹線・生活道路整備 》

都市計画道路の整備率が5割程度に留まっている一方で、新たな幹線道路の整備よりも、既存幹線道路の快適性や安全性の確保を求める町民意向が高いことから、路線ごとの整備の必要性の再検討と適切な計画見直しが課題となっています。

市街地形成が進んでいない地域では、宅地化を促す生活道路の整備が課題となっています。

【主な取組み課題】

- 東九州自動車道、国道 201 号バイパスの4車線化促進
- 都市計画道路の整備推進と見直し検討
- まちなかの生活道路の段差解消と危険箇所の解消
- JR 日豊本線西側市街地での道路整備などによる民間開発の促進
- 道路サポート制度の周知と登録団体の増加促進

《 公共交通機能整備 》

JR 荻田駅は駅関連施設の整備や、バスの乗り入れなどにより交通機能の向上が図られていますが、駅利用者数はほぼ横ばいとなっており、ソフト面を含めた交通拠点機能のさらなる向上が課題となっています。

同じく駅利用者数が横ばいとなっている JR 小波瀬西工大前駅は、駅周辺の安全性確保を含む駅関連施設の利便性向上が課題となっています。

日常生活における行動手段の大部分を自家用車が占めており、自家用車主体から公共交通への利用転換が課題となっています。

【主な取組み課題】

- JR 荻田駅周辺の交通利便性向上
- JR 小波瀬西工大前駅の駅関連施設の利便性向上と前面道路の安全対策
- コミュニティバスの利便性向上のための運行ルートやダイヤの継続的な検討

■ 公園・緑地整備

子育て世代の交流、高齢者の健康づくり、災害時の避難場所としての整備など、多様なニーズに対応した公園整備が求められる一方で、既存の公園の継続的な維持管理や、公園施設の適切な更新が課題となっています。

都市計画緑地は、住宅地と工業地の緩衝帯としての機能が期待されていますが、計画地内での土地利用が進んでいることなどにより多くが未整備となっています。

【主な取組み課題】

- 都市計画公園の整備推進と見直し検討
- 整備済み都市計画公園のユニバーサルデザイン化
- 都市計画緑地の整備推進と見直し検討
- 公園サポート制度の周知と登録団体の増加促進

■ その他の都市施設整備

《 上水道 》

給水人口比率は97%を占めており、今後も安定した飲料水の供給が求められています。

【主な取組み課題】

- 安定供給に向けた計画的な水道施設の更新

《 下水道 》

公共下水道をはじめ、農業集落排水や合併浄化槽を含めた、将来にわたる生活排水の適正処理に向けた検討が求められています。

【主な取組み課題】

- 将来土地利用に沿った公共下水道事業認可区域の拡大と整備の推進
- 汚水処理計画の見直し検討

《 河 川 》

自然資源としての河川環境の保全が求められる一方で、大雨などの災害にも対応した河川機能の維持・管理が課題となっています。

【主な取組み課題】

- 河川の浚渫や護岸整備
- 河川サポート制度の周知と登録団体の増加促進

《 廃棄物処理 》

廃棄物処理施設の老朽化に対応した適正管理が求められています。

【主な取組み課題】

- 廃棄物処理施設の適切な維持管理

本町の特性・強み

- 陸・海・空の交通ネットワークによる交通結節拠点
- 主要幹線道路により形成された都市の骨格と広域道路ネットワーク
- コミュニティバスの運行により形成された公共交通ネットワーク
- 複数配置された、運動施設や広い駐車場を有する大型の公園
- ほぼ町内全域に供給している安定した上水道

③ 市街地整備

■ 土地区画整理事業

企業立地に対応する職住近接型の良好な住宅地確保が求められています。

【主な取組み課題】

- 与原土地区画整理事業による北側施行区域の事業推進
- 与原土地区画整理事業計画区域での事業化検討

■ 地区計画

地区の特徴や課題をふまえたまちづくりと、実現に向けたルールづくりが求められています。

【主な取組み課題】

- 地域の活性化のための施設誘導
- 周辺環境と調和した景観の形成

本町の特性・強み

- JR日豊本線や国道などの主要な交通軸に沿って、比較的集約された市街地
- 荏田、小波瀬土地区画整理事業により形成された基盤施設が整った市街地
- 職住近接型の新規住宅地形成に向け施行中の与原土地区画整理事業

④ 自然・歴史資源の保全・活用

■ 自然・歴史資源

農地や山林などの身近な自然資源は、後継者不足などによる管理の継続が課題となっているとともに、今後の活用策についての検討が求められています。

歴史資源は、適切な保存・管理が進められている一方で、観光資源としての効果的な活用策の検討が求められています。

【主な取り組み課題】

- 市街地後背地の緑の保全
- 青龍窟や広谷湿原などの環境保全と観光客の受け入れ体制づくり
- 自然系レクリエーションの場の形成
- 山林や優良農地、山間部の棚田の保全
- 歴史資源の活用に向けた整備と保全
- 自然海岸の白石海岸及び神ノ島の環境保全

■ 景 観

屋外広告物の規制などにより一定の景観保全が進んでいますが、自然・歴史資源や産業資源を活用した苅田町らしい都市景観の形成が求められています。

【主な取り組み課題】

- 幹線道路沿道での魅力ある景観形成
- 自然や歴史資源の保全と景観資源としての魅力づくり
- 産業関連の新たな景観形成

本町の特性・強み

- 自然公園に指定されている山林や自然海岸、棚田などの豊富な自然資源
- 国指定史跡をはじめ、県・町指定史跡など数多く分布する歴史資源
- 臨海部の工場群の産業景観

⑤ 都市防災

■ 防 災

近年の大規模災害の頻発により、町民の防災に対する関心が高まっており、ソフト、ハード両面からの対策が求められています。

【主な取り組み課題】

- 土砂災害や浸水災害などの発生の恐れのある区域での防災対策の促進
- 地域防災計画の見直しと運用による継続的な防災力の向上
- 自主防災組織の組織化と活動の支援
- 高齢者・障がい者の避難支援や避難所運営などへの対応
- 緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化・不燃化などの施策の検討
- 新たな災害情報伝達ツールや情報技術の活用
- 地震や台風、津波など大規模災害への備えの強化



■ 防 犯

地域コミュニティの希薄化や、空き家の増加などが進んでおり、犯罪を未然に防ぐ地域づくりが求められています。

【主な取組み課題】

- 新たな防犯情報伝達ツールや情報技術の活用
- 転勤者や外国人労働者など新たな町民の地域コミュニティへの参加

本町の特長・強み

- 路線同士がネットワーク化された、有効性の高い緊急輸送道路

第3章 まちづくりの基本方針

1. まちづくりの基本理念と基本目標

本町における目指すべき都市の姿(将来都市像)は、本計画の上位計画であり、まちづくりの基本的な指針である第4次苅田町総合計画で掲げる都市像を継承します。また、実現に向けたまちづくりの基本理念及び、5つの基本目標を掲げます。

【将来都市像】

第4次苅田町総合計画の将来都市像を継承

ともに創る “活力” “やさしさ” “希望”
あふれるまち 苅田
～産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能社会～



【基本理念】



【基本目標】

目標1 まちの活力と豊かさの持続

目標2 快適な生活を支える都市インフラの充実

目標3 活力ある良好な市街地の形成

目標4 生活に豊かさと潤いを感じる生活環境整備

目標5 誰もが安全に安心して暮らせるまちの構築

第4章 全体構想（部門別方針）

土地利用に関する方針

都市施設整備に関する方針

市街地整備に関する方針

自然・歴史資源の活用に関する方針

都市防災に関する方針

基本目標

目標1 まちの活力と豊かさの持続

集約された市街地や臨海部の工業地帯、西側に広がる山林や田園地帯などの自然といった、土地利用構成の特性を生かした適切な土地利用コントロール*により、まちの活力の維持と向上を図るとともに、自然環境の保全にも配慮した豊かな都市環境の形成を目指します。

目標2 快適な生活を支える都市インフラの充実

本町の特性である陸・海・空の広域交通結節拠点機能を最大限に生かすとともに、町内交流を促進する交通ネットワークや、町民の交流・憩いの場となる公園や緑地、上下水道をはじめとした供給・処理施設など、都市生活において必要な施設の整備と維持管理を図ります。

目標3 活力ある良好な市街地の形成

苧田土地区画整理事業や小波瀬^{おぼせ}土地区画整理事業などにより、集約された市街地が形成されています。現在施行中の与原^{よばる}土地区画整理事業や、地域の特性に合ったきめ細やかなルールによる施設の誘導などを計画的に進め、活力ある良好な市街地の形成を目指します。

目標4 生活に豊かさと潤いを感じる生活環境整備

恵まれた自然や歴史資源にふれあい、親しみながら、日々の生活に豊かさと潤いをもたらす生活環境の形成を目指します。

目標5 誰もが安全に安心して暮らせるまちの構築

生活や産業活動に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害や、犯罪への対策を整え、誰もが安全に安心して日々の暮らしを送ることができるまちの構築を目指します。

2. 基本フレーム

(1) 関連計画に示される将来人口

本町の国勢調査人口は、平成 22 年の 36,005 人をピークに、平成 27 年には 34,963 人に減少し、第 4 次菟田町総合計画や、菟田町都市計画マスタープラン(H18.3月策定)の目標年次である 2020 年における目標人口を下回って推移しています。

平成 27 年度に策定した「まち・ひと・しごと創生 菟田町人口ビジョン」*では、人口増減の内訳や年齢構成など、様々な視点から人口の現状分析を行い、本町総合戦略の着実な実施や、転出抑制、転入促進などに積極的に取り組むことにより、2060 年に現状維持水準である人口 3 万 6 千人を実現できると見込んでいます。

表 3-1 関連計画による将来人口（目標人口）

単位：人

関連計画	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2060 年
第 4 次菟田町総合計画 基本構想			40,000	—	—	—	—	—
菟田町都市計画マスター プラン(H18.3 月策定)	36,005 H22 年 国勢調査	34,963 H27 年 国勢調査	45,000	—	—	—	—	—
まち・ひと・しごと創生 菟田町人口ビジョン			36,925	36,942	36,851	36,802	36,686	36,024

表 3-2 その他の人口推計（参考）

単位：人

その他の人口推計	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2060 年
菟田町財政健全化に関する 意見書(九経調推計)	36,005 H22 年 国勢調査	34,963 H27 年 国勢調査	34,153	33,067	31,836	30,438	28,905	22,396
国立社会保障 人口問題研究所			33,615	32,091	30,524	28,888	27,194	—

(2) 将来目標人口の設定

本マスタープランにおける基本フレーム*となる将来目標人口は、まち・ひと・しごと創生 菟田町人口ビジョンの考え方を受けるものとし、目標年次である 2040 年の目標人口を 36,700 人、中間年次である 2030 年の目標人口を 36,900 人と設定します。

中間年次(2030 年) : 36,900 人

目標年次(2040 年) : 36,700 人



3. 将来の都市構造

まちづくりの基本目標を踏まえ、都市の骨格や主要な交通を形成する交通軸、都市機能や生活機能が集積する拠点、市街地や農地・山林などの土地利用区分であるゾーンの3つの要素から、将来の都市構造を設定します。

(1) 交通軸の形成

① 広域交通機能強化軸

東九州地域を含め、九州の循環型ネットワークを形成する東九州自動車道は、広域交通機能強化軸と位置づけ、広域都市間の人やものの交流や連携を図ります。

② 都市交流連携軸

国道10号、国道201号バイパス、(都)曾根行橋線(県道須磨園南原曾根線)、(都)苅田臨海工業線、県道新北九州空港線、(都)若久苅田線などの広域幹線道路は、都市交流連携軸と位置づけ、近隣都市間の交流連携や物流機能の強化、都市防災機能の向上を図ります。

③ 地区交流軸

主要地方道苅田採銅所線は、地区交流軸と位置づけ、近隣市町との行政・商業・コミュニティ機能の連携を図ります。また、幹線道路や補助幹線道路の整備を進め、地区間交流の円滑化を図ります。

(2) 拠点の形成

① 交通拠点

苅田北九州空港IC、JR苅田駅、JR小波瀬西工大前駅、苅田港、北九州空港は、陸・海・空の交通拠点として位置づけます。特に、鉄道駅は、通勤・通学、駅周辺施設利用者などにとって身近な公共交通の拠点であることから、JR苅田駅は駅関連施設の充実により、JR小波瀬西工大前駅は駅周辺施設の整備や安全性確保により、利便性の向上を図ります。

② 新規産業拠点

新松山地区の埋立地は、新規産業拠点として位置づけ、既存産業との連携や交通拠点を生かした新たな産業地の形成を図ります。また、北九州空港島の用地は、産業地としての活用も含め、今後の土地利用を検討していきます。

③ 商業拠点

JR苅田駅周辺の中心市街地は、中心商業拠点として位置づけ、生活に必要な幅広いサービスの提供を受けられる商業・サービス機能の集積による活性化を図ります。

JR小波瀬西工大前駅周辺は、地区商業拠点として位置づけ、日常生活に必要な物販・飲食施設などの立地誘導により生活利便性の向上を図ります。

④ 港湾情報交流拠点

磯浜町1丁目地区は、港湾情報交流拠点として位置づけ、臨海部の特性を生かした憩いや交流空間の創出を図ります。また、苧田駅及び商店街と連携した土地利用と回遊性強化により、中心市街地の活性化を図ります。

⑤ 歴史文化・自然系交流拠点

青龍窟^{せいりゅうくつ}や広谷湿原^{ひろたに}、等覚寺^{とくかくじ}地区、高城山^{たかじょうざん}、殿川ダム周辺、松山城跡^{しょうのしま}、神ノ島は、歴史文化・自然系交流拠点として位置づけ、豊かな自然に囲まれ歴史文化にふれあえる場の形成を図ります。

二先山^{ふたさきやま}、白石海岸は自然系交流拠点として位置づけ、緑の保全を図るとともに、自然にふれあえる場の形成を図ります。

町立図書館や歴史資料館、石塚山古墳を含む町役場周辺は、歴史文化交流拠点として位置づけ、関連する情報発進基地としての機能の充足を図ります。

(3) ゾーンの形成

① 既存市街地ゾーン

土地区画整理事業などにより基盤が整備され、多様な都市機能が集積している JR 日豊本線東側の市街地は、既存市街地ゾーンとして位置づけ、快適に住み続けられる良好な住環境の保全・改善を図ります。

② 周辺市街地ゾーン

農地の分布がみられる JR 日豊本線西側の市街地は、周辺市街地ゾーンとして位置づけ、農地の宅地化や都市内緑地などとしての活用について検討し、アメニティ*豊かな住宅市街地の形成を図ります。

③ 新規住宅地形成ゾーン

与原土地区画整理事業区域は、新規住宅地形成ゾーンとして位置づけます。

北側の施行地区は、基盤施設の充実と職住近接を生かした機能的で魅力ある住宅地の創出と、良好な住環境の形成を図ります。

南側の計画地区は、今後の宅地需要を踏まえたうえで将来方針を検討します。

④ 中心市街地ゾーン

JR 苧田駅周辺の中心市街地一帯は、中心市街地ゾーンとして位置づけ、商店街の振興を図るとともに、南北幹線道路を軸とした沿道型商業・サービス施設*や、まちなか居住に必要な施設など、多様な都市機能の立地・集積を図ります。

⑤ 臨海・臨空工業地ゾーン

市街地東側に広がる臨海工業地帯は、臨海・臨空工業地ゾーンとして位置づけ、既存工業施設の高度化と、公害防止などに留意しつつ、新たな産業の立地・集積を図ります。

⑥ 農業・集落振興ゾーン

市街化調整区域や都市計画区域外の農業地域は、農業・集落振興ゾーンとして位置づけ、農地の適切な保全と農業振興を図るとともに、農村の生活環境の向上、活性化、コミュニティの維持などに取組みます。



⑦ 自然環境保全ゾーン

市街化調整区域や都市計画区域外に広がる山林は、自然環境保全ゾーンとして位置づけ、生物多様性に留意した自然環境の保全、土砂災害防止や水源かん養などの機能保全を図るとともに、歴史文化や自然との交流の場として活用します。

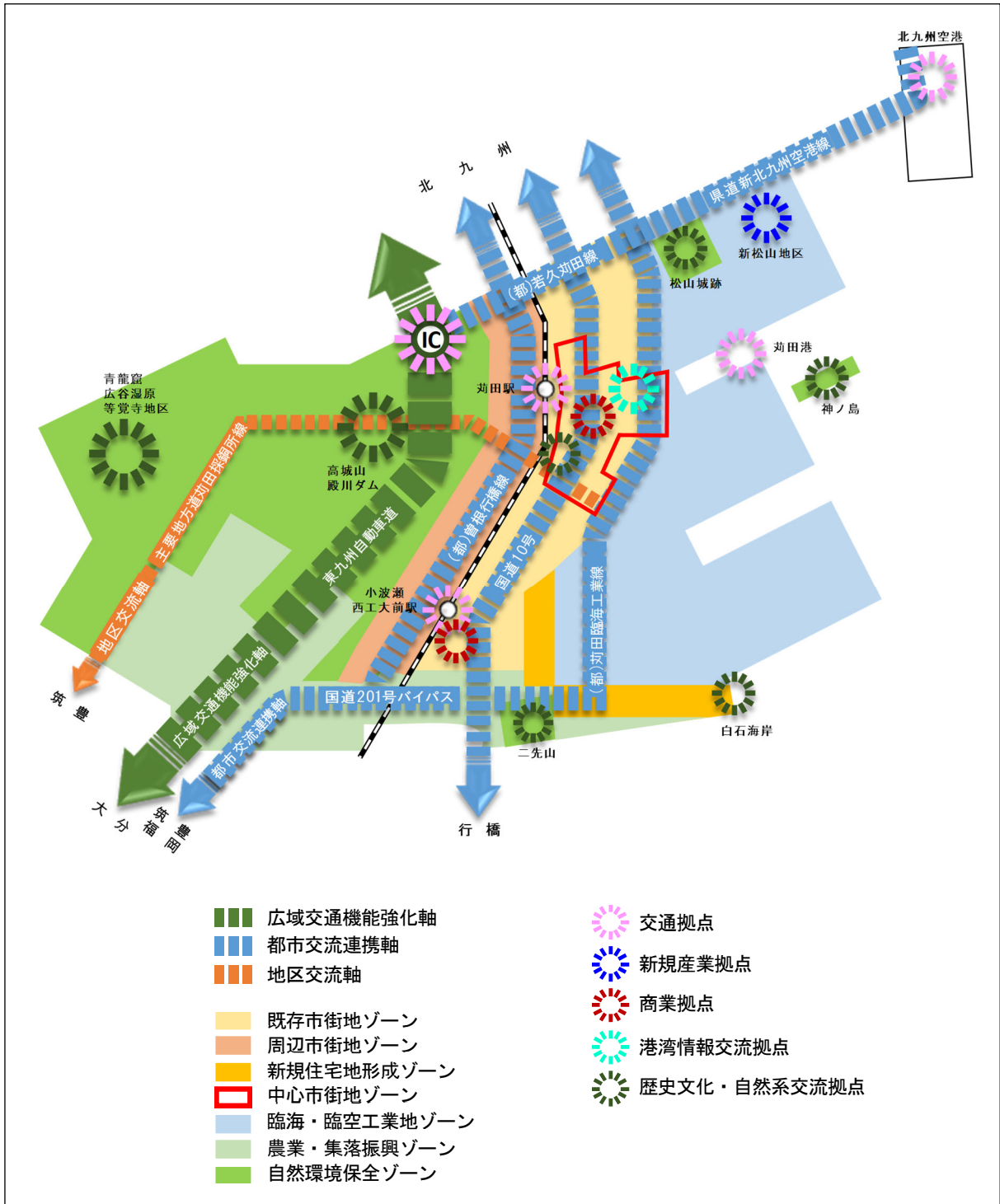


図 3-1 将来の都市構造 (イメージ)

第4章 全体構想(部門別方針)

1. 土地利用に関する方針

(1) 土地利用に関する基本目標

まちの活力と豊かさの持続

集約された市街地や臨海部の工業地帯、西側に広がる山林や田園地帯などの自然といった、土地利用構成の特性を生かした適切な土地利用コントロールにより、まちの活力の維持と向上を図るとともに、自然環境の保全にも配慮した豊かな都市環境の形成を目指します。

(2) 基本的な考え方

【対応する課題、特性・強み】→ 第2章7-(2)-①土地利用

① 住宅地

○ 集約型のまちづくり

人口減少と高齢化の進展にも対応した持続可能なまちづくりを目指すため、多様な都市機能が適切な配置で集約された、利便性が高く、ゆとりある住宅地を形成します。

○ 魅力ある住宅地の形成

新たな企業立地による転勤者や、外国人労働者の増加、宅地開発による住替え・転入など、多様な人々の住宅需要に対応した魅力ある住宅地を形成します。

○ 安心、快適で住みやすい住宅市街地の形成

空き家などの適正管理や防災・防犯対策など、安心、快適で住みやすい住宅市街地を形成します。

② 商業地

○ JR 荻田駅を中心に拠点性・回遊性を高めた中心市街地の形成

本町の玄関口である JR 荻田駅を中心とした商業地の土地利用の転換と、商業・サービス機能の集積による拠点性・回遊性を高めた中心市街地の形成を図ります。

○ JR小波瀬西工大前駅周辺での生活サービス機能の誘導

JR 小波瀬西工大前駅の周辺施設の整備と合わせ、駅周辺での生活サービス機能の誘導を図ります。

○ 沿道型商業サービス機能の誘導

交通の利便性が高い南北方向の広域幹線道路沿道における、商業・サービス機能の誘導を図ります。

③ 工業地・港湾用地

○ 交通結節拠点機能や立地企業の特性を生かした産業誘致

陸・海・空の交通結節拠点機能や、自動車関連産業を中心とした立地企業の特性を生かして、新たな工業用地や既存工業地の未利用地などに産業の誘致を図ります。また、貨物量の増加に対応した港湾機能の向上のため、老朽化した岸壁や上屋の整備、航路や泊地の水深維持などの促進を図ります。

○ 産業の振興

生産性向上などに向けた企業の取組みを支援することで力強い産業を実現し、雇用創出を図ります。

○ 住工の調和

住宅と工場が共存できる住工の調和を図り、町民にとっては住みやすく、企業にとっては操業しやすい環境を促進します。

④ 農地及び周辺農業集落

○ 優良農地の保全と集落環境やコミュニティの維持

市街化調整区域、都市計画区域外においては、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全を図ります。また、人口の減少や高齢化進展による集落の活力の低下に対応するため、生活環境やコミュニティの維持を図ります。

○ 遊休農地の解消

遊休農地の解消に取組み、周辺の住環境や農業活動の維持を図ります。

⑤ 山林自然

○ 貴重な緑の自然資源の保全

北九州国定公園、筑豊県立自然公園に指定された緑豊かな山林をはじめ、本町の貴重な緑は、自然資源として保全を図ります。

○ 貴重な水辺の自然資源の保全

筑豊県立自然公園に指定された白石海岸や、苅田港の沖合に浮かぶ神ノ島^{こうのしま}、殿川ダムから下流の殿川緑地(3号緑地)は、貴重な水辺の自然資源として保全を図ります。



(3) 土地利用に関する方針

① 住宅地

● 将来的な人口減少・高齢化社会に対応した集約型都市の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 必要に応じた区域区分や用途地域の見直し
- ・ まちなかの生活道路の段差や危険個所の改善
- ・ コミュニティバスの車両の更新や運行ルートなどの見直し
- ・ 立地適正化計画の策定や都市機能を誘導する区域の導入検討

● JR日豊本線東側の既存市街地は、まちなか居住を促進します。

《関連する取組み》

- ・ 地域特性をふまえた土地利用の転換や高度化
- ・ 豊かな市街地形成を促進するオープンスペース*の確保
- ・ 空き家、空き地の利活用
- ・ 子育て世帯、高齢世帯、外国人世帯など多様な居住ニーズに対応した住宅地形成

● JR日豊本線西側の周辺市街地は、ゆとりある住宅地の整備・保全を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 宅地化を促進する道路整備
- ・ 民間活力を利用した宅地化誘導策などの検討
- ・ 町内の地区間交流を促進する道路整備
- ・ 土砂災害などが発生する恐れがある区域での防災対策や土地利用見直し
- ・ 子育て世帯、高齢世帯、外国人世帯など多様な居住ニーズに対応した住宅地形成

● ^よばる
与原土地区画整理事業や宅地開発による新規住宅地は、基盤施設が整備された良好で魅力ある住宅環境の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 与原土地区画整理事業による北側施行区域の事業推進
- ・ 住宅地と工業地の緩衝帯となる都市計画緑地の整備の検討
- ・ 新規町民による自治会やコミュニティの形成支援

● 町内全域で増加が予想される空き家は、利活用や除去などの対策を促進し、良好で安全な住環境の維持を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 特定空家*等所有者への適正な助言や指導
- ・ 空き家バンク*を活用した空き家の利活用の促進

② 商業地

● JR荻田駅周辺の商業地で活力ある中心市街地を創出します。

《関連する取組み》

- ・ 既存商店街の活性化の取組み
- ・ 特産品を生かした飲食店などの立地誘導
- ・ 空き店舗や空き地の積極的な活用
- ・ 中心市街地形成のための高度利用の促進
- ・ 駅駐車場利用の適正化と、周辺での新たな駐車場確保に向けた検討

● 磯浜町1丁目地区は、にぎわいのある港湾情報交流拠点として、中心市街地と連携した土地利用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 港湾情報交流施設を兼ねた集客施設の誘致検討
- ・ JR荻田駅や商店街との回遊性強化のための歩道整備や駐輪場整備

● JR小波瀬西工大前駅周辺の生活利便性の向上を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 日常的な生活サービス施設の立地誘導
- ・ 駅利用者駐車場やロータリーなどの整備による利便性の向上



● 広域幹線道路沿道で沿道型商業サービス機能の立地を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 広域幹線道路沿道利用者の利便性向上のための土地利用検討
- ・ 市街化区域内の沿道型商業サービス施設の立地誘導

③ 工業地・港湾用地

● 新松山地区に新たな工業用地を創出し、臨空・臨海型産業の集積を促進します。

《関連する取組み》

- ・ 新松山臨海工業団地(福岡県事業)への臨空・臨海型産業施設の誘致促進
- ・ 地区の特性に応じた臨港地区や用途地域、地区計画などの決定・見直し

● 陸・海・空の交通結節拠点機能を生かした産業の集積を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 自動車産業の生産動向などを注視し、必要に応じた土地利用の転換への取組み
- ・ 既存工業系未利用地への産業の立地促進のための幹線道路整備
- ・ 広域幹線道路沿道への産業誘致の検討
- ・ 苅田町企業立地・雇用促進奨励金の活用による企業誘致
- ・ 北九州空港整備事業の促進

● 苅田港の貨物量の維持・向上に向けた港湾施設の機能向上に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 岸壁の補修、航路や泊地の水深維持など港湾整備事業の促進
- ・ 苅田港の機能向上のための土地利用の見直し

● 新たな技術開発、取引の拡大、人材の育成などの産業振興を支援します。

《関連する取組み》

- ・ 北部九州自動車産業アジア先進拠点*の実現に向けた、自動車産業振興への取組み
- ・ 自動車産業の振興(苅田町自動車産業振興協議会)
- ・ 中小企業の設備投資の支援
- ・ 苅田町企業立地・雇用促進奨励金の活用による設備整備の促進
- ・ 企業の操業・立地を支える工業用水道施設の適切な維持・管理と水量確保(福岡県事業)

● 工業施設周辺における環境面での配慮や緑地の確保などにより、公害防止を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 大気、水質、騒音、振動、ダイオキシン、土壌に関する届出による公害防止対策
- ・ 環境保全協定に基づく定期測定の実施
- ・ 工場立地法*や都市計画法の開発基準に基づいた敷地内の緑化
- ・ 住宅地と工業地の緩衝帯となる都市計画緑地の整備の検討

④ 農地及び周辺農業集落

● 優良農地及び農業集落環境の維持・保全を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律*や農地法*などによる優良農地の保全
- ・ 農地や自然と調和した生活環境の維持・改善
- ・ 農業用施設や農業用幹線水路などの老朽化対策

● 市街化調整区域での開発を抑制するとともに、集落の活性化を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 区域区分による新たな開発などの制限
- ・ 人口・産業動向や土地利用状況、地域を取り巻く社会環境の変化など、必要に応じた土地利用方策の検討
- ・ 福岡県の条例に基づく区域指定などによる集落の活性化の検討

● 棚田の保全や地域活性化に取り組んでいる地域の活動を支援します。

《関連する取組み》

- ・ 棚田の保全管理や地域活性化の取組み支援
- ・ 等覚寺地区の振興及び観光資源の保全

● 農業従事者の高齢化や、後継者不足などによる遊休農地の拡大防止を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 農業生産法人などによる遊休農地の適切な管理と斡旋
- ・ 苅田町遊休農地解消計画による遊休農地の解消
- ・ 遊休農地での市民農園や学童農園の整備

⑤ 山林自然

● 良好な自然環境を有する山林や自然は、植林や間伐、天然林の保護などにより積極的に保全を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 伐採や林地開発の規制
- ・ 水源涵養機能、生物多様性保全、土砂災害防止機能など、多様な公益的機能を十分に発揮できる山林の保全
- ・ 北九州国定公園及び筑豊県立自然公園などの豊かな自然の積極的な保全
- ・ 身近な緑としての市街地の緑や市街地後背地の森林の保全
- ・ 管理されていない荒廃した森林の再生
- ・ 地元産の材木の普及啓発

● 白石海岸や神ノ島は、海辺の自然資源として保全を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 白石海岸の海浜環境と森林の保全
- ・ 神ノ島の海浜環境の保全
- ・ 町民、企業、団体などによる海岸清掃活動などの支援

● 殿川ダムから殿川緑地（3号緑地）までの一帯における緑と水辺空間の保全を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 殿川の生き物調査や河川の清掃活動などの実施
- ・ 水質のモニタリング調査*や生活排水対策などによる水環境の保全

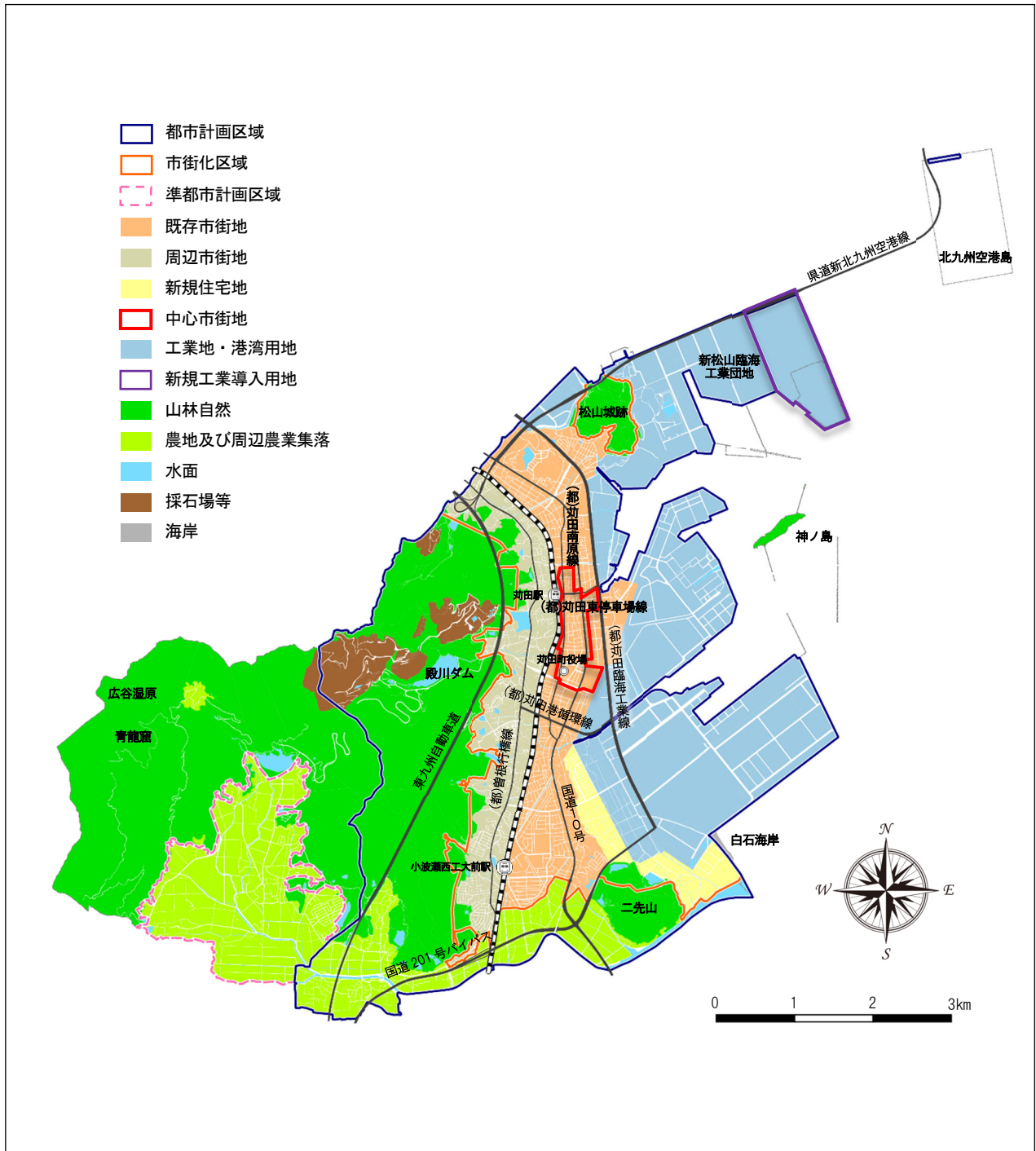


図 4-1 土地利用に関する方針

2. 都市施設整備に関する方針

(1) 都市施設整備に関する基本目標

快適な生活を支える都市インフラの充実

本町の特性である陸・海・空の広域交通結節拠点機能を最大限に生かすとともに、町内交流を促進する交通ネットワークや、町民の交流・憩いの場となる公園や緑地、上下水道をはじめとした供給・処理施設など、都市生活において必要な施設の整備と維持管理を図ります。

(2) 基本的な考え方 【対応する課題、特性・強み】 → 第2章7-(2)-②都市施設整備

① 道路・交通施設整備

■ 幹線・生活道路

- 主要幹線道路の整備促進
都市間を結ぶ主要幹線道路の整備促進を図るとともに、都市計画道路の適正な見直しについて検討します。
- 町内交通ネットワークの形成
町内の拠点間を結ぶ幹線道路、補助幹線道路、生活道路などの整備により、町内交通ネットワークの形成を図ります。
- 歩行者空間の回遊性向上や自転車走行空間の整備
誰もが安全、快適に、そして健康に歩くことができる歩行者空間の形成を図るとともに、スマートウェルネスシティ*の考え方を取入れた回遊性の向上を図ります。また、健康増進や環境にやさしいまちづくり、広域的な周遊観光による観光振興や地域活性化のため自転車走行空間の整備を図ります。
- 町内主要道路の維持・管理の充実
道路の維持管理は、町民・企業との協働で取組むとともに、民間活力の導入についても検討します。

■ 公共交通

- JR 荻田駅周辺の機能充実
JR 荻田駅の利便性の向上や利用者の拡大を図るための駅関連施設の有効活用、駅周辺での駐車場の確保など機能の充実を図ります。
- JR 小波瀬西工大前駅の利便性向上
JR 小波瀬西工大前駅利用者の利便性向上と駅周辺の安全性向上を図ります。
- コミュニティバスの利便性向上
町内のほぼ全域と駅及び中心市街地を円滑につなぐバスネットワークの形成と継続的な利便性の向上を図ります。



② 公園・緑地整備

○ 新たな公園・緑地の整備

日常の憩いやレクリエーションの場であり、災害時などの避難場所となる公園・緑地の整備を図ります。

市街地環境の保全を図るための工業地・港湾用地との間の都市計画緑地（緩衝緑地）は、住宅や工場の立地状況などを判断し、必要に応じた整備と計画の見直しについて検討します。

○ 既存公園・緑地の維持・管理の充実

公園の維持管理は、町民・企業などとの協働で取組むとともに、民間活力の導入についても検討します。

③ その他の都市施設整備

○ 水道施設・排水処理施設の充実

快適な生活環境を支える上水道施設と、公共下水道施設、農業集落排水施設などの充実に図ります。

○ 廃棄物処理施設の適切な維持管理

廃棄物処理施設の適切な維持管理を行い、生活環境の維持保全を図ります。

○ 河川の適切な維持管理

河川では浚渫や護岸整備などを行い、安定した流況と安全性の維持を図ります。



（3） 都市施設整備に関する方針

① 道路・交通施設整備

■ 幹線・生活道路

● 主要幹線道路の整備を促進し、産業振興や広域交流の基盤となる都市幹線道路網の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 東九州自動車道の全線開通と4車線化の促進(国事業)
- ・ (都)曾根行橋線(県道須磨園南原曾根線)の整備の促進(福岡県事業)
- ・ 国道201号バイパスの拡幅改良の促進(国事業)
- ・ 主要地方道苅田採銅所線の整備の促進(福岡県事業)

● 町内の拠点間を結ぶ幹線道路、補助幹線道路、生活道路の整備により、町内道路網の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた、町内道路網の形成に必要な道路の検討と整備

● 歩いて暮らせるまち、健康づくりのまちの実現のための生活道路整備を図ります。

《関連する取組み》

- ・ まちなかの生活道路の段差や危険箇所の改善
- ・ 国土交通省の生活道路対策エリア登録*による交通安全対策への取組み検討

● 健康増進や観光振興のための自転車走行空間の整備を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 福岡県と連携した自転車ネットワーク路線の整備促進
- ・ 自然、歴史資源を生かしたサイクルツーリズム*への取組み検討
- ・ 福岡県や周辺自治体と一体となった福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート(北九州・京築ルート)*の周知活動

● 町内主要道路の適切な維持・管理と安全性向上に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 交通安全性向上のための危険路線の改善
- ・ 通学路、避難路の安全対策
- ・ 道路施設の長寿命化に向けた適切な維持・管理

● 町民・企業との協働による道路の維持・管理の充実を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 道路サポート制度の周知と登録団体の増加促進

■ 公共交通

● JR 苅田駅のさらなる公共交通拠点機能の形成と強化を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 駅と商店街との連携強化による、駅周辺が一体となった公共交通拠点の形成と強化
- ・ 駅駐車場利用の適正化と、周辺での新たな駐車場確保に向けた検討
- ・ ペDESTリアンデッキや駅前広場などの駅関連施設の有効活用による利用者増加の取組み

● JR 小波瀬西工大前駅の駅関連施設の利便性向上や、駅周辺道路の安全性確保を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 駅前広場や駐車場などの駅関連施設の整備による利便性向上
- ・ 駅関連施設へのユニバーサルデザインの導入の検討
- ・ 駅周辺道路の安全性確保に必要な道路改良や改善策の検討
- ・ 駅東西の交流・活性化の取組み

● すべての町民にとって、より使いやすい公共交通手段としてのコミュニティバスの利便性向上に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ ノンステップバス*などの導入
- ・ 運行ルートや便数、バス停留所の継続的な見直し



② 公園・緑地整備

- **子どもの多様な遊びに対応する場、高齢者の健康増進に寄与する場、町民の交流・憩いの場、災害時の避難の場としての都市計画公園の整備を図ります。**

《関連する取組み》

- ・ 整備済みの都市計画公園を含めたユニバーサルデザインの導入の検討
- ・ 与原地区画整理事業の進捗にあわせた与原公園の整備
- ・ 都市計画公園整備への民間活力導入の検討
- ・ 避難場所としての機能を持った都市計画公園整備

- **市街地の環境保全を図るために、都市計画緑地の整備に取り組むとともに、周辺の土地利用状況などを勘案し、必要に応じた見直しを行います。**

《関連する取組み》

- ・ 都市計画緑地内における建築の規制（都市計画法第53条）
- ・ 住宅地と工業地の緩衝帯となる都市計画緑地の整備の検討
- ・ 周辺の土地利用状況などを勘案した都市計画緑地の適切な見直し

- **既存の公園・緑地は、地域の住民が身近に親しめる場として適切な維持・管理を図ります。**

《関連する取組み》

- ・ 遊具をはじめとする公園施設の安全性確保
- ・ 地域住民のニーズに対応した改修
- ・ 計画的な除草・剪定の実施

- **大熊公園や向山公園などの比較的規模の大きな公園は、既存の公園機能、防災機能などの確保を図っていくとともに、民間活力の導入や、観光面での活用など新たな取組みについて検討します。**

《関連する取組み》

- ・ 維持・管理における民間活力や指定管理者制度などの導入検討
- ・ 観光資源としての活用検討
- ・ スポーツ大会やイベントなどの開催

- **町民・企業などの協働による公園・緑地の維持・管理の充実を図ります。**

《関連する取組み》

- ・ 公園サポート制度の周知と登録団体の増加促進
- ・ 維持・管理における民間活力などの導入検討
- ・ 民間の宅地開発に伴い設置される公園の適正な管理のための協議

③ その他の都市施設整備

● 飲料水の安定供給と水質の維持・向上を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 上水道ストックマネジメント*とアセットマネジメント*による経営戦略の策定
- ・ 配水管の計画的な補修と更新
- ・ 上水道事業の広域連携に向けた検討

● 下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置により、水質保全と生活環境の改善を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 下水道事業認可区域未整備地区の整備（公共下水道整備事業）
- ・ 速やかな下水道接続を促すための啓発活動の取組み
- ・ 経済性、効率性を勘案した汚水処理計画の見直し（農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置整備事業）
- ・ 土地利用状況をふまえた菟田町公共下水道事業計画の見直し
- ・ 下水道処理施設の点検、修繕項目の検討
- ・ 浄化センター敷地へのし尿受入施設の整備

● 生活環境の保全及び公衆衛生向上のため廃棄物処理施設の整備・活用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 菟田エコプラントの施設寿命を見据えた、今後のごみ処理システムについての検討

● 治水性に優れた河川として維持・管理の充実を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 必要に応じた浚渫や護岸整備
- ・ 川をきれいにする啓発活動の実施

● 町民・企業などの協働による河川の維持・管理の充実を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 河川サポート制度の周知と登録団体の増加促進

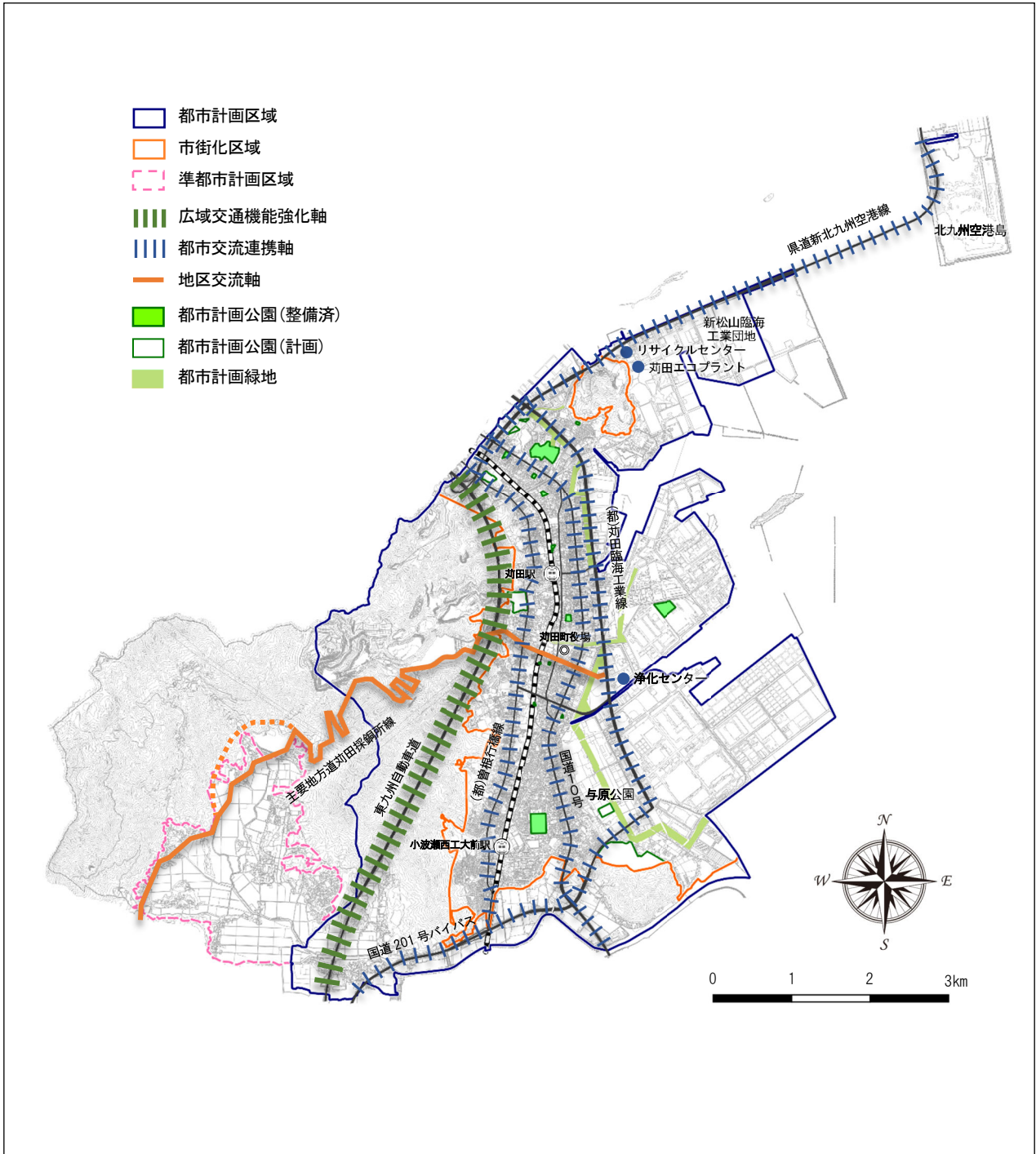


図4-2 都市施設整備に関する方針

3. 市街地整備に関する方針

(1) 市街地整備に関する基本目標

活力ある良好な市街地の形成

苅田土地区画整理事業や小波瀬土地区画整理事業などにより、集約された市街地が形成されています。現在施行中の与原土地区画整理事業や、地域の特性に合ったきめ細やかなルールによる施設の誘導などを計画的に進め、活力ある良好な市街地の形成を目指します。

(2) 基本的な考え方 【対応する課題、特性・強み】 → 第2章7-(2)-③市街地整備

① 土地区画整理事業

○ 与原土地区画整理事業の推進

良好な住環境を創出する与原土地区画整理事業の推進を図ります。また、必要に応じ南側の計画地区での事業化について検討を行います。

② 地区計画

○ 地区計画によるまちづくり

地区計画区域は、計画的で適切な土地利用の誘導を図ります。また、必要に応じ地区計画の導入地区の検討を行います。

(3) 市街地整備に関する方針

① 土地区画整理事業

● 土地区画整理事業の費用対効果などを勘案した、効率的で円滑な事業を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 与原土地区画整理事業による北側施行区域の事業推進
- ・ 町を取り巻く社会・経済情勢や北側施行区域の住宅需要を勘案した、南側の計画区域の事業手法や事業の検討

② 地区計画

● 地区計画区域内での適切な施設誘導と、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 土地利用方針を踏まえた、適切な施設誘導
- ・ 周辺環境になじんだ景観形成の推進
- ・ まちのイメージにふさわしい幹線道路沿道の景観形成の推進
- ・ 必要に応じた地区計画の導入の検討

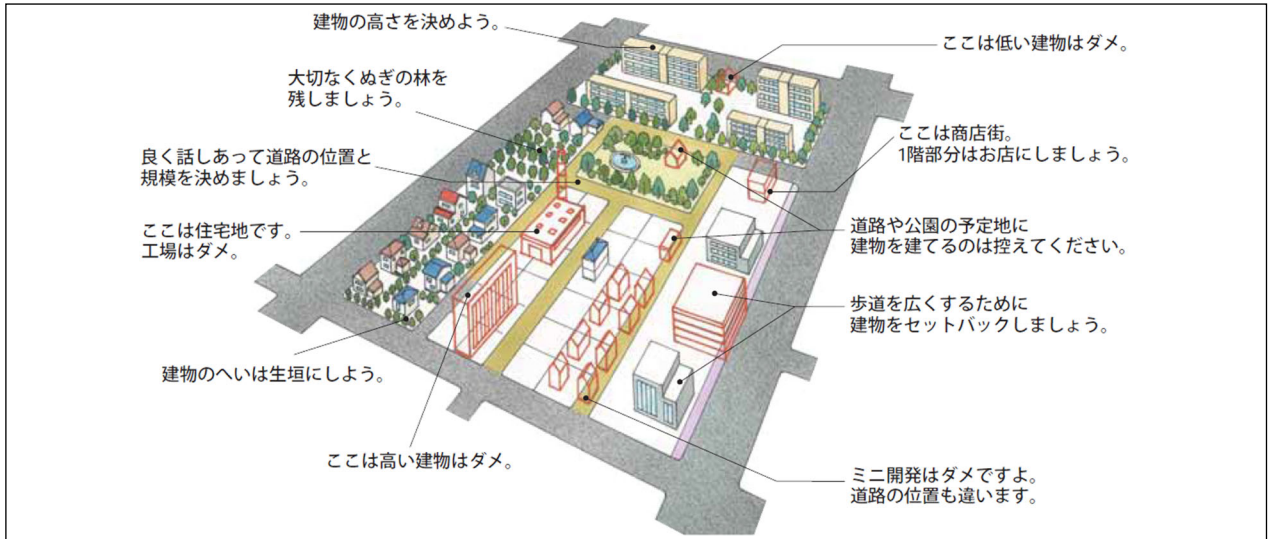


図4-3 地区計画で定められるまちづくりのルール(イメージ)

資料 国土交通省

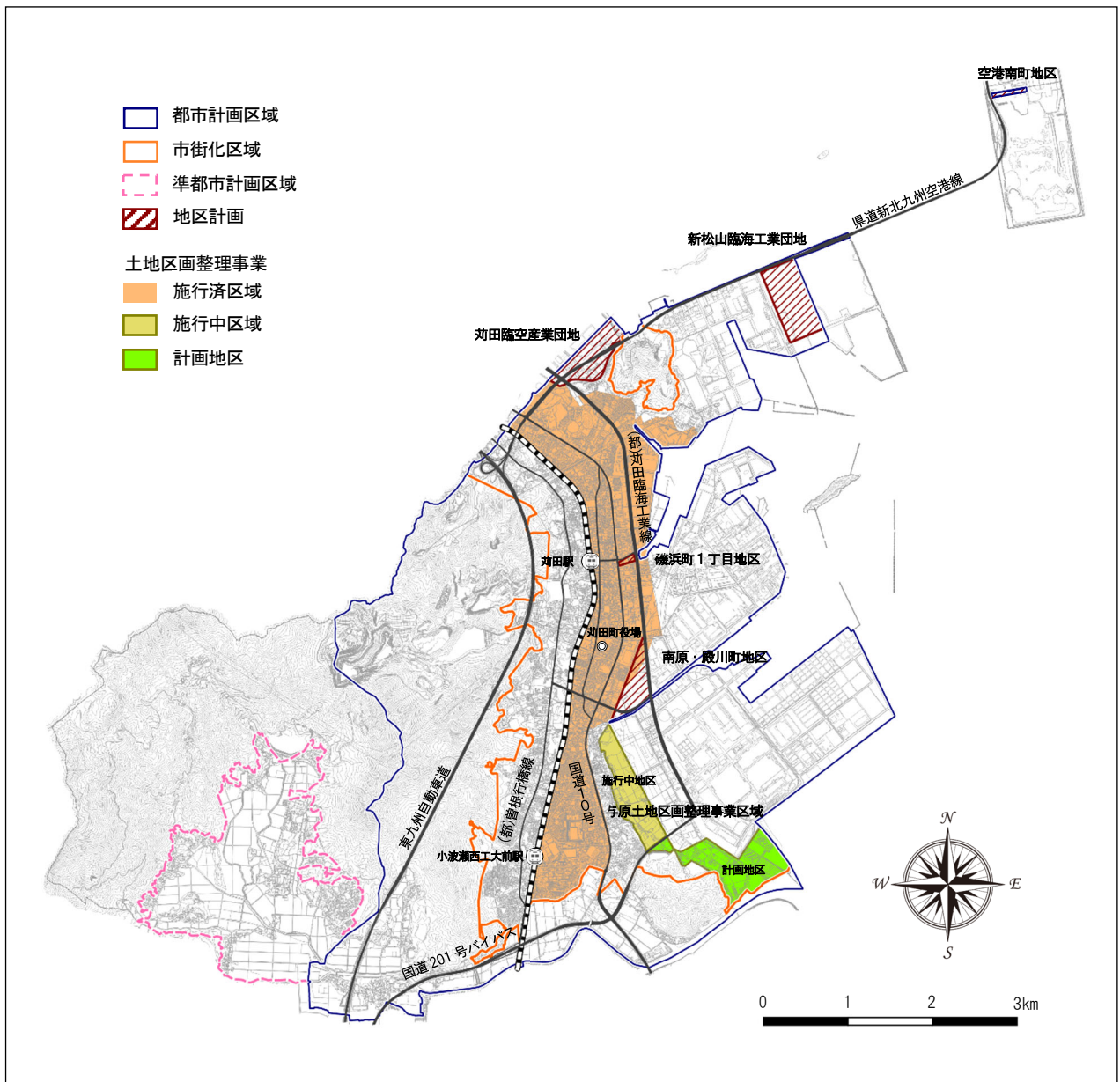


図4-4 市街地整備に関する方針

4. 自然・歴史資源の活用に関する方針

(1) 自然・歴史資源の活用に関する基本目標

生活に豊かさと潤いを感じる生活環境整備

恵まれた自然や歴史資源にふれあい、親しみながら、日々の生活に豊かさと潤いをもたらす生活環境の形成を目指します。

(2) 基本的な考え方

【対応する課題、特性・強み】→ 第2章7-(2)-

④自然・歴史資源の保全・活用

① 自然・歴史資源

○ 自然資源の活用

市街地周辺や町西側に分布する山林などの自然資源は、身近な緑の空間として活用を図ります。

○ 歴史資源の保全・活用

市街地を中心に数多く分布する古墳、城跡などの歴史資源は、未来に伝える貴重な財産として保全・活用を図ります。

○ 水辺空間の活用

自然海岸やダムなどの水辺空間は、憩いの親水空間として活用を図ります。

② 景観

○ 苧田町らしい魅力ある景観の保全・形成

良好な都市景観の形成と、自然や歴史資源、産業関連施設などによる苧田町らしい魅力ある景観の保全・形成を図ります。

(3) 自然・歴史資源の活用に関する方針

① 自然・歴史資源

● 山林自然は生態系に配慮しつつ、自然系レクリエーションの場としての活用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 高城山^{たかじょうさん}をはじめとした山間部は、散策や自然にふれあう憩いの場としての活用
- ・ 棚田の保全管理や地域活性化の取組み支援
- ・ 環境関連講座・イベントの実施



- 歴史的資源は、文化財としての価値を認識し適切な保存・管理を行うとともに、観光資源として活用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 松山城跡の適切な保存・管理と、更なる維持管理の充実を図るための国指定文化財を目指す取組み
- ・ 御所山古墳^{ごしよやま}、石塚山古墳の適切な保存及び活用の取組み
- ・ 青龍窟^{せいりゅうくつ}や広谷湿原における環境保全や観光客の受け入れ体制の整備
- ・ 等覚寺の松会、苺田山笠の継承及び活用の取組み
- ・ 歴史の語り部であるボランティアガイドの研修・育成
- ・ 歴史・文化財関連イベントの開催

- 本町で唯一の自然海岸である白石海岸の活用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 海岸レクリエーションの場としての活用

- 殿川ダムから殿川緑地（3号緑地）までの一帯における緑と水辺空間の活用を図ります。

《関連する取組み》

- ・ ホタルの幼虫の放流やホタルの鑑賞会の実施

② 景 観

- 良好な都市景観の保全・形成に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 京築広域景観計画、福岡県屋外広告物条例、地区計画などに基づいた良好な景観の保全・形成への取組み
- ・ 町民、企業などとの協働による宅地の緑化など、周辺の環境と調和した良好な景観の保全・形成
- ・ 臨海部の産業関連施設を活用した新たな都市景観の形成と観光面での発信

- 本町のランドマークとなる豊かな自然景観の保全・形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 市街地後背地の森林保全による自然景観の保全・形成
- ・ ランドマーク*となる松山城跡^{ふたききやま}、二先山、高城山の森林保全による身近な緑の景観の保全・形成
- ・ 等覚寺地区の自然・歴史的景観の保全・形成
- ・ 自然海岸の白石海岸と苺田港に浮かぶ神ノ島における海の景観保全・形成

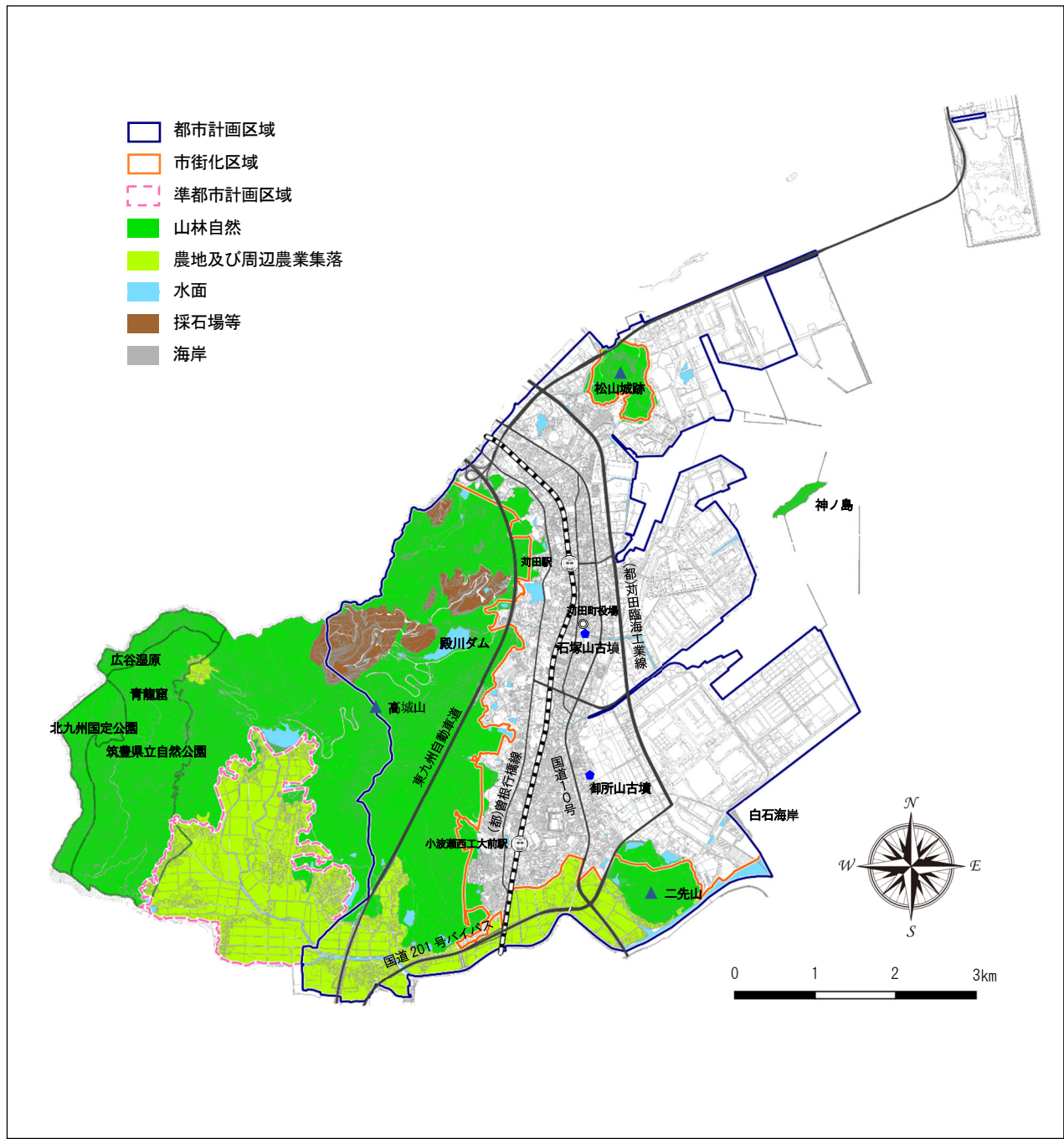


図 4-5 自然・歴史資源の活用に関する方針



5. 都市防災に関する方針

（1） 都市防災に関する基本目標

誰もが安全に安心して暮らせるまちの構築

生活や産業活動に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害や、犯罪への対策を整え、誰もが安全に安心して日々の暮らしを送ることができるまちの構築を目指します。

（2） 基本的な考え方

【対応する課題、特性・強み】 → 第2章7-(2)-⑤都市防災

① 防 災

○ 自然災害対策

大規模な自然災害などから町民の生命・財産を守るための防災対策に取り組めます。

② 防 犯

○ 暮らしを守る防犯対策

町民が安心・安全に暮らせるための防犯対策に取り組めます。



（3） 都市防災に関する方針

① 防 災

● 災害への備えが充実した安心して暮らせるまちづくりに取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 荇田町地域防災計画及び荇田町防災マップによる防災意識向上への啓発
- ・ 自主防災組織の組織化と活動の支援
- ・ 防災訓練や避難訓練などによる町民の防災意識の高揚への取組み
- ・ 高齢者や障がい者、女性などに配慮した適切な避難所運営
- ・ 防災無線や土のうステーションなどの防災施設の設置
- ・ 携帯電話やソーシャルメディアなどでの情報発信を含めた多様な発信手段の整備・拡充
- ・ 災害時避難行動要支援者システムの継続的な情報更新
- ・ 身近な防災拠点や避難場所となる公共施設や公園・緑地の整備

● 山林・農地の保水機能の維持による災害の未然防止と、土砂災害対策や浸水災害対策への取組みにより、災害に強い都市の形成を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 土砂災害や浸水災害などが発生する恐れのある区域での防災対策
- ・ 山林・農地保全や林地開発の規制による保水機能の維持
- ・ 集水エリアの把握と適切な排水整備計画の検討

- 公共施設などの耐震化により、地震時の防災活動拠点をはじめとした施設とまちの機能維持を図ります。

《関連する取組み》

- ・ 公共建築物の耐震化
- ・ 上水道、下水道、ガスなどの主要なライフラインにおける耐震化の促進・啓発
- ・ 不特定多数の人が利用する病院、事務所、店舗などにおける耐震化の促進・啓発

- 災害発生時の緊急輸送道路のネットワーク強化と、道路沿道の安全対策に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 緊急輸送道路のネットワーク強化に向けた町道の緊急輸送道路指定の検討
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
- ・ 緊急輸送道路沿道の電線地中化の検討
- ・ 通学路沿いの建築物やブロック塀などの耐震化の促進

② 防 犯

- 市街地における犯罪の発生抑制に取り組めます。

《関連する取組み》

- ・ 町民の防犯に対する意識の啓発への取組み
- ・ 防犯灯や防犯カメラの設置支援
- ・ 公用車による青色防犯パトロール活動の実施
- ・ 空き家、空き地の適正な管理
- ・ 地域・企業などが主体となった防犯活動などへの取組み支援

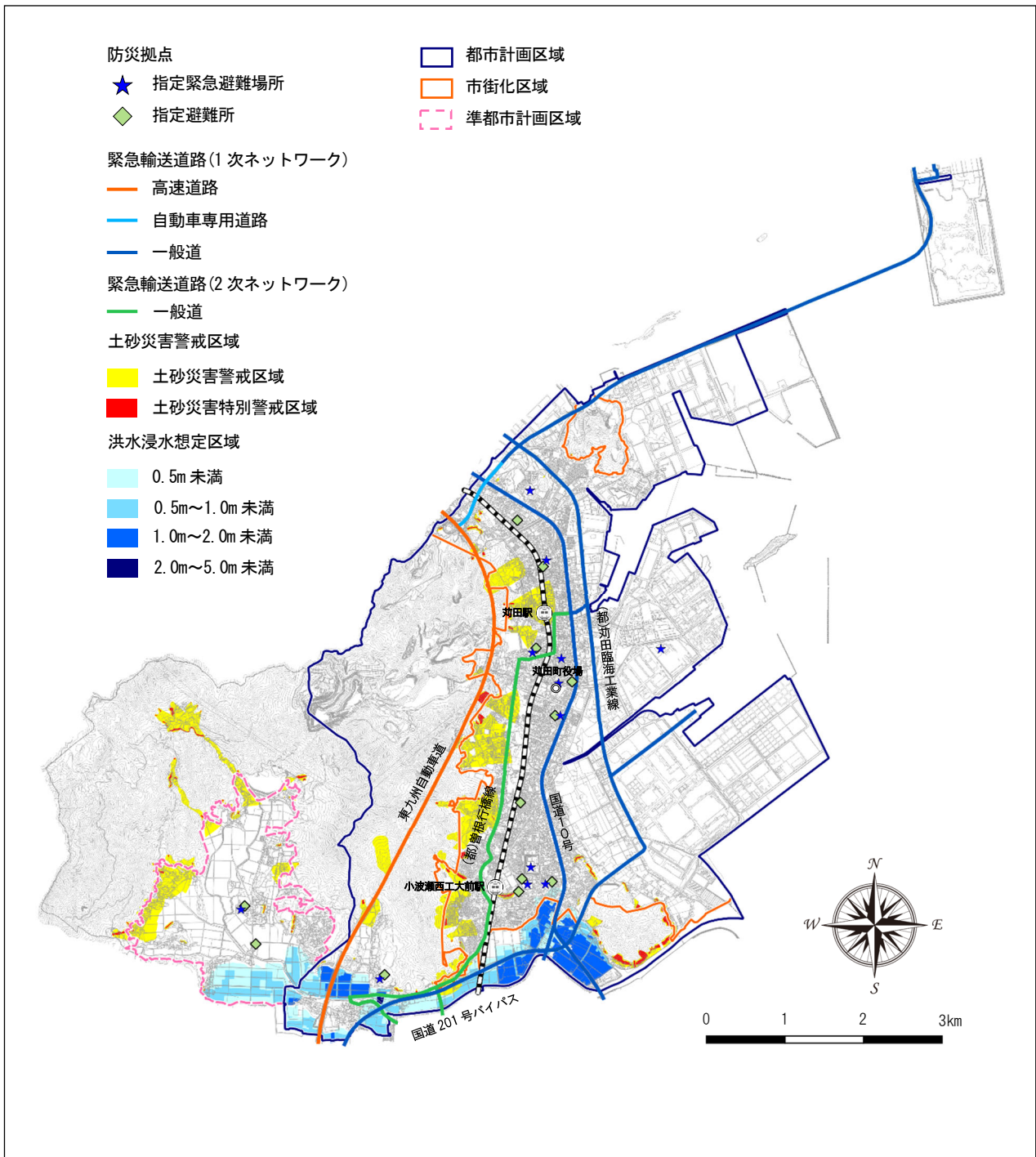


図4-6 都市防災に関する方針

第5章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域別構想では、地域ごとに目指すべき地域の姿を定めるとともに、第4章の全体構想の内容をふまえ、地域の特性に応じたまちづくりの方針を示します。

地域区分は、都市計画の状況や土地利用区分により、下記の5つの地域を設定します。

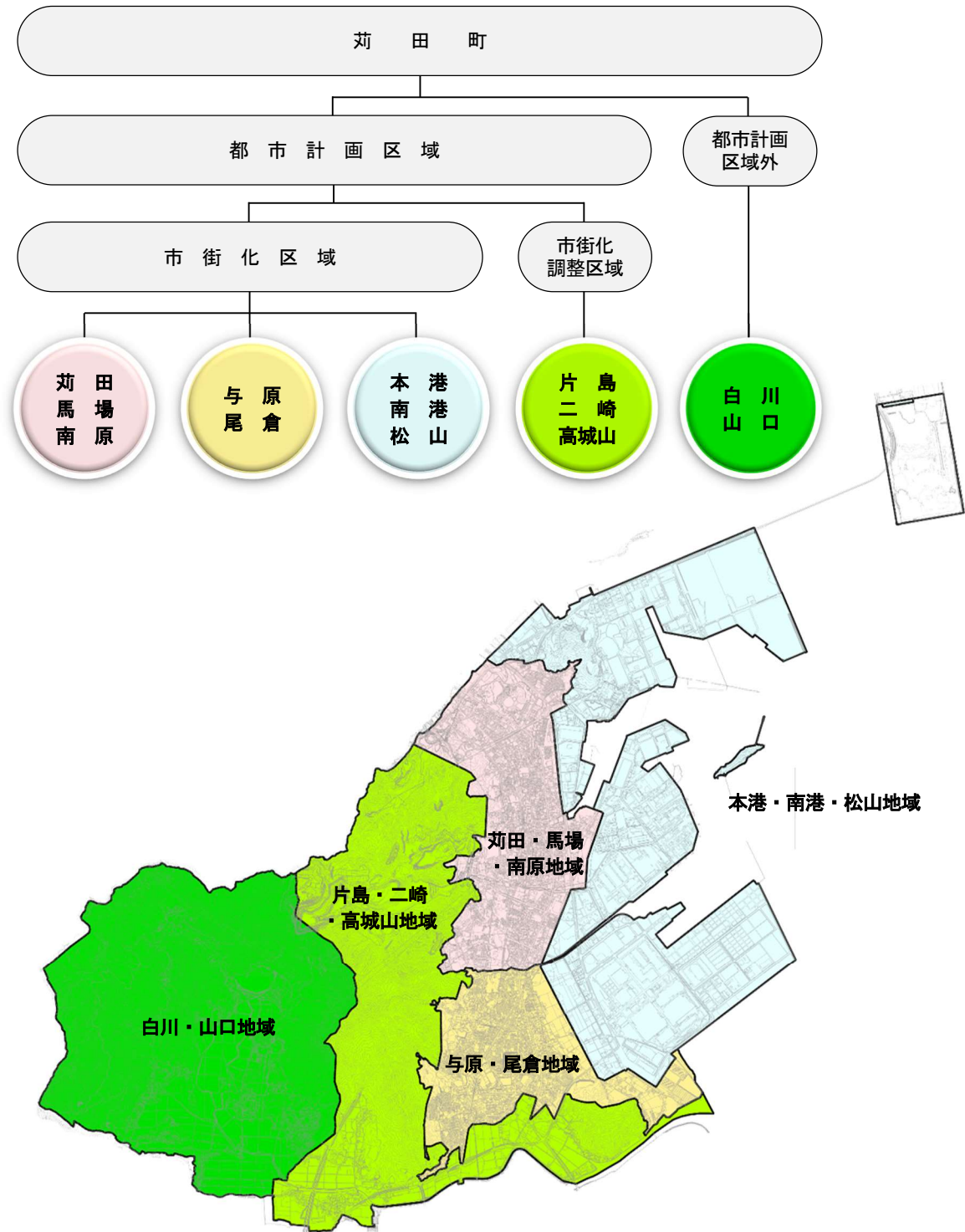
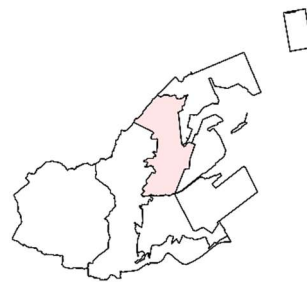


図 5-1 地域区分



2. 苅田・馬場・南原地域^{みなみばる}



(1) 地域の概況

- ・ 本地域は、市街化区域の北西側に位置し、北九州市に隣接しています。
- ・ 地域の中央に所在する JR 苅田駅は、路線バスやコミュニティバスの乗り入れにより、本町の玄関口となっています。
- ・ 地域の北側に所在する東九州自動車道の苅田北九州空港 IC は、(都)若久苅田線により臨海部の工業地域や北九州空港と接続されています。
- ・ 国道 10 号や(都)苅田臨海工業線、(都)曾根行橋線などの主要幹線道路が JR 日豊本線に沿って南北に縦断しています。
- ・ JR 日豊本線東側の既存市街地は、苅田土地区画整理事業により基盤が整備され、商業サービス施設や公共施設、住宅地などの多様な都市機能が集積しています。また、駅から南側に沿道型の既存商店街が形成されています。
- ・ JR 日豊本線西側の周辺市街地は、広い範囲で農地等の分布がみられますが、民間の宅地開発などによる宅地化が進んでいます。
- ・ 役場周辺は、国指定の史跡である石塚山古墳や、町立図書館、歴史資料館などの文化施設や歴史資源が分布しています。

(2) 目指すべき地域の姿

町の玄関口として賑わいがあり 利便性に優れたまち

(3) 地域のまちづくり方針

① 土地利用・市街地整備

■ 既存市街地

- ・ 既存市街地は、快適に住み続けられる良好な住環境の保全・改善を図り、まちなか居住を促進します。
- ・ 公園などのオープンスペースの確保や、空き家・空き地の利活用により、住環境の保全・改善を図ります。

■ 周辺市街地

- ・ 周辺市街地は、幹線道路の整備状況をふまえ、宅地化を促進する道路整備を行うとともに、農地を都市内緑地として活用するなどして、ゆとりある住宅地の整備と住環境の保全を図ります。
- ・ 土砂災害などが発生する恐れのある区域での土地利用見直しの検討を行います。



■ 中心市街地

- ・ 中心市街地は、商店街の振興を図るとともに、まちなか居住に必要な生活サービス施設など、多様な都市機能の立地・集積を図ります。
- ・ JR 菟田駅近くの磯浜町1丁目地区は、交通利便性の高さと、臨海部の特性を生かした港湾情報交流拠点の形成を目指します。また、駅や商店街と一体的な土地利用による回遊性の強化により、中心市街地の活性化を図ります。
- ・ 国道 10 号や(都)菟田臨海工業線の沿道は、沿道型商業・サービス施設などの立地誘導を図ります。

② 都市施設整備

- ・ (都)長畑松山線や(都)菟田港循環線などの未整備区間は、道路の有効性について再検証し、必要に応じた整備・見直しの検討を行います。
- ・ 歩いて暮らせるまち、健康づくりのまちの実現のため、まちなかの生活道路の段差解消や危険箇所の整備を図ります。
- ・ JR 菟田駅の公共交通拠点の強化のため、商店街との連携強化と、駅周辺での駐車場利用の適正化に向けた検討を行います。また、健康増進や観光の振興にも寄与する自転車ネットワーク路線の整備推進を図ります。
- ・ 向山公園の既存の公園機能、防災機能の確保と、維持管理における民間活力の導入や、観光面での活用など新たな取組みの検討を行います。
- ・ 都市計画緑地1号・2号・3号緑地は、周辺の土地利用状況などを勘案した整備や、必要に応じた見直しの検討を行います。
- ・ 地域の北側の若久町、松原町周辺をはじめとする下水道事業認可区域未整備地区の整備を図ります。

③ 自然・歴史資源の活用

- ・ 石塚山古墳の適切な保存と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 中津街道沿道の歴史的景観の保全と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 菟田山笠の継承と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 町立図書館や歴史資料館などを含む菟田町役場周辺は、各施設の機能充実や石塚山古墳との連携により、歴史や文化とふれあえる場として活用を図ります。
- ・ 殿川緑地(3号緑地)は、緑と水辺空間の保全や、ホテルなどの貴重な生き物とふれあえる場として活用を図ります。

④ 都市防災

- ・ 役場庁舎などの公共施設建築物の耐震化により、防災活動拠点機能の向上を図ります。
- ・ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。
- ・ 土砂災害や浸水災害などが発生する恐れのある区域での防災対策を図ります。
- ・ 空き家、空き地の利活用や老朽危険空き家の除去など、市街地の防犯対策を図ります。

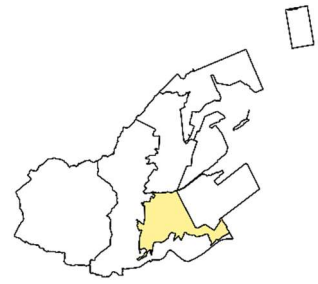


図5-2 地域づくり方針：苅田・馬場・南原地域

3. ^{よ ば る}与原・尾倉地域

(1) 地域の概況

- ・ 本地域は、市街化区域の南西側に位置しています。
- ・ 地域の南西部に JR小波瀬西工大前駅が設置され、駅東側に大学が、西側に病院などの医療関係施設が立地しています。
- ・ JR日豊本線東側に国道10号が、西側に(都)曾根行橋線など主要幹線道路が縦断しています。
- ・ JR日豊本線東側の既存市街地は、小波瀬土地区画整理事業により基盤が整備された住宅市街地が形成されています。
- ・ JR日豊本線西側の周辺市街地では、(都)曾根行橋線の整備進捗に伴い宅地化が進んでいます。
- ・ 周辺市街地の西側には、昭和40年代から50年代に開発された大規模住宅団地が立地しています。
- ・ 既存市街地の東側で与原土地区画整理事業による新規住宅地の整備が進められています。
- ・ 国指定の史跡である御所山古墳をはじめ、本町唯一の自然海岸である白石海岸などの貴重な自然・歴史資源が所在しています。



(2) 目指すべき地域の姿

魅力ある住宅市街地が整備された 多様な暮らしと交流のまち

(3) 地域のまちづくり方針

① 土地利用・市街地整備

■ 既存市街地

- ・ 既存市街地は、JR小波瀬西工大前駅周辺及び(都)小波瀬停車場線沿道に日常生活に必要な物販や飲食施設などを立地誘導し、生活の利便性向上を図るとともに、住環境の保全・改善に取り組めます。
- ・ 小波瀬土地区画整理地内は、空き地の利活用を促進し、良好な住環境の形成を図ります。

■ 周辺市街地

- ・ 周辺市街地は、(都)曾根行橋線の整備に伴う宅地化の進行をふまえ、都市内緑地の活用や都市計画法上の制限などにより、低層系住居を中心としたゆとりある住宅地の整備と住環境の保全を図ります。
- ・ 緑ヶ丘、百合ヶ丘、今古賀地区は、今後増加が予想される空き家や空き地の利活用を促進し、住環境の保全を図ります。
- ・ 土砂災害などが発生する恐れのある区域での土地利用見直しの検討を行います。



■ 新規住宅地

- ・ 新規住宅地は、町民による自治会やコミュニティ活動により良好な住宅環境の形成を図ります。
- ・ 与原土地区画整理事業地は、職住近接を生かした魅力ある住宅地整備を図ります。また、南側計画地区は、今後の宅地需要を踏まえたうえで将来の事業手法や方針などを検討します。

② 都市施設整備

- ・ (都)与原白石線や(都)塩塚新浜町線の事業中区間は、与原土地区画整理事業地での良好な住宅地形成のため必要な整備を推進します。
- ・ 国道10号東側の既存市街地内の生活道路は、狭あい部分の解消に向けた検討を行います。
- ・ JR小波瀬西工大前駅の駅関連施設の整備や駅周辺道路の改良などにより、利便性の向上と安全性の確保を図ります。また、駅東西の交流に向けた検討を行います。
- ・ 大熊公園は、既存の公園機能、防災機能などの確保を図るとともに、民間活力の導入や、観光面での活用など新たな取組みの検討を行います。
- ・ 未整備の都市計画公園である与原公園は、与原土地区画整理事業の事業進捗にあわせて整備を図ります。
- ・ 地域の南西側の今古賀、百合ヶ丘団地一帯や、与原土地区画整理事業地内などをはじめとする下水道事業認可区域未整備地区の整備を図ります。

③ 自然・歴史資源の活用

- ・ 御所山古墳などの歴史資源の適切な保存と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 中津街道沿道の歴史的景観の保全と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 苧田山笠の継承と観光資源としての活用を図ります。
- ・ 筑豊県立自然公園に指定されている白石海岸の海浜景観と森林保全を図るとともに、海岸レクリエーションの場として活用を図ります。

④ 都市防災

- ・ 土砂災害や浸水災害などが発生する恐れのある区域の防災対策を図ります。

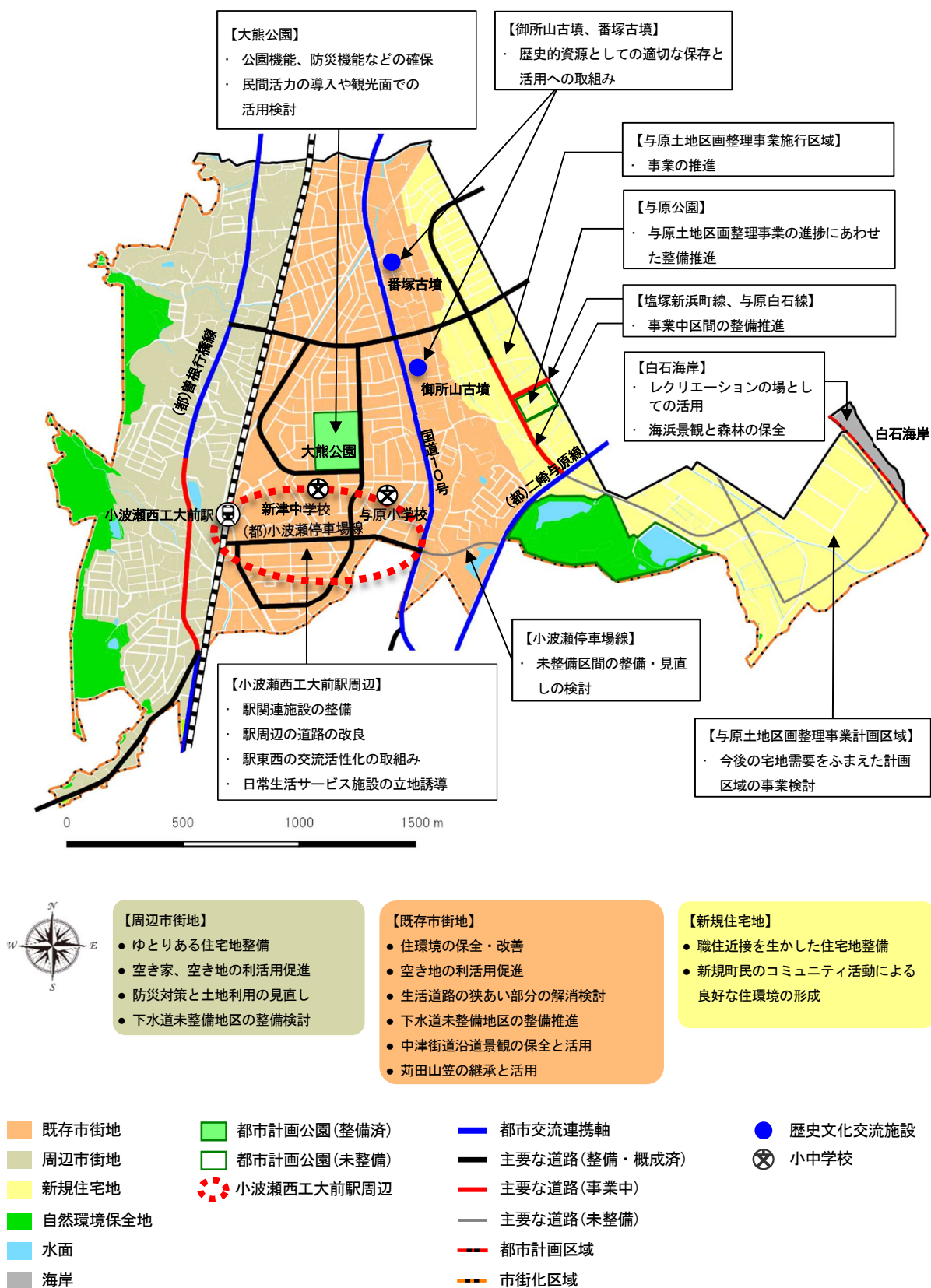


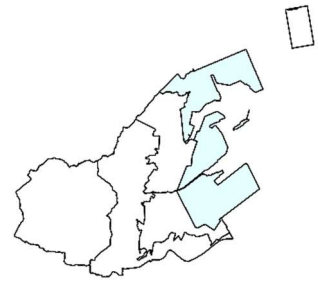
図 5-3 地域づくり方針：与原・尾倉地域



4. 本港・南港・松山地域

(1) 地域の概況

- ・ 本地域は、市街化区域の東側に位置し、北九州市に隣接しています。
- ・ 重要港湾である苅田港と海上空港である北九州空港があり、広域交通の拠点となっています。
- ・ 地域の北側に市街地と北九州空港を結ぶ県道新北九州空港線が横断し、西側に(都)苅田臨海工業線が縦断しています。
- ・ 埋立て事業により造成された臨海工業地帯を形成しており、新松山地区では新たな埋立てが進められています。また、衛生的で快適な都市生活を維持していくための苅田エコプラント、リサイクルセンター、浄化センターが立地しています。
- ・ 広域交通の便の良さや、地域の特性を生かした土地利用と、施設の立地促進を図るため、苅田臨空産業団地、新松山臨海工業団地、空港南町地区、南原・殿川町地区の4地区で地区計画が指定されています。
- ・ 北九州空港周辺の地域は、京築広域景観計画の景観形成重点地区に指定され、良好なまちなみの形成が進められています。
- ・ 企業や工場の立地のほか、地域北側の松山城跡、東側海上の神ノ島こうのしまといった自然・歴史資源が分布しています。



(2) 目指すべき地域の姿

町の発展をけん引する 活力あふれる産業のまち

(3) 地域のまちづくり方針

① 土地利用・市街地整備

■ 臨海・臨空工業地

- ・ 既存工業施設の高度化と、本町の特性である陸・海・空の交通結節拠点機能や、自動車関連産業を中心とした立地企業の特性を生かした、新たな産業の立地・集積を図ります。
- ・ 工業施設周辺における環境面での配慮や緑地の確保などにより、公害防止を図ります。

■ 港湾施設

- ・ 貨物量の増加に対応した港湾機能の向上のため、老朽化した岸壁の整備、航路や泊地の水深維持など港湾整備事業の促進を図ります。
- ・ 地区の特性に応じた臨港地区や土地利用などの見直しの検討を行います。



■ 地区計画

- ・ 苅田臨空産業団地地区は、自動車関連産業の立地など地区計画の目標に沿った土地利用が進んでおり、引き続き空の玄関口としてふさわしい市街地形成を目指します。
- ・ 新松山臨海工業団地地区は、新たな工業用地の整備促進と、臨空・臨海型産業施設の誘致を図ります。また、工業用地の整備進捗に伴う地区計画区域の拡大や見直しを検討します。
- ・ 空港南町地区は、空港関連サービス施設の集積を図るとともに、北九州空港整備事業などの進捗に伴う地区計画区域の拡大や見直しを検討します。
- ・ 南原・殿川町地区は、広域交通の便の良さなどを生かした、沿道型の工業・商業が集積する業務市街地の形成を目指します。

② 都市施設整備

- ・ 南原・殿川町地区を通る(都)南原殿川線の未整備区間は、地区計画区域内での土地利用状況や、そのほかの幹線道路等の整備状況をふまえた整備の有効性について検証し、必要に応じた整備の推進を行います。
- ・ (都)与原工業線や(都)塩塚新浜町線などの未整備区間は、周辺工業地域の土地利用状況や立地ニーズなどを勘案した整備や、必要に応じた見直しの検討を行います。
- ・ 北九州空港連絡橋は、福岡県サイクルツーリズム推進協議会が設定している福岡県サイクルツーリズム広域モデルルートの中の代表的なスポットの一つに位置付けられており、観光面での活用も視野に入れた町内の自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・ 都市計画緑地3号・4号緑地は、与原土地区画整理地内など周辺の土地利用状況等を勘案した整備や、必要に応じた見直しの検討を行います。
- ・ 浄化センターの適切な維持管理と、同敷地へのし尿受入施設の整備を図ります。
- ・ 苅田エコプラントの施設寿命を見据えた、今後のごみ処理システムについての検討を行います。
- ・ リサイクルセンターの適切な維持管理を図ります。

③ 自然・歴史資源の活用

- ・ 松山城跡の適切な保存・管理と身近な緑の景観として保全・形成を図ります。また、更なる維持管理の充実と歴史資源としての活用を図るため、国指定文化財への登録を目指します。
- ・ 神ノ島の海浜環境と森林保全を図るとともに、海の景観形成を図ります。
- ・ 臨海部の産業関連施設を活用した新たな都市景観の形成と、観光面での発信に取組みます。
- ・ 県道新北九州空港線の空港IC入口交差点から空港までの沿道は、地区計画及び福岡県京築広域景観計画により、空の玄関口にふさわしい良好な景観の形成を図ります。

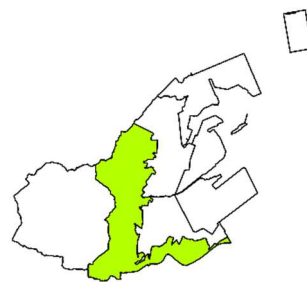
④ 都市防災

- ・ 海に面した本地域の東側一帯及び、浸水災害などが発生する恐れのある区域の防災対策を図ります。

5. 片島・^{ふたぎ}二崎・^{たかじょうさん}高城山地域

(1) 地域の概況

- ・ 本地域は、全域が市街化調整区域に指定され、北側を北九州市に、南側を行橋市に隣接しています。
- ・ 地域の中央を東九州自動車道が縦断し、国道 201 号バイパスや主要地方道苅田採銅所線が横断しています。
- ・ 地域の大部分は山林自然で、本町のランドマークとなる高城山や^{ふたぎやま}二先山のほか、殿川ダムなどがあり、市街地に隣接した身近な緑の空間となっています。
- ・ 地域の南側は、優良農地が広がりその周辺に農業集落が形成されています。



(2) 目指すべき地域の姿

身近な自然と住環境が調和した ゆとりあるまち

(3) 地域のまちづくり方針

① 土地利用・市街地整備

■ 農地及び周辺農業集落

- ・ 優良農地は、開発を抑制するとともに、遊休農地の解消や農業施設の老朽化対策などによる農業振興を図ります。
- ・ 既存の農業集落は、福岡県の条例に基づく区域指定などによる集落活性化の検討を行うとともに、生活環境やコミュニティの維持・向上を図ります。
- ・ 国道 201 号バイパスや国道 10 号などの広域幹線道路沿道は、町を取り巻く産業動向に注視しつつ、地区計画の設定など必要に応じた土地利用を検討します。

■ 山林自然

- ・ 山林自然は、林地開発の規制や荒廃した森林の再生などによる自然環境の保全や、土砂災害防止、水源かん養などの機能保全を図るとともに、身近な自然との交流の場として活用します。

② 都市施設整備

- ・ 産業振興や広域交流の基盤となる都市幹線道路網の形成を図るため、東九州自動車道の全線開通と4車線化、国道 201 号バイパスの拡幅改良を促進します。
- ・ 公共用水域*の水質保全と集落環境改善のため、農業集落排水事業や、合併処理浄化槽の設置などによる適切な汚水処理の実施を図ります。
- ・ 火葬場の適切な維持管理を図ります。



③ 自然・歴史資源の活用

- ・ 高城山及び周辺は、駐車場や遊歩道、展望・休憩場所の整備などによるハイキングコースの充実や、高城山城跡、千本桜などの自然・歴史資源の保全により、町民のレクリエーションの場として活用を図ります。
- ・ 殿川ダムから殿川緑地(3号緑地)までの一帯は、緑と水辺空間の保全や、ホテルなどの貴重な生き物とふれあえる場として活用を図ります。
- ・ 本町のランドマークとなる高城山、二先山は森林保全による身近な緑の景観として保全・形成を図ります。

④ 都市防災

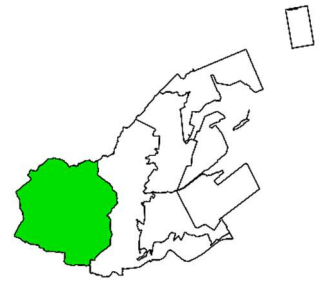
- ・ 山林や農地の保水機能の維持による災害の未然防止を図ります。
- ・ 土砂災害や浸水災害などが発生する恐れのある区域での防災対策を図ります。



6. 白川・山口地域

(1) 地域の概況

- ・ 本地域は、全域が都市計画区域外に位置し、北側を北九州市に、南側を行橋市に隣接しています。
- ・ 地域南側の優良農地や集落一帯が準都市計画区域に指定されており、区域内の集落地に沿って、主要地方道苅田採銅所線や、県道山口行橋線、県道須磨園南原曾根線などの幹線道路が走っています。
- ・ ほ場整備事業や農業集落排水事業などが実施され、農業基盤が整備されています。
- ・ 北九州国定公園や筑豊県立自然公園に指定された山林や広谷湿原、国指定天然記念物である青龍窟、等覚寺の棚田など多くの自然資源や国指定重要無形民俗文化財である等覚寺の松会などの歴史的資源が分布しています。



(2) 目指すべき地域の姿

自然と歴史のロマンただよう 豊かな里

(3) 地域のまちづくり方針

① 土地利用・市街地整備

■ 農地及び周辺農業集落

- ・ 優良農地は、開発の制限などによる保全と、遊休農地の解消や農業施設の老朽化対策などによる農業振興を図ります。
- ・ 農業集落地は、農地や自然と融和した生活環境の維持・保全を図ります。

■ 山林自然

- ・ 山林自然は、土砂災害防止、水源かん養などの機能保全の観点から、林地開発の規制や、植林、間伐、天然林の保護、管理されていない荒廃した森林の再生などに取組みます。

② 都市施設整備

- ・ 町内の地区間交流や、筑豊地域などの周辺地域との交流促進のため、主要地方道苅田採銅所線の整備の促進を図ります。
- ・ 集落間の生活道路や自然・歴史資源を結ぶアクセス道路*として重要な役割を果たす林道については、適切な維持・管理を行います。
- ・ 公共用水域の水質保全と集落環境改善のため、農業集落排水事業や、合併処理浄化槽の設置などによる適切な汚水処理の実施を図ります。
- ・ 山口ダムは、優良農地保全のため、適切な維持・管理を行います。

③ 自然・歴史資源の活用

- ・ 等覚寺の松会や棚田の保全管理などの地域活性化の取組みを支援するとともに、自然・歴史的景観の保全・形成を図ります。
- ・ 青龍窟や広谷湿原、等覚寺城跡などの自然・歴史資源は、適切な保存・管理を行い、白川小学校山口分校跡およびその周辺は、豊かな自然に囲まれた生涯学習活動の場としての整備を検討します。
- ・ 北九州国定公園や筑豊県立自然公園は、豊かな自然景観の保全・形成を図ります。

④ 都市防災

- ・ 山林・農地の保水機能の維持による災害の未然防止を図ります。
- ・ 土砂災害や浸水災害などが発生する恐れのある区域での防災対策を図ります。



図5-6 地域づくり方針：白川・山口地域

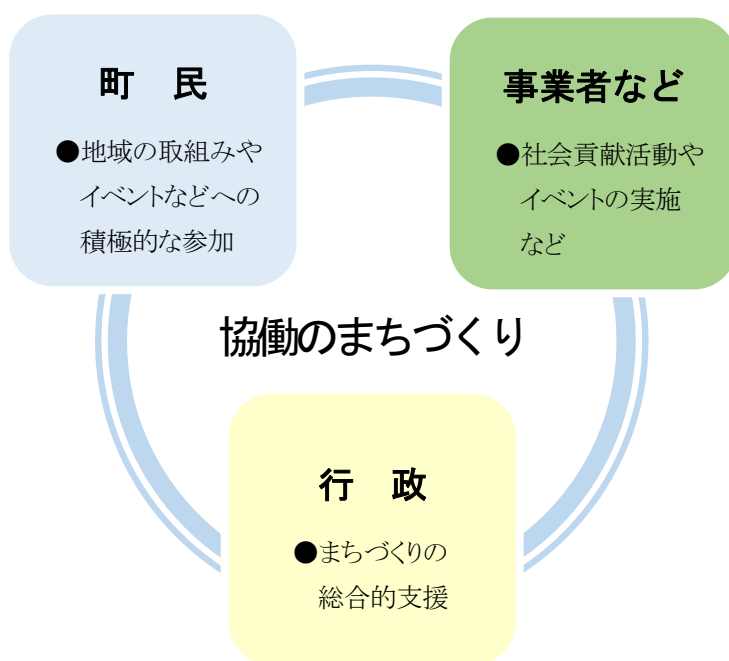
第6章 実現に向けた 取組みと推進体制

1. 実現化方策

(1) 多様な主体の協働によるまちづくり

本マスタープランで示すまちづくりの将来像の実現のためには、行政や町民(居住者、通勤・通学者、まちづくり団体など)、事業者などの多様な主体が、まちづくりに関する課題や方向性を正しく認識し、「自らのまちは自らでつくる」という意識を持つことが必要です。

そのためには行政のみではなく、町民や事業者などがそれぞれに適切な役割を担い、まちづくりに主体的にかかわっていくと同時に、多様な主体間での連携、協力による「協働のまちづくり」を推進していくことが求められます。



① 町民に期待される役割

地域のまちづくりに関する理解を深め、それぞれの立場からできることを主体的に進めていきます。地域の取組みやイベントなどに積極的に参加し、地域への愛着を育みながら、自らが誇れるまちづくりを目指します。

② 事業者などに期待される役割

事業の社会的責任や役割を認識し、環境面や景観などのルールに沿った実施を図ります。地域の一員としてまちづくりへの積極的な参加を行い、社会貢献活動や地域の活性化につながるイベントの実施などに取り組みます。

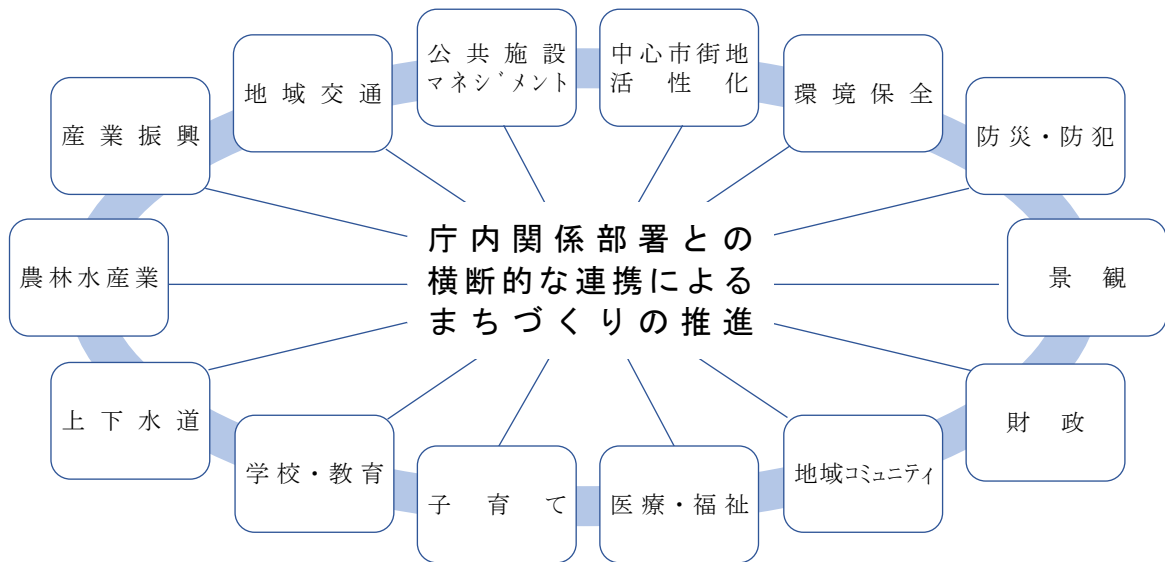
③ 行政の役割

本マスタープランに基づくまちづくりを推進するため、町民や事業者などへの必要な情報提供や、法制度に基づいた規制・誘導などを行い、まちづくりを総合的に支援する役割を担います。また、事業を実施する際には町民や事業者などの意見を積極的に取り入れ、協力・連携を図ります。

(2) 行政の推進体制

① 全庁的な連携による取組み

本マスタープランに基づくまちづくりの推進にむけて、庁内の関係部署間での連携・調整を図ります。また、限られた財源の中で効率的にまちづくりを推進していくために、本マスタープランをまちづくり分野における庁内の共通認識として位置付け、都市計画分野以外の事業を実施する際にも適切な配慮・検討がされるように努めます。



② 国、福岡県、近隣自治体との連携の強化

国や福岡県が主体となり整備される道路、港湾、空港などは、本町のまちづくりにとって非常に重要な要素です。臨海部の工業用地の造成や企業誘致などについても、国、福岡県との継続的な連携を図っていくことで、本町のさらなる発展を目指します。

また、近隣自治体との広域的な協力体制を強化するとともに、産業、交通、観光、防災、教育など様々な分野での交流・連携を図ります。

③ まちづくりに係る制度・事業の活用

本マスタープランに掲げるまちづくりを推進していくために活用可能な手法として、以下に示す各種の制度や事業があげられます。現在実施している取組みのほか、必要に応じて新たな手法の活用を検討します。

■ 立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、人口減少や高齢化が進む中でも安心して快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によるアクセスを可能とするコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づいたまちづくりを促進する制度です。

■ 地区計画

地区計画は、都市計画法に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進める制度です。本町では、苅田臨空産業団地、新松山臨海工業団地、空港南町地区、磯浜町1丁目地区、南原・みなみはら殿川町地区の5地区において地区計画を定めています。今後も、必要に応じて新たな地区計画の導入の検討を行います。



■ 景観計画

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体(景観法に基づく景観行政を担う主体)が良好な景観の形成を図る制度です。

景観行政団体である福岡県が策定した京築広域景観計画は、京築地域の良好な景観を守り育てるため、景観形成基準への適合を求めるとともに、景観資源の保全・活用を推進することとしています。また、北九州空港周辺の地域を景観形成重点地区に定め、もてなしの景観づくりを目標にした良好なまちなみの形成を進めています。

■ 屋外広告物条例

屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止する制度です。

本町においては、福岡県屋外広告物条例と京築広域景観計画に基づき、屋外広告物の表示または、広告物を掲出する物件の設置について、町への申請が必要となっています。

■ 景観協定

景観協定は、景観法に基づき、町民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度です。景観区域内の一団の土地の所有者など全員の合意により、建築物の形態・意匠、敷地、規模、また緑化などの周辺環境に関する事柄に対して基準を設けることができます。

■ 建築協定

建築協定は、建築基準法に基づき、町民自らの手で、良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。住宅地の良好な環境や、商業地の魅力的な店舗づくり、歩行者空間の確保などにより利便性の高いまちづくりを行うため、その区域内における住民全員の合意により、建築物の用途、敷地、位置、形態・意匠などに関する事柄に対して基準を設けることができます。

■ 開発許可制度

開発許可制度は、都市計画法で定められた区域区分の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた制度です。

開発許可制度により、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図ります。

■ 都市計画事業

都市計画事業は、国土交通大臣または、都道府県知事の都市計画事業認可を得て実施される都市施設や市街地開発の整備に関する事業です。

本マスタープランの方針に基づいて、道路や公園・緑地などの整備や土地区画整理事業などの推進を図るとともに、長期未着手の各種事業については、社会情勢などを踏まえながら、必要に応じた見直しを含めた検討を行います。

■ 市街地開発事業

市街地開発事業は、都市計画法に基づき、一定の地域において公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行うもので、市街地環境の改善や新たな市街地の形成を図る事業です。

本町では、職住近接を生かした魅力ある住宅地整備として、与^よ原^{ぼる}土地区画整理事業を進めています。今後も、良好な住宅地整備や既存市街地の環境改善が必要な場合は、市街地開発事業も含めて検討を行います。

④ 町民・事業者への支援体制

より良いまちづくりのためには、町民や事業者などが、まちづくりに関する課題や方向性を正しく認識し、主体的に活動に参加していくことが必要です。本町においては、以下のような支援体制のもと、多様な主体によるまちづくりが行われる環境の構築を進めます。

■ 町民や団体・組織の活動への支援やまちづくりの人材育成

町民のまちづくりに対する意識や関心を高め、学ぶための公民館講座である苜田まちづくりカレッジでは、苜田学やまちづくり学などの各種の講座を通して、協働によるまちづくりを担う人材の育成を図ります。また、まちづくり活動などに自主的に取り組んでいる町民や各種団体・組織などが活動しやすい環境づくりや支援の強化・充実を図ります。

■ 地区計画、建築協定などのルールづくりの支援

地区計画や建築協定の導入は、積極的な町民参加が必要とされることから、町民参加の機会の拡大への取組みや知識の普及、情報の提供に努めるとともに、快適で住みやすいまちづくりのためのルールづくりなどを支援していきます。

■ 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、一定規模以上の一団の土地の区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度です。

この制度の活用により、町民による自主的なまちづくりの推進や地域の活性化が期待されます。

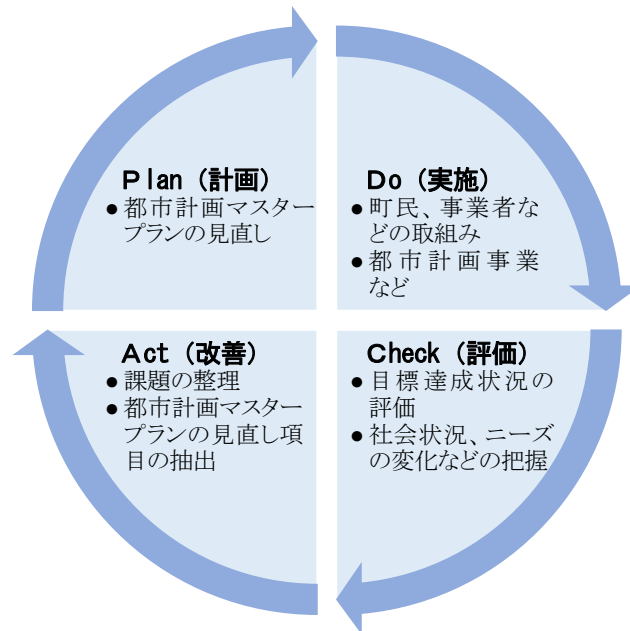
■ 地域の活動（防犯・防災活動、清掃活動、交流活動）の支援

自主防災組織の育成や、青色防犯パトロールなどの防犯・防災活動及び、アダプトプログラム*をはじめとした町民・事業者による清掃活動などを支援していきます。また、外国人を含む新規町民が、これらの活動やイベントなどを通して、本町の歴史や伝統文化に理解を深め、協力してまちづくりに関わっていけるよう、地域の交流活動やコミュニティの形成を支援していきます。

2. 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理

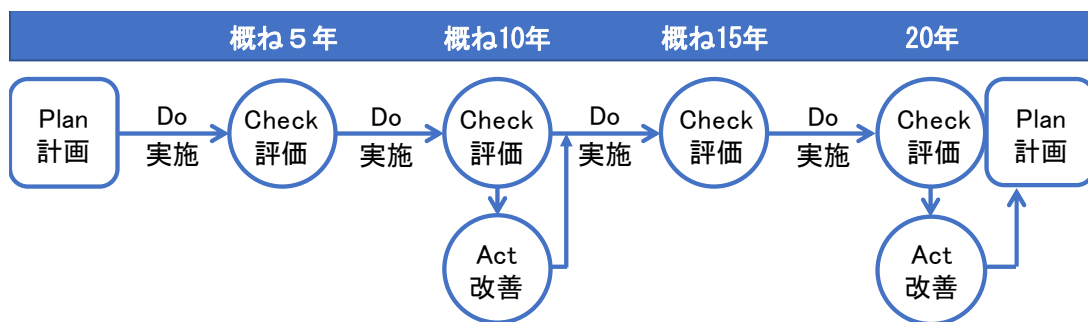
本マスタープランの進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のサイクル(以下、PDCA サイクル)に基づいて実施します。



① 進行管理の方法

PDCA サイクルによる進行管理の方法として、目標達成状況の評価(Check)を概ね5年ごとに行います。評価は、期間中に実施された取組みや事業(Do)のふり取り及び、達成状況を定量的に計測するために設定する評価指標の点検により行います。

以上の評価結果から、課題や社会状況などについて分析を行い、今後どのようなまちづくりに取り組んでいくかの方向性(Act)を整理します。また、必要に応じて計画(Plan)の見直しを検討します。



② 評価指標の設定と点検方法

評価指標は、5つの基本目標の達成に向けて掲げた方針に沿って定め、統計値などによる客観的な指標項目に加えて、住民アンケートの結果による満足度などの主観的な項目を設定します。また、評価指標ごとに基準値(策定時)、現状値(評価時)、基準値の方向性(20年後)を整理し、数値の増減をもとに指標の点検を行います。

指標については、出典となる調査やアンケートに変更・廃止があった場合や、計画策定時には取得できなかった指標で、より適切なものがある場合など随時更新を行います。

表 6-1 評価指標の基準値と目指す方向性

※主な評価指標を抜粋

区分	基本的な考え方	主な評価指標	基準値 (策定時)	基準値の 方向性 (20年後)
【土地利用に関する基本目標】 ～まちの活力と豊かさの持続～				
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集約型のまちづくり ○ 魅力ある住宅地の形成 ○ 安心、快適で住みやすい住宅市街地の形成 	市街化区域内人口割合	H29 90.4%	↗
		住宅の空き家数	H28 219 棟	↘
		住宅地の平均地価	H30 36,064 円/㎡	↗
商業地	<ul style="list-style-type: none"> ○ JR 荻田駅を中心に拠点性・回遊性を高めた中心市街地の形成 ○ JR 小波瀬西工大前駅周辺での生活サービス機能の誘導 ○ 沿道型商業サービス機能の誘導 	商店街の店舗数	H30 113 店舗	↗
		町内での買物が便利であると思う町民の割合	H30 60.9%	↗
		製造業・運輸業の町内事業所数	H28 235 事業所	↗
工業地・港湾用地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通結節拠点機能や立地企業の特性を生かした産業誘致 ○ 産業の振興 ○ 住工の調和 	荻田港における貨物の取扱量	H30 3,637 万t	↗
		農業振興地域内の農地面積	H30 566.5ha	→
農地及び周辺農業集落	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良農地の保全と集落環境やコミュニティの維持 ○ 遊休農地の解消 	耕地面積	H30 546ha	→
		山林自然	未整備森林の面積	H30 159.2ha
【都市施設整備に関する基本目標】 ～快適な生活を支える都市インフラの充実～				
幹線・生活道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要幹線道路の整備促進 ○ 町内交通ネットワークの形成 ○ 歩行者空間の回遊性向上や自転車走行空間の整備 ○ 町内主要道路の維持・管理の充実 	都市計画道路の整備率	H30 53.1%	↗
		生活道路に対する町民満足度	H30 70.4%	↗
		道路サポートの登録団体数	H30 9 団体	↗
公共交通機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ JR 荻田駅周辺の機能充実 ○ JR 小波瀬西工大前駅の利便性向上 ○ コミュニティバスの利便性向上 	駅および駅周辺の利便性に対する町民満足度	H30 50.0%	↗
		コミュニティバスの利便性に対する町民満足度	H30 60.4%	↗
公園・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな公園・緑地の整備 ○ 既存公園・緑地の維持・管理の充実 	公園の利用しやすさに対する町民満足度	H30 67.9%	↗
		公園サポートの登録団体数	H30 4 団体	↗
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設・排水処理施設の充実 ○ 廃棄物処理施設の適切な維持管理 ○ 河川の適切な維持管理 	生活排水の処理率	H30 90.7%	↗
		快適で衛生的な生活環境に対する町民満足度	H30 27.5%	↗

区分	基本的な考え方	主な評価指標	基準値 (策定時)		基準値の 方向性 (20年後)
【市街地整備に関する基本目標】 ～活力ある良好な市街地の形成～					
土地区画 整理事業	○ 与原土地区画整理事業の推進	与原土地区画整理事業の 進捗率	H30	58%	↗
地区計画	○ 地区計画によるまちづくり	地区計画区域内における 行為の基準適合率 (適合件数/届出件数)	H30	100% (14/14)	→
【自然・歴史資源の活用に関する基本目標】 ～生活に豊かさと感じる生活環境整備～					
自然・ 歴史資源	○ 自然資源の活用 ○ 歴史資源の保全・活用 ○ 水辺空間の活用	自然環境に対する町民 満足度	H30	22.9%	↗
		文化財を活用した事業への 参加者数	H30	2,217 人	↗
景観	○ 苅田町らしい魅力ある景観の保全・ 形成	景観や町並みに対する町民 満足度	H30	67.3%	↗
【都市防災に関する基本目標】 ～誰もが安全に安心して暮らせるまちの構築～					
防 災	○ 自然災害対策	災害対策、防災対策に 対する町民満足度	H30	70.5%	↗
		公共施設の耐震化率 (延床面積 500 ㎡以上)	H30	68.8%	↗
防 犯	○ 暮らしを守る防犯対策	地域主体の非行防止活動 への参加延べ人数	H30	1,648 人	↗
		住宅の空き家数	H28	219 棟	↘

(2) 計画の見直し方針

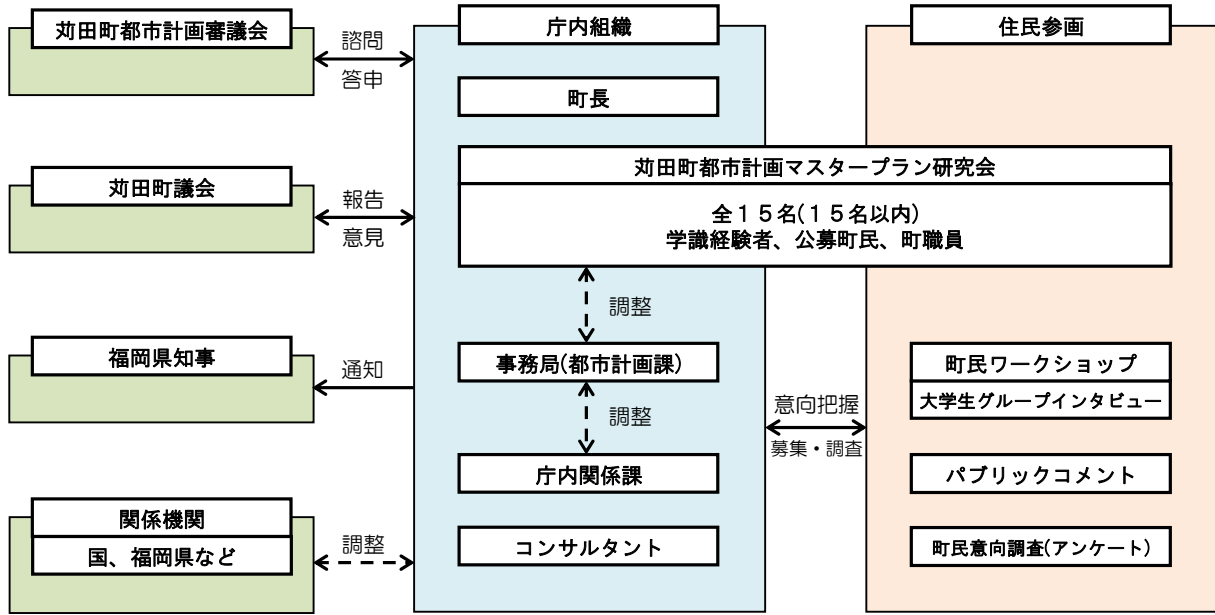
本マスタープランは、2020年を基準に20年後の将来都市像を定める長期的な計画です。策定時からの社会状況などの変化によって、計画どおりにまちづくりが進まないことも想定されます。目標の達成のためには、それらの状況の変化を的確に把握し、臨機応変に対応していくことが必要です。

本マスタープランは、概ね10年後を中間見直し時期とし、上位計画である苅田町総合計画や福岡県都市計画区域マスタープラン、その他の関連計画の見直し動向などもふまえながら、より効果的な施策展開を可能にする計画の見直しを行います。



資料

資料1 苅田町都市計画マスタープラン策定体制



資料2 苅田町都市計画マスタープラン改定の検討経緯

年 月	策定作業概要	苅田町都市計画 マスタープラン研究会	町民ワークショップ	庁内ヒアリング	苅田町都市計画 審議会
平成30年度	6月				
	7月	メンバー選定	メンバー選定		
	8月	第1回 概要説明、アンケート票(案)			着手報告
	9月	現況分析 町民アンケート調査 前計画のふり返り評価 など		第1回 前計画のふり返り	
	10月			第1回 まちづくりへの期待など	
	11月			第2回 まちづくりの目標、土地利用など	
	12月			大学生グループインタビュー (まちづくりへの期待など)	
	1月	課題の整理 など		第3回 都市施設や市街地整備、自然や都市環境	
	2月			第2回 前計画のふり返り	
	3月		第2回 町の現状と課題、アンケート結果		中間報告
平成31年度(令和元年度)	4月	基本方針 全体構想(部門別方針) など	第4回 地域別のまちづくりなど		
	5月				
	6月				
	7月	第3回 基本方針、全体構想		第3回 基本方針、全体構想	
	8月	地域別構想 実現化方策 など	第4回 地域別構想、実現化方策	第4回 地域別構想、実現化方策	
	9月				
	10月	都市計画マスタープラン案作成			原案照会
	11月	パブリックコメント			
	12月				
	1月	都市計画マスタープラン計画書作成	第5回 計画書報告		
2月				答申	
3月					



資料3 苅田町都市計画マスタープラン研究会設置条例

(平成16年3月25日条例第14号)

改正 平成26年3月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるに当り、住民の意見を反映させるため、苅田町都市計画マスタープラン研究会(以下「研究会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 研究会は、次の事項について検討・研究する。

- (1) 苅田町都市計画マスタープラン全体構想に関すること。
- (2) 苅田町都市計画マスタープラン地域別構想に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、苅田町都市計画マスタープランに関すること。

(組織)

第3条 研究会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町職員
- (3) 一般公募により選考された町民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画素案策定が終了するまでとする。

(運営)

第5条 研究会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し研究会を代表する。
- 3 研究会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長は、研究会の意見を取りまとめ、町長に報告する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は、都市計画課に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料4 苅田町都市計画マスタープラン研究会委員名簿

役職	氏名(敬称略)	所属	備考
会長	片岡 寛之	北九州市立大学 教授	
副会長	長 聡子	西日本工業大学 准教授	
委員	尾形 武文	町民代表者	
委員	角崎 明美	町民代表者	
委員	中野 里美	町民代表者	
委員	松本 弘智	町民代表者	
委員	南 美由紀	町民代表者	
委員	小野 恭一	町民代表者(三菱マテリアル株式会社九州工場 工場長)	
委員	辰元 隆一	町民代表者(福島海運株式会社代表取締役)	
委員	金森 孝治	苅田町防災・地域振興課	
委員	城 和浩	苅田町地域福祉課	平成31年4月1日から
	(本丸 尚禎)	苅田町地域福祉課	平成31年3月31日まで
委員	笠本 祐司	苅田町環境保全課	
委員	隅田 衡輝	苅田町交通商工課	平成31年4月1日から
	(大中 英子)	苅田町交通商工課	平成31年3月31日まで
委員	桃坂 昭生	苅田町施設建設課	平成31年4月1日から
	(佐村 有人)	苅田町施設建設課	平成31年3月31日まで
委員	沖永 徳浩	苅田町農政課	

任 期 平成30年8月24日から令和2年3月31日まで

第1章
苅田町都市計画
マスタープランの概要

第2章
改定の背景と
町の状況・課題

第3章
まちづくりの基本方針

第4章
全体構想(部門別方針)

第5章
地域別構想

第6章
実現に向けた取り組みと
推進体制

資
料



資料5 苅田町のまちづくりのあゆみ

西暦（和暦）	主な出来事
1939年(昭和14年)	苅田港建設工事開始
1951年(昭和26年)	苅田港重要港湾に指定
1955年(昭和30年)	苅田町、小波瀬村、白川村の1町2村が合併して新生「苅田町」誕生
1960年(昭和35年)	苅田土地区画整理事業完了
1963年(昭和38年)	県立苅田工業高校開校
1965年(昭和40年)	苅田臨海工業地帯1号埋立地完成
1966年(昭和41年)	県営殿川ダム完成
1968年(昭和43年)	苅田港国際貿易港に指定
1970年(昭和45年)	都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域決定
1971年(昭和46年)	役場庁舎完成 県営油木ダム完成
1974年(昭和49年)	松山工業用地第1工区完成 苅田沖土砂処分場計画決定
1976年(昭和51年)	小波瀬臨海工業用地造成事業完了
1977年(昭和52年)	町の人口が3万人を突破
1980年(昭和55年)	し尿処理場完成・操業開始
1990年(平成2年)	不燃物処理資源化施設稼働
1991年(平成3年)	国道10号線行橋バイパス開通
1992年(平成4年)	等覚寺地区が全国農村景観百選に選出
1998年(平成10年)	苅田エコプラント稼働
2000年(平成12年)	小波瀬土地区画整理事業完了
2002年(平成14年)	公共下水道事業一部供用開始
2005年(平成17年)	コミュニティバス運行開始 京都トンネル開通
2006年(平成18年)	東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジが開通 北九州空港が開港、空港連絡道路が開通 JR 苅田駅東西結ぶ「WE ロード」開通
2008年(平成20年)	苅田町リサイクルセンター稼働
2009年(平成21年)	苅田駅東口駅前広場完成
2010年(平成22年)	与原土地区画整理事業開始
2014年(平成26年)	国道201号線バイパス開通 東九州自動車道苅田北九州空港IC～行橋IC区間開通 苅田町観光協会設立
2016年(平成28年)	東九州自動車道が北九州市から宮崎市まで開通

資料 苅田町ホームページより抜粋

資料6 用語解説

【あ行】

* ICT (Information and Communication Technology)

情報処理・情報通信分野の関連技術。

* 空き家実態調査

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が策定する空家等対策計画の基礎資料として、空き家などの現状を把握するための調査。

* 空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

* アクセス道路

ある目的地へ安全かつ短時間に通行するための道路。

* アセットマネジメント

施設の状態を把握、評価し、中長期的な施設資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的、かつ、効果的に管理する手法。

* アダプトプログラム

住民や事業者、団体などが、行政の支援のもと道路や公園などの公共の場所で自主的に行う公益的な活動及び制度。

* アメニティ

環境の快適さや住みやすさ。

* 沿道型商業・サービス施設

交通の利便性の高い幹線道路沿道における商業サービス施設。

* オープンスペース

都市のなかの公園・緑地や空き地などの空間。

* オープンデータ

インターネットなどで誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータ。一般的に、政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・文献資料・科学的研究資料などを指す。

【か行】

* 街区公園

半径 250m 程度の街区に居住する住民が利用する面積 0.25ha を標準とする公園。

* 合併浄化槽

し尿と生活雑排水を合せて処理する浄化槽。

* カルスト台地

石灰岩などの水に溶解しやすい岩石で構成された大地が、雨水・地表水・土壌水・地下水などによって侵食されてできた地形。

* 基本フレーム

基本となる枠組で、本マスタープランでは目標年次における人口を指す。

* 緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。

* 近隣公園

半径 500m 程度の近隣に居住する住民が利用する面積 2ha を標準とする公園。

* グローバリゼーション

ヒト、モノ、カネが国・地域という枠組みを超えて、活発に移動し、政治や経済、文化が地球規模で拡大する現象。

* 経営耕地面積

農家が経営する田・畑・樹園地などの耕地面積。

* 公共下水道

市街地の下水を排除、処理するための地方公共団体が管理する下水道。

* 公共用水域

水質汚濁防止法において定められた、公共利用のための水域や水路。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路など。

* 工場立地法

工場の立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるよう定められた法律。

* 国勢調査

統計法に基づき、日本に居住している全ての人及び世帯を対象として実施される、国の最も重要かつ基本的な統計調査。国内の人口や世帯の実態などを明らかにするため、5年ごとに行われる。

* コミュニティバス

地方公共団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス。

【さ行】

* サイクルツーリズム

自転車を活用した観光。

* 市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

* 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

* 自然的土地利用

田・畑などの農林業的土地利用と、自然環境の保全を維持すべき山林、水面などの土地利用。

* 循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

* 浚渫

河川の治水、航路や泊地などの水深確保のため、水底の土砂を掘り取る作業。

* 準都市計画区域

都市計画法に基づき、都市計画区域外において、都市的な土地利用が拡大、または見込まれ、将来の都市としての整備・開発・保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域。

* スtockマネジメント

長期的な視点で施設の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築などを実施し、施設管理を最適化する手法。

* スマートウェルネスシティ

身体健康だけでなく、生きがいを持って、全ての人が幸せを実感できるまちづくり。

* 生活道路対策エリア登録

地方公共団体が交通事故の危険性が特に高い場所を生活道路対策エリアに選定し、国から生活道路の交通事故発生状況のメッシュデータなどの情報提供や、必要な安全対策などの技術的支援を受けるための登録。

* 総合公園

住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用する公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置される。

【た行】

* 地域コミュニティ

一定の地域の間人間関係によって結ばれる地域社会。

* 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会。

* 特定空家

空家等対策の推進に関する特別措置法で規定された、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家。そのまま放置すると著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の空き家。

* 都市計画区域

都市計画法に基づき、都市を総合的に整備・開発・保全する必要があると指定された区域。

* 都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的な視点から、それぞれの都市の将来像を描いて、土地利用のあり方や、道路、公園、下水道などの整備方針、自然的環境の保全などを定める計画。

* 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

* 都市施設

都市計画において定められるべき道路や公園・緑地、河川、供給・処理施設など、円滑な都市活動や良好な都市環境を保持するために必要な施設。

* 都市的土地利用

宅地、公共・公益用地、道路・公園用地、交通施設用地など都市を形成する土地利用。

* 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、市街地を面的に整備するため、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行なう事業。

* 土地利用コントロール

土地利用の適切な管理や規制、誘導など。

【な行】

* 農業集落排水

農業用排水の水質保全や配水施設の機能維持、集落における生活環境の改善を図るため、集落のし尿や生活雑排水を処理する施設。

* 農業振興地域の整備に関する法律

農業の振興を図る地域において、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律。

* 農地法

耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とした法律。

* ネットワーク

点的、線的に存在するのではなく、網状に広がりを持つものを示す。

* ノンステップバス

乗降口の段差を無くし、高齢者や車いす使用者など誰もが乗り降りしやすいバス。

【は行】

* バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。種類としては、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物がある。

* ビッグデータ

インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ。

* 福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート（北九州・京築ルート）

福岡県サイクルツーリズム推進協議会により、風光明媚な自転車道などを活用した広域モデルルート5ルートを設定。その中に北九州・京築ルート（約80km）が含まれている。

* ペDESTリアンデッキ

広場と横断歩道橋の両機能を併せ持ち、建物と接続して建設された、歩行者専用的高架建築物。

* 北部九州自動車産業アジア先進拠点

福岡県が目指す拠点で、北部九州の産学官が一体となって、地域の力を集結し、自動車産業の振興に取組み、アジアをリードする自動車の一大生産拠点。

【ま行】

* まち・ひと・しごと創生 苅田町人口ビジョン

苅田町の人口の現状を分析し、人口に関する認識を町民と共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示した構想。

* モニタリング調査

環境監視調査で、定期的な調査あるいは自動観測器を用いた調査。

【や行】

* ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、全ての人が使いやすいデザイン。

* 用途地域

都市計画法に基づき、市街化区域内の地域の特性や、まちづくりの目的に合わせて指定される地域。建築できる建物の種類や用途、容積率、建ぺい率などが定められる。用途地域は全部で13種類あり、本町では9種類が定められている。

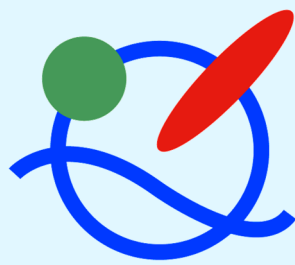
【ら行】

* ランドマーク

都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。

* 臨港地区

都市計画法に基づき、港湾機能を確保するために指定される地区。土地利用に関して一定の制限が課せられる地域地区の一つで、地区内で建築などの行為が制限される。



蒔田町

KANDA TOWN
URBAN PLANNING
MASTER PLAN2020